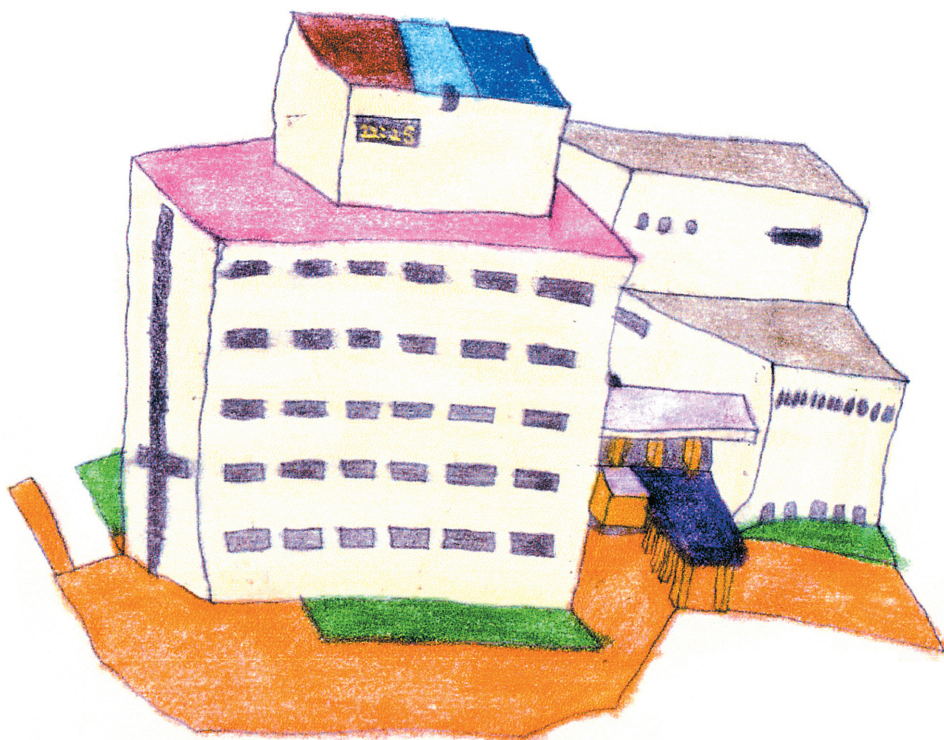


療育福祉 ガイドブック

い し か わ



社会福祉法人 つくしの会
自閉症成人施設 はぎの郷 利用者作品

石 川 県

本書を利用する方々へ

平成17年4月に発達障害支援法が施行されて、これまで様々な制度の谷間となり、支援が十分ではなかった発達障害に対する取り組みが少しずつ動きだし、様々な事業や支援体制の整備が進められてきています。また、教育分野でも、特別支援教育への転換の流れの中で、発達障害が支援の対象に加えられ、支援体制が整備されてきております。

このように、ここ数年、発達障害支援や特別支援教育に対する取り組みが進み、発達障害のある人が受けられる支援制度も増えてきています。しかし、発達障害は対象になっていない支援の制度や発達障害というだけでは使えない支援の制度も多く、発達障害のある人に対する支援は、いわば発展途上の状況にあるというのが現状です。

本書「療育福祉ガイドブックいしかわ」では、発達障害のあるお子さんをお持ちの保護者や当事者、関係者が、各種の支援制度を探したり、利用したりする際の参考としていただけるよう、現段階で利用できる制度を整理し、極力わかりやすくまとめました。

また、このガイドブックを作成するに当たり、お忙しい中、多くの地域、職域、そして親の会の方々から情報等の提供をいただきました。そして、制度自体が年々変化している最中であること、地域により制度や制度の運用面に差があることから、網羅性を重視して、様々な参考本や資料から極力共通的な内容を取り上げて記載しています。したがって、このガイドブックでご紹介した制度が利用できない場合や、ご紹介した内容以上に先進的な利用ができる場合など、地域により取扱いが異なる場合があります。

このガイドブックを参考とし、様々な制度を利用される場合には、各地域における情報や状況を個別に確認し、個々のお子さんや当事者の方々の状況やニーズにあった支援制度を見つけて、うまく利用していくことが必要です。

保護者、当事者をはじめ多くの関係者の方にとって、本書が一つの手がかりとして活用いただければ幸いです。

平成21年4月

石川県健康福祉部障害保健福祉課

「療育福祉ガイドブックいしかわ」

目 次

第1章 発達障害の理解と支援	1
(1) 発達障害を理解する	1
(2) 発達障害者への支援について	7
第2章 相談支援機関	10
(1) 発達障害者支援センター	10
(2) 児童相談所	12
(3) 知的障害者更生相談所	14
(4) 県保健福祉センター（保健所）	15
(5) 金沢市福祉健康センター	16
(6) 市町における発育、発達支援事業	18
(7) 金沢市子ども総合相談センター	26
(8) 在宅障害児等療育相談支援事業	27
(9) 児童家庭支援センター	30
(10) 電話相談	33
第3章 教育機関	34
(1) 特別支援教育等について	34
(2) 石川県内の特別支援学校	36
(3) 石川県特別支援学校一覧	46
第4章 就労支援機関	47
(1) 石川県内の就労支援機関	47
(2) 雇用を援助する制度等	52
第5章 親の会	56
第6章 公共施設・イベント・支援団体等	69
(1) 公共施設	69
(2) イベント	71
(3) 支援団体等	73

第7章 暮らしの制度	79
（1）幼稚園・保育所・放課後児童クラブ	79
（2）児童福祉施設	80
（3）児童デイサービス	83
（4）医療機関への受診について	83
（5）障害者手帳	84
（6）税制度	86
（7）運賃等割引制度	87
（8）障害基礎年金	89
（9）障害者自立支援法	92

(参考資料)

発達障害者支援マップ	95
発達障害者相談支援機関一覧	96
市町障害福祉・母子保健・児童福祉担当課一覧	100
児童デイサービス事業所	101
知的障害者関連施設	102
精神障害者関連施設	104
発達障害者支援法	105
索引	110
「困っているのですが・・・」(Q&A)	115

第1章 発達障害の理解と支援

発達障害者支援法ができるまで

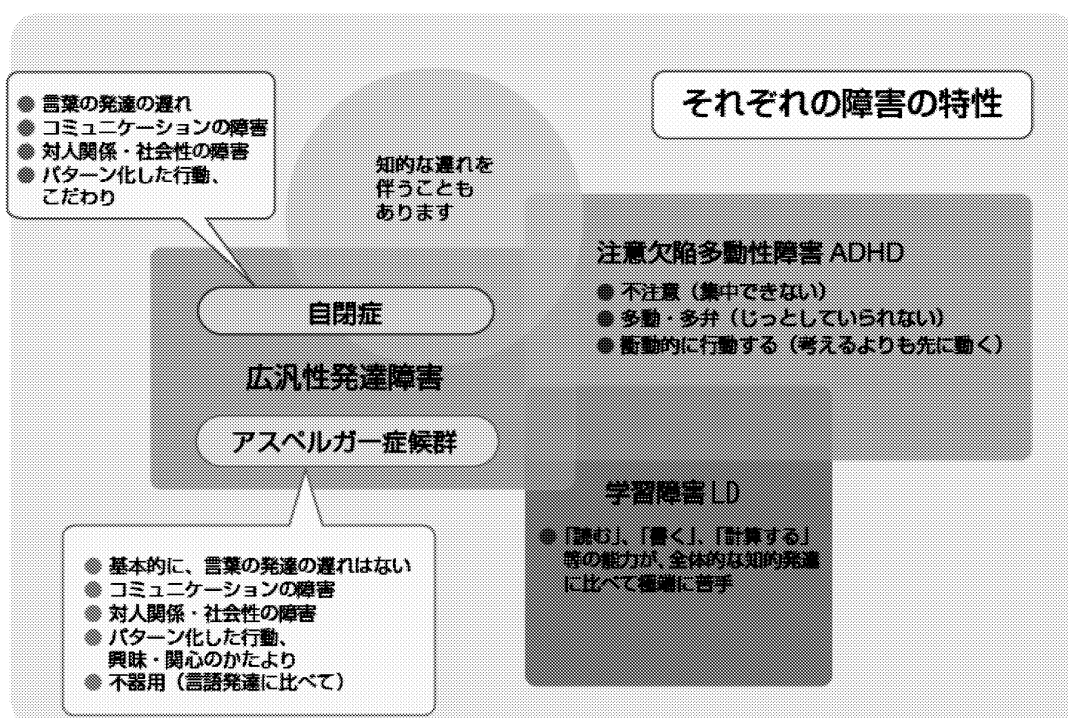
「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害でした。

また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制が十分ではありませんでした。

このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行となりました。

(1) 発達障害を理解する

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。



様々な発達障害のタイプ

《自閉症の人の例》

Aちゃん

急に予定が変わったり、初めての場所に行くと不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高くなって突然大声を出してしまうことがあります。周りの人には、「どうしてそんなに不安になるのか分からないので、何をしてあげたらよいか分からない」と言われてしまいます。

でも、よく慣れた場所では誰よりも一生懸命、活動に取り組むことができます。(ここにあげたのは自閉症の人の特性の一例であり、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって自閉症と断定されるものではありません。)

《アスペルガー症候群の人の例》

Bくん

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人には、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、博士と言われるぐらい専門家顔負けの知識を持っていて、お友達に感心されます。

(ここにあげたのはアスペルガー症候群の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもってアスペルガー症候群と断定されるものではありません。)

* 広汎性発達障害は、自閉症、アスペルガー障害のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称で、下記の3つの特徴が認められます。

① 相互的な対人関係技能の障害

他人との関係を作ることが苦手です。相手との距離を認識できず、親しい人でも目を合わせなかったり、初対面の人になれなれしい態度をとってしまったりして、相手の人に驚かれることがあります。

② コミュニケーション能力の障害

他人に意志を伝えること・理解することが苦手です。やりとりが一方通行になったり、たとえ話(比喩)を理解できず、そのまま受け取ってしまったりして、困ってしまうことがあります。

③ 反復的で常同的な行動、興味、活動のパターン

変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場

所、時間や道順を変更できないことや、ルール違反を極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱してしまって、パニックを起こしてしまうこともあります。

《学習障害（LD）の人の例》

Cさん

会議で大事なことを忘れまいとメモをとるのだけれど、本当は書くことが苦手なので、書くことに集中しようと気を取られて、かえって会議の内容が分からなくなる場合があります。

後で会議の内容を周りの人に聞くので、頑張っているのに周りの人には、「もっと要領良く、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたり、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

（ここにあげたのは学習障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって学習障害と断定されるものではありません。）

* 学習障害（LD）は、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。その主な例が下記の3つです。

- ① 読字障害・特異的読字障害（音と文字の繋がりを理解することや文字の視覚認知に障害があり、読むのが極端に苦手です。）
- ② 書字表出障害・特異的綴字（書字）能力障害（読字障害と重なっていることが多いのですが、視覚認知に障害があり、書くことが極端に苦手です。）
- ③ 算数障害・特異的算数障害（数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手です。）

《注意欠陥多動性障害（ADHD）の人の例》

Dさん

大切な仕事の予定をよく忘れてたり、大切な書類を置き忘れてたりしてしまいます。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

(ここにあげたのは注意欠陥多動性障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって注意欠陥多動性障害と断定されるものではありません。)

*注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする障害です。この3つの症状は通常7歳以前に現れます。

- ① 多動性 (おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります。)
- ② 注意力散漫 (うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。)
- ③ 衝動性 (約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくあります)

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

《その他の発達障害》

上の3つのタイプの他にも、トゥレット症候群のようにまばたき・顔しかめ・首振りのような運動性チック症状や、咳払い・鼻すすり・叫び声のような音声チックを主症状とするタイプのものも、発達障害の定義には含まれています。

様々なタイプを踏まえて

これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

みなさんにわかってほしいこと

発達障害について、よくみられる誤解をまとめてみました。

①診断名に対する誤解

「軽度発達障害は、軽い障害である」

「知的障害を伴う自閉症は、発達障害には含まれない」

「広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害だけが発達障害だ」

・以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきました。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)

・発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない人まで広い範囲を含んでいます。知的障害を伴っていても、自閉症としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべきです。また、発達障害者支援法は、「その他の障害」について詳しく障害名をあげていませんが、「トゥレット症候群」といった障害も対象に含まれています。

②障害の予後についての誤解

「発達障害は能力が欠如しているから、ずっと発達しない」

「発達障害は一つの個性なので、配慮しないままでもそのうち何とかなる」

・発達障害は「先天的なハンディキャップなので、ずっと発達しない」のではなく、発達のかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、家庭環境、教育など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害の人も同様であると考えていいでしょう。つまり、成長とともに改善されていく課題もあり、必ずしも不変的なハンディキャップとは言い切れないのです。もちろん個人差はありますが、「障害だから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまい

ます。周囲が彼らの凸凹のある発達のかたを理解しサポートすることにより、「ハンディキャップになるのを防ぐ可能性がある」という視点をもつことは重要です。

・一方で、発達障害は一つの個性だから配慮は必要がないと考えるのも行き過ぎです。現在では、成人になった発達障害者が、小さい頃から配慮が受けられず困難な環境の中で苦勞して成長してきたことを教えてくれる本なども出版されてきています。

③支援方法についての誤解

「自主性尊重が大事で、大人があれこれ手を出すのは良くない」
「有名な訓練方法を取り入れれば、それだけで治る」

・発達障害の人の中には、本人任せにされるよりも、実は「きちんと教えて貰うこと」「きちんと止めて貰うこと」が必要な場合があります。もちろん、一律的なやり方ではダメで、その人に合ったやり方を工夫しなければなりません。その反対に、良かれと思って一方的に有名な訓練方法を取り入れても、本人が何に困っているのかきちんと把握しないままでは、本人にとっては迷惑な話かもしれません。

・支援者の中には「自分が培ってきたノウハウが、そのまま新しく支援対象として位置づけられた発達障害者の支援にも良いはずだ」という思いこみをもってしてしまうことがあります。しかし、ノウハウのどの部分が目の前にいる発達障害者に適切で、どの部分が不適當なのかあらためて点検する必要があります。

④まちの中で見られる行動への誤解

「キーキー声を出すこどもやパニックは迷惑だから、外出させない方がよい」
「発達障害の子がパニックを起こしたら、大勢で協力して止めに行くのがよい」

・発達障害の子も、家の中に閉じこもっているだけでなく、町の中で様々な行動のかたやルールを学んでいきます。しかし、発達障害のこどもが騒いだり、パニックを起こしたりしているときに「何で親は厳しく叱らないんだ」と周囲をイライラさせてしまう場合があるかもしれません。しかし、発達障害

の子の中には、少しの時間待ってあげる方が、無理に叱るよりもずっと早く混乱から抜け出すことができることもあります。

・道路で寝ころんでしまったときなどは、移動させるのを手伝って貰うと家族は助かりますが、沢山の人が一斉に近づくことは逆に興奮させてしまうこともあります。上手に発達障害の子の混乱に対応できなくても、「あれは発達障害の子のパニックだ。そのうち落ち着くだろう」と知識を持っていてくれるだけで、本人も家族もずいぶん楽になるのです。

（２）発達障害者への支援について

発達障害に関する専門相談は、「石川県発達障害支援センター」および「ペース」において行われています。県内各地には、幼児期から大人までの間、児童相談所をはじめ、教育センターや特別支援学校の相談室などの教育機関、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、その他、療育機関などの相談機関がありますが、まだまだ十分に整備されていないことから、必要と思われる相談をタイムリーに受けられないこともあり、今後の整備拡充が重要な課題となっています。

今後は、各地域に於ける相談窓口の拠点として、保健福祉センターや児童相談所における相談機能の充実強化を図るとともに、福祉圏域や各市町など身近なところで相談が受けられるようにしていくことが求められています。

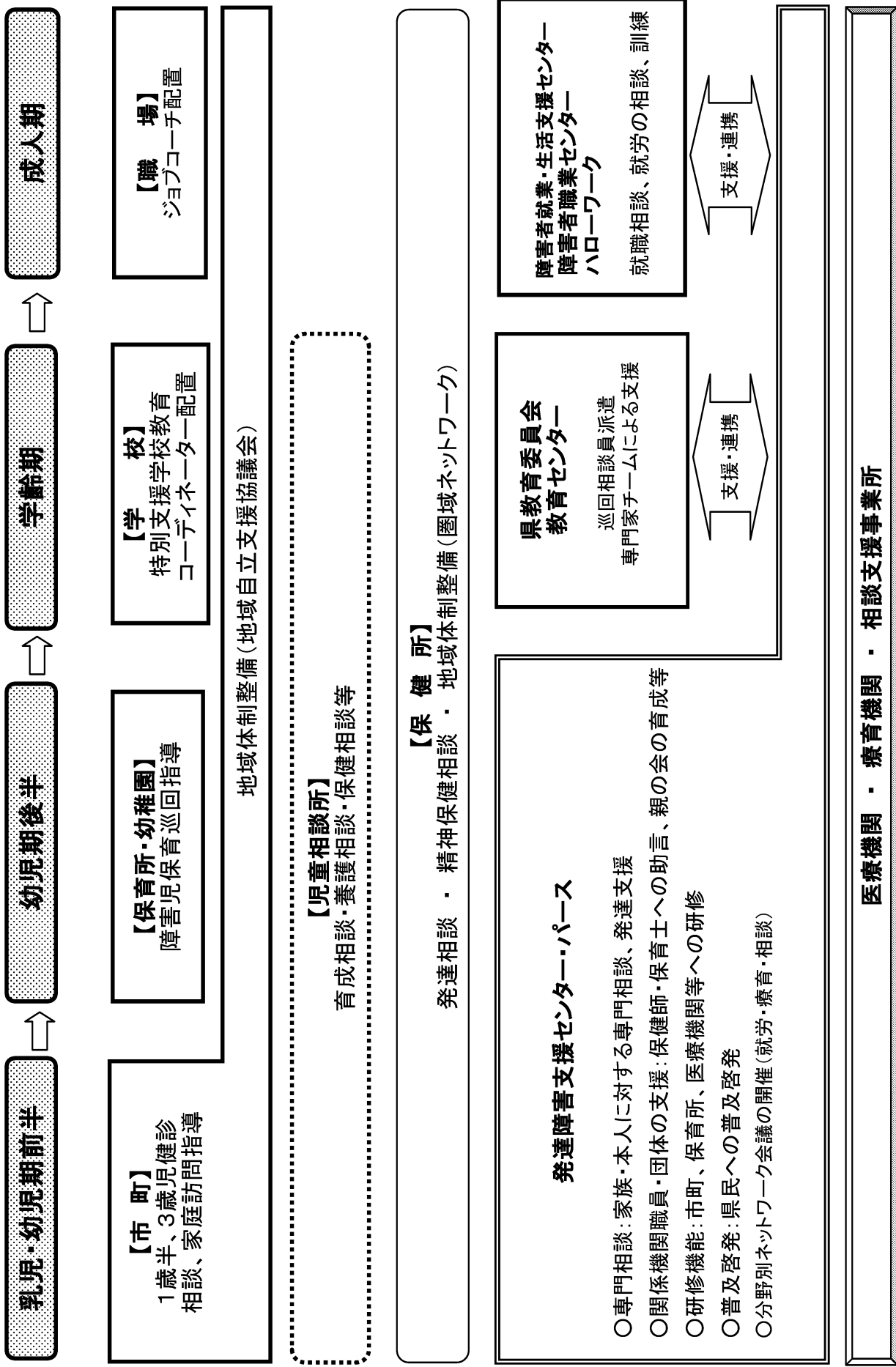
また、診断や治療・療育を行っている医療機関はあるものの、年齢等に条件があったりして、各年代を通して受診や療育を受けていくことが可能な医療機関は限られています。研修等により、発達障害の診断や治療・療育などに対応ができる医師や医療機関の拡充が必要です。また、発達障害の特性を理解して診察を行う歯科医や眼科医などを把握し、必要としている保護者等に情報提供ができるような仕組みを構築していくことが求められます。

障害者自立支援法における障害者の定義及び個々のサービスの適用については、身体障害者を除けば、手帳所持はサービス提供の要件とされておらず、発達障害者に関しても、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無によるものではなく、法が定義している知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となりうるものです。

障害者自立支援法における発達障害者の位置付けについては、障害者自立支援法施行後3年の見直しについてとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、「発達障害及び高次脳機能障害については、概念的には精神障害又は知的障害に含まれており、障害者自立支援法の対象となりうるが、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくするために、障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確化する必要がある。その際、特に発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれていることを踏まえ検討すべきである。」とされているところです。

(発達障害情報センター 「発達障害を理解する」参照)

ライフステージに対応した支援



第2章 相談支援機関

(1) 発達障害者支援センター

発達障害専門の支援機関です。地域の拠点機関として設置され、発達障害者とその家族の生涯にわたるあらゆる相談を受けています。関係機関との連携を図り、相談内容に応じたコーディネートを行います。

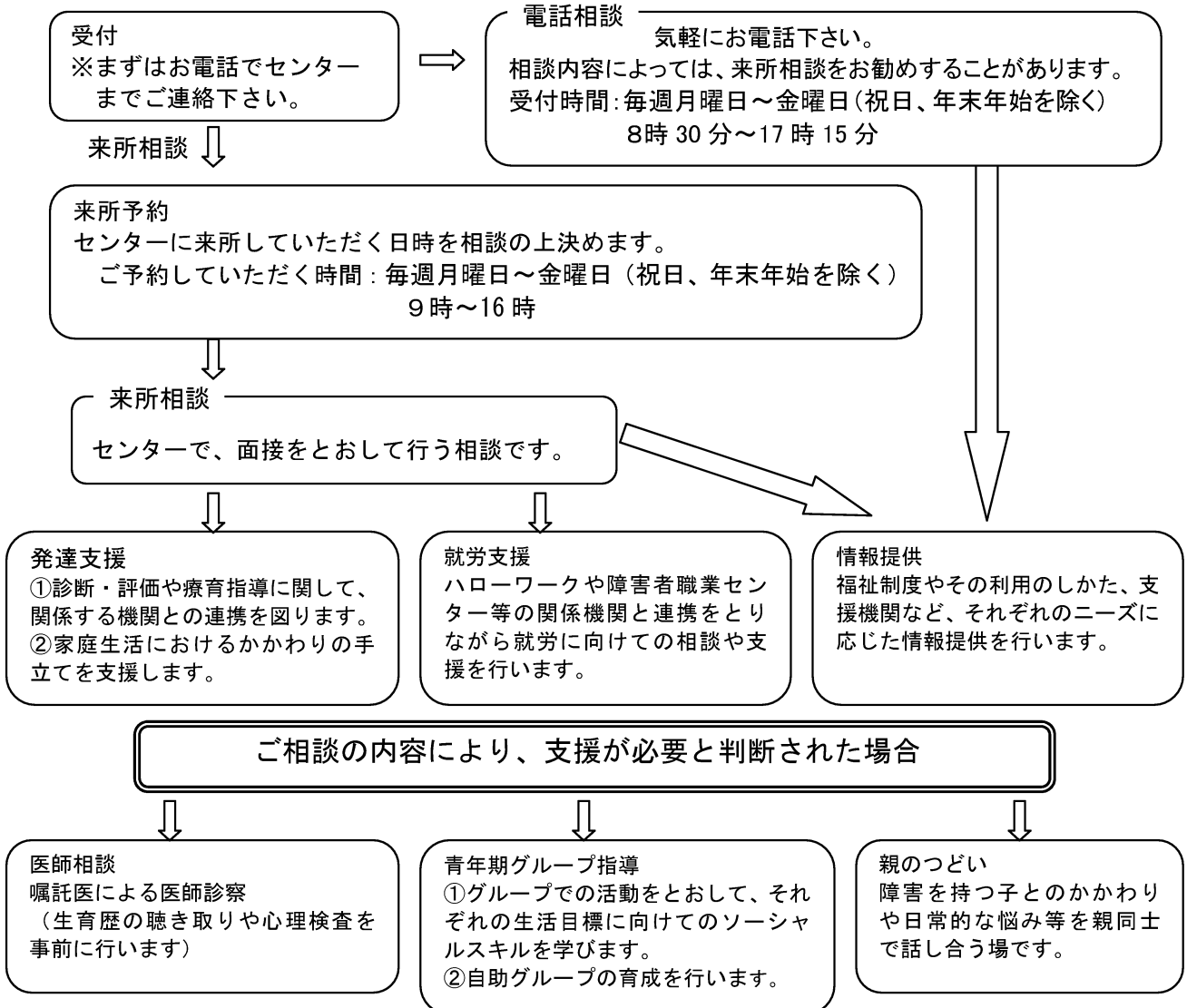
石川県発達障害支援センター

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地 TEL/ FAX(076)238-5557

平成17年4月にスタートした、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害などの発達上の困難をお持ちの方やご家族、関わるすべての人のための支援センターです。

自閉症等の方々が安心して地域で暮らしていくために、関係機関と連携をとりながらそのライフステージに沿って、生涯にわたる継続的なお手伝いをしていきます。

センターの利用について



※センターの利用料はすべて無料です

普及啓発・研修

発達障害についての理解を深めるために、講演会や研修会などを企画運営します。また、要望があれば研修会にもうかがいます。

関係機関との調整

家庭、学校、職場などにおいて、障害をもつ人ご本人やそのご家族がより良いサービスを受けられるように、関係機関との調整を行います。

発達障害者支援センター パース

〒920-3123 金沢市福久東1丁目56番地オフィスオーセド2F

TEL(076)257-5551 FAX(076)257-1916

E-mail path@hagino-sato.com

<http://www6.ocn.ne.jp/~path>

自閉症や発達障害に関する相談支援を専門とする4名のスタッフがいます。臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持っています。

実施主体は石川県ですが、事業の受託母体が社会福祉法人なので、短期間での人事異動はありません。就学前から就職以降まで長い期間に亘ってお付き合いさせていただきます。

対象は、ご本人、ご家族、学校の先生、所属機関の職員などすべての方々です。費用は無料。

◆ 気になるお子さんや発達障害のあるお子さんについての相談

家庭の中や保育場面・学校での困りごとについて相談したり、必要に応じて心理アセスメント等を行います。それに基づき支援計画を立て、ご家族や先生方とケース会議を行います。

学校に入学するときや、卒業して就職や福祉サービス利用等を始めるときなど、人生の節目節目でご本人やご家族、関係機関をサポートします。

【方法】メール、電話、来所、家庭訪問、機関訪問、ケース会議などご要望に応じます。

【実施日】毎週月～土曜日 9:00～17:00

※電話かメールで予約してください。

◆ 就労をめざしている方、就労を続けたい方、仲間作りしたい方の相談

就労をめざしているがなかなか結びつかない方、発達障害のある方やご家族の相談を行います。

就労に移行するための福祉サービス利用についての情報提供を行います。

グループ活動や余暇支援など、就労継続のためのサポートを行います。

【方法】メール、電話、来所、職場訪問、就労支援機関とのケース会議などご

要望に応じます。

【実施日】 毎週月～土曜日 9:00～17:00

※電話かメールで予約してください。

グループ活動は夜間や日曜日にも行っています。

※事前に面接が必要です。

◆同じ悩みについて話し合え、いろんな情報交換ができる場「パースウェブネットクラブ」

発達障害のある方、ご家族、支援者、一般県民らがインターネットのSNS（ソーシャルネットワーキングシステム）を使って様々な情報を交換したり、同じ悩みについて気軽に話し合える場です。2009年1月現在で、131名の方が登録しています。大変好評です。

【方法】 所定の用紙に記入の上、ファックスまたはメールでお申し込みください。

用紙はパースのホームページからもダウンロードできます。

【実施日】 年中無休

◆ 周囲の理解を深めるために

パースのスタッフが「発達障害」に関する相談役や講師として様々な場所へ出向きます。

親の会の支援やボランティアの養成、福祉サービス従事者の養成等を行います。

【これまで行ったところの例】

保育所、幼稚園、小・中・高校、専門学校、大学、放課後児童クラブ、子育て支援団体、病院、警察、裁判所、民生委員の研修会、ハローワーク、発達障害児の親の会、保健福祉センター、障害福祉サービス事業所、行動援護従事者養成研修など

(2) 児童相談所

児童相談所では、子どもに関するあらゆる相談に応じます。内容により精神科、整形外科、小児科などの医学診断、心理診断、社会診断を行い、必要な助言、指導を行います。

中央児童相談所

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号

TEL(076)223-9553 FAX(076)223-9556

<管轄区域>金沢市を除くかほく市以南

①通所指導

【事業内容】

18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を受けています。専門の相談員、児童心理司がお話しをお聞きします。1、2回の面接で不安が解消されて相談が終わることもありますが、相談の内容から他機関へ紹介したり、継続的に通所していただくという方法もとります。

また、南加賀地区にお住まいの方の利便を図るために、南加賀保健福祉センターにも児童福祉司・児童心理司が常駐し、相談を受けています。

【実施日】月～金曜日（祝祭日を除く）

【従事者】児童福祉司、児童心理司

【費用】無料

【申し込み】予約制となっていますので、事前に電話で予約してください。

②難聴児通所指導事業

【事業内容】

聴能、読話訓練、文字指導、手話指導、発音訓練、母親の勉強会、その他年間通じていくつかの行事があります。

【実施日】毎週火曜日 午後2時～4時

【対象】聴覚障害児

【申し込み】各管轄区域の児童相談所へ申し込みください。

七尾児童相談所

〒926-0031 七尾市古府町そ部8番地 TEL(0767)53-0811 FAX(0767)53-3669

<管轄区域>羽咋郡以北

通所指導・巡回相談・巡回指導

【事業内容】

18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を受けています。専門の相談員、児童心理司がお話しをお聞きします。1、2回の面接で不安が解消されて相談が終わることもありますが、相談の内容から他機関へ紹介したり、継続的に通所していただくという方法もとります。相談の流れは基本的には上記のとおりですが、幼児の発達相談の場合には、個別の通所指導（通年で1～2週間に1回）だけでなく、継続的にかかわっている親子を対象として、小集団による指導や親が子どもとどうかわればよいかを考える機会としての親子のつどい、就学や養育について学習する保護者のつどいも行っています。また、遠隔地の方の利便を図るために、輪島・珠洲でも相談を受けています。子どもには遊びを通して全体的発達を促すことを、保護者には不安の軽減を図るとともに子どもについての理解を深めることを目的に、関わりを考えていきます。

【実施日】月～金曜日（祝祭日を除く）

【従事者】医師、児童心理司、保育士、児童福祉司

【費用】無料

【申し込み】予約制となっていますので、事前に電話で予約してください。

金沢市児童相談所（こども総合相談センター）

〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号 TEL(076)243-4158

<管轄区域>金沢市内

通所指導

【事業内容】

金沢市内にお住まいの、18歳未満のお子さんについての相談を受けています。

児童福祉司及び児童心理司が、保護者やそのお子さんのお話しをお聞きし、抱えている問題について一緒に考えていきます。保護者やお子さんだけの通所も可能です。

【実施日】月～金曜日（祝祭日を除く）

【従事者】児童福祉司、児童心理司

【費用】無料

【申し込み】事前にお電話にてお問い合わせください。

(3) 知的障害者更生相談所

石川県知的障害者更生相談所

〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内 TEL(076)223-9554

【事業内容】

ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師がチームを組み、知的障害者に関する施設入所や職業、療育手帳などの相談に応じ、能力や適性、生活歴及び環境などを総合的に判断し、助言指導を行っています。

具体的には次の業務を行っています。

①相談・判定業務

ア 相談・・・調査、社会診断及び助言指導など

イ 医学的判定・・・精神発達遅滞の原因や他の病気の有無、心身の状態や社会適応性、施設入所の適否などを医学的に診断し、助言指導等

ウ 心理学的判定・・・診断面接、心理検査、観察等により、知的能力の程度や性格、社会適応性などを判定し、日常生活にお

ける望ましい行動や家族などの配慮や接し方及び
施設入所後の適否などについて、助言指導等

②判定書・診断書・証明書の交付等

ア 療育手帳の判定

イ 依頼に応じ所得税の控除その他の目的で使用する証明書の交付

(4) 県保健福祉センター（保健所）

保健福祉センター及び地域センターでは、幼児期の精神発達状況について、
医師による診察、保健師、心理判定員による相談・指導を行っています（幼児
精神発達相談）。この他、こころの健康相談会等を開催しています。

保健福祉センター・地域センター

名称	所在地	電話番号
南加賀保健福祉センター	小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796
〃 加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1	0761-76-4300
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250
〃 河北地域センター	津幡町字中橋口1-1	076-289-2177
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	0767-53-2482
〃 羽咋地域センター	羽咋市旭町ユ20番地	0767-22-1170
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4	0768-22-2011
〃 珠洲地域センター	珠洲市宝立町鶴島ハ124	0768-84-1511

①幼児精神発達相談

（石川中央、かほく地域センターを除く保健福祉センターで実施）

【事業内容】

幼児期の精神発達状況について、医師による診察、心理判定員及び保健師
による相談・指導を行っています。

【対象】言葉の遅れや落ち着きがないなど、精神発達に心配のある幼児

【従事者】医師、保健師、臨床心理士

【費用】無料

【申し込み】予約制となっています。事前に電話で予約してください。

②心身障害児在宅療育総合支援事業

（能登北部保健福祉センター、珠洲地域センターで実施）

【事業内容】

能登北部保健福祉センター及び珠洲地域センターでは、発達に心配のある

児を対象に育児教室や個別相談会を開催しています。

【内容】

整形外科医による診察、保護者の学習会、医師、言語聴覚士、作業療法士による講話、宿泊体験など

【対象】 発達に心配のある児及び保護者

【従事者】 医師、保健師、言語聴覚士、作業療法士など

【費用】 無料（一部実費負担）

【申し込み】 予約制となっています。事前に電話で予約してください。

③こころの健康相談（全保健福祉センターで実施）

【事業内容】

児童から大人までのこころの健康相談全般の中で、発達障害の相談・支援も行っています。専門医による医療相談と必要に応じて臨床心理士、保健師による相談・指導も行っています。

【対象】 こころの健康全般に関すること

【従事者】 医師、保健師、臨床心理士等

【費用】 無料

【申し込み】 予約制となっています。事前に電話で予約してください。

④でんでんむしの会（ひきこもり親の会）（石川中央保健福祉センターで実施）

【事業内容】

不登校を含め学校を中退または、卒業しても社会適応が上手くできず、引きこもり状態にある人たちを抱える保護者への支援をおこなっています。当事者の相談にも乗っています。

【対象】 ひきこもりの子どもを抱える保護者および当事者

【従事者】 臨床心理士・でんでんむしネットワーク代表

【費用】 毎回300円（茶菓子代）

【申し込み】

予約はいりません。当日参加も可能です。毎月第3火曜日13時半から

(5) 金沢市福祉健康センター

金沢市の福祉健康センターでは、次の事業を行っています。連絡先、実施日は別表を参照してください。

①乳幼児健康相談

【事業内容】

希望者及び乳幼児健康診査で経過観察が必要な児に対し診察し、相談を行います。

【対象】乳幼児

【従事者】小児科医師、保健師、管理栄養士

【費用】無料

【申し込み】自由来所(管轄の福祉健康センターに日程をお問い合わせ下さい。)

②幼児ことばの相談

【事業内容】

言葉の遅れ、行動、情緒の発達の心配がある幼児に対して、相談を行います。

【対象】言葉の遅れ、行動、情緒の発達の心配がある幼児

【従事者】小児精神科医師、保健師

【費用】無料

【申し込み】予約制

③子育てホットライン

【事業内容】

妊娠・出産・育児に関する様々な疑問や悩みに電話、FAXで相談を受け、福祉健康センター及び保健所の福祉保健、医療専門職が連携して助言指導をします。

【対象者】市民の方

【費用】無料

【申し込み】専用電話またはFAXにて受け付けます。

金沢市の福祉健康センターの事業日程

センター名	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター	駅西福祉健康センター
事業名	〒921-8034 金沢市泉野町6-15-5 電話 076-242-1131 FAX 076-242-8037	〒920-0842 金沢市元町1-12-12 電話 076-251-0200 FAX 076-251-5704	〒920-8533 金沢市西念3-4-25 電話 076-234-5103 FAX 076-234-5104
	実施日	実施日	実施日
乳幼児健康相談	月1回 13:30～15:00	月1回 13:30～15:00	月1回 13:30～15:00
幼児ことばの相談(要予約)	毎月第3木曜日 13:00～15:00	毎月第4木曜日 13:30～15:30	毎月第2月曜日 13:30～15:30
子育てホットライン専用電話・FAX	月～金曜日 8:30～17:00 電話 076-244-4500 FAX 076-242-8037	月～金曜日 8:30～17:00 電話 076-251-3500 FAX 076-251-5704	月～金曜日 8:30～17:00 電話 076-234-3500 FAX 076-234-5104

※相談・教室の実施日はやむをえず変更することもありますので、必ず確認してください。

(6) 市町における発育、発達支援事業

市町では、子どもの健やかな成長を支援するため、乳児健康診査や1歳半、3歳児健康診査を行っています。

また、発達が心配なお子さん、育児に不安をお持ちの保護者の支援を行っています。

主な内容は次のとおりです。

市町村・担当課	事業名	実施場所	実施日	対象
七尾市 健康推進課 七尾サンライフプラザ内 保健センター 〒926-8550 七尾市本府中町738 電話 0767-53-3623	ゆったり子育て相談	保健センター	毎月1回 9:30～11:30	言葉の遅れ、性格、行動が心配、子どもとどう遊んだらいいか、子どもを怒ったり、叩いてしまうなどの相談のある方
	すくすく相談 (子どもの発育発達相談)	保健センター	毎週水曜日 13:00～15:00	体重、身長を測りたい、食事の内容、離乳食の進め方がわからない、発達が心配などの相談のある方
		さつき苑	毎月1回 10:00～12:00	
		中島健康福祉センター 能登島健康福祉センター		
小松市 いきいき健康課 すこやかセンター 〒923-0961 小松市向本折町へ14-4 電話 0761-21-8118	母と子の遊びの教室	すこやかセンター	概ね月3回 9:30～11:15	発達等の心配がある児や育児不安のある親
	ダウン症児の親の会	すこやかセンター	年1～2回	ダウン症児とその親
輪島市 健康推進課 〒928-0001 輪島市河井町 2部287-1 電話 0768-23-1136	すくすく相談 2か月児	子育て支援センター	毎月 第4火曜日	2か月児とその母親
	乳幼児健康相談	子育て支援センター	毎月 第4水曜日	0歳～就学前の乳幼児とその家族
		門前保健センター	毎月 第1火曜日	
		まちなめばえ子育て支援室	毎月 第4金曜日	
子育て相談	輪島市ふれあい健康センター	年7回程度	1歳半～就学前	
珠洲市 福祉課 健康増進センター 〒927-1214 珠洲市飯田町5-9 電話 0768-82-7742	子育てなんでも相談	健康増進センター	保健相談 第4水曜日 10:00～11:00 栄養相談 第1金曜日	乳幼児とその家族
	ダウン症児親子交流会	健康増進センター	不定期 土・日開催	ダウン症児とその家族

ねらい・内容	従事者	費用	申し込み
個別の相談を重視し、親の育児不安の解消が図られるよう支援する。 内容:育児相談、親子遊び	保健師	無料	予約制 電話で申込み
気軽に相談できる場として保護者の育児不安の解消と乳幼児のすこやかな成長を促す。 内容:育児相談、身体測定、栄養相談	保健師 栄養士 看護師	無料	予約制 電話で申込み
児の発達にあった親子のふれあい方、母親への相談	保健師 保育士 心理士	無料	要連絡
親同士の交流、情報交換	保健師	無料	要連絡
早期からの子育て支援により育児不安の解消と親同士の交流を図る。母乳育児の推進と育児不安の軽減を図り、母子関係の確立を図る。 内容:身体計測、育児相談、集団での仲間づくり	保健師 栄養士 保育士 母子保健推進員	無料	申込み不要
子どもの発育発達・離乳食相談等子育ての悩みを保護者が気軽に相談でき、安心して育児ができる。 身体発育、運動発達、検診のフォローの場として行う。 内容:身体計測、育児に関する個別相談	保健師 助産師 栄養士 保育士 母子保健推進員	無料	申込み不要
精神面の発達に問題を抱える児を対象として、行動観察や発達検査を行い、関わり方等について助言を行う。	臨床心理士 相談員 保健師	無料	予約制
すこやかな発育と発達の支援を行い、育児不安の解消、親同士の交流を目的とする。 内容:身体測定、個別相談、自由遊び、ちびっ子健康情報	保健師 栄養士 他講師	無料	申込み不要
ダウン症についての学習、親子交流、情報交換	保健師 他講師 障害児ボランティア	無料	要連絡

市町村・担当課	事業名	実施場所	実施日	対象
加賀市 健康課 〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41 番地の5 電話 0761-72-7866	親子遊びの 教室	市民会館 母子多目的 ルーム	毎月 第1火曜日 (設定日) 第3火曜日 (開放日) 9:30~11:30	発育、発達、行動上心配のある児や子育てに不安のある親
	親子の発 達相談	市民会館	不定期 13:30~16:00	幼児相談・幼児家庭訪問・保育所巡回相談及び親子遊びの教室で個別対応を要する児と親
	幼児相談	市民会館	毎月原則 第2水曜日 9:30~11:30	1歳6か月児健診、3歳2か月健診でことばや精神面の遅れ及び親子関係等に心配、育児不安等がある児と親
白山市 健康増進課 健康センター松任 〒924-0865 白山市倉光3丁目100 電話 076-274-2155	親子あそび の教室	健康センター 松任 鶴来保健セ ンター	6回1コース を年3回 9:30~11:30	1歳6か月児健診後の経過観察の場 発達面の遅れ、親子関係等の心配、育児不安等のある方
	幼児相談	健康センター 松任 美川すこやか センター 鶴来保健セン ター	月3~4回	3歳児健診後の経過観察の場、発音、構音、吃音等で心配のある児、精神発達面等に心配のある方
	母子相談	健康センター 松任 美川すこやか センター 蝶屋児童館 鶴来保健セン ター	月4回	乳幼児と保護者
	あそびの教室 (2教室あり)	かほく市宇ノ 気保健福祉 センター	月2回	1歳6か月児健診などで発達に心配のある方
かほく市 健康福祉課 〒929-1125 かほく市宇野気二71-2 電話 076-283-1117	心と言葉の発 達相談	かほく市宇ノ 気保健福祉 センター	月1回	1歳6か月児健診などで発達に心配のある方
能美市 健康推進課 〒923-1297 能美市来丸町1110番地 電話 0761-52-8004	育児相談	寺井健康福 祉センター	毎月 第1・3月曜日	乳幼児と保護者
	心理相談	『サンテてら い』	毎月 第1水曜日	乳幼児健診・相談において、強い育児不安や悩みをもつ保護者
	発達相談		年3回 (7月・11月・3月)	発達に遅れの心配がある子どもと保護者
	ことばの相談		不定期	ことばの遅れなど言語発達面において心配のある子どもと保護者
	あそびの教室	辰口健康福 祉センター	1コース6回を 年3回 水曜日	乳幼児健診・相談で発達・発育や情緒面、親子関係等に心配があった方、または育児不安のある方

ねらい・内容	従事者	費用	申し込み
子どもの関わり方を知る(4回1コース)。 内容:自由遊び、親同士の交流、手作りおやつ、設定遊び、 座談会・情報交換、学習会、個別相談	保健師 保育士 栄養士	無料	要連絡
子どもの発育発達・親の育児不安の軽減を図る。 内容:児との関わりの実際、児を巡っての話合い	障害児心理学助教授 保健師 保育士	無料	予約制
児の健全育成の支援と親の育児不安軽減を図る。 内容:身体測定、問診、発達検査、自由遊び、相談	保健師 臨床心理士	無料	要連絡
親子での集団遊びを通して保護者が子どもの発達や特徴を 捉えて関わりが持てるよう支援し、個別相談にも応じる。 保護者同士の交流により、育児不安の軽減が図られるよう、 友達づくりも支援	保健師 保育士 母子保健推進員 臨床心理士	無料	予約制
関わりが難しい子、発達がゆっくりな子、発音・吃音に心配の ある子の保護者や育児不安の強い保護者に対して個別相談 を行い、育児不安の軽減を図る。	保健師 臨床心理士 保育士 言語聴覚士	無料	予約制
保護者が気軽に相談できる場として、保護者の育児不安解消、 乳幼児のすこやかな成長を促す。 内容:身体計測、栄養相談、育児相談	保健師 栄養士	無料	申込み不要
発達を促す親子遊びの方法、子への接し方を実践を通して 学ぶ。 内容:自由遊び、交流会、親子設定遊びなど	心理相談員 保育士 保健師	無料	予約制
発達を促す親子遊びの方法、子への接し方を実践を通して 学ぶ。 個別相談	心理相談員 保育士 保健師	無料	予約制
保護者が気軽に相談できる場として、育児不安の解消を図り 乳幼児の健全な発育発達を促す。	保健師 栄養士	無料	申込み不要
保護者の育児に関する不安や悩みを解消し、児の健全な 発育発達への支援を行う。	臨床心理士 保健師	無料	予約制
発達に関する相談に応じ、児に適した発達を促すための支援 を行う。	精神科医師 臨床心理士 保健師	無料	予約制
言語発達の相談に応じ、児に適した言語発達を促すための支 援を行う。	言語聴覚士 保健師	無料	予約制
親と子のあそびを通して児の成長や発達を捉え、母子関係等 の改善や育児不安の軽減を図り、児の健全な発達を促す。	臨床心理士 保健師 保育士	無料	予約制

市町村・担当課	事業名	実施場所	実施日	対象
川北町 福祉課(川北町保健 センター) 〒923-1267 川北町字壺ツ屋196 電話 076-277-1111	どんぐりひろ ば(育児サー クル・育児相 談)	川北町児童館 または 川北町保健 センター	月2回 10:30～12:00	乳幼児と保護者
	親子ふれあい サロン	川北町保健 センター	月2回 10:00～12:00	乳幼児と保護者
野々市町 保健センター 〒921-8825 野々市町三納500-1 電話 076-248-3511	こども相談	野々市町保 健センター	毎月 第3月曜日	1歳6か月以降の児で言葉や発達面で相 談が必要な方、その他育児相談、栄養相 談希望者
	幼児発達相 談	野々市町保 健センター	年8回程度	幼児健診等で発達の遅れや子どもの関わり 方で養育上の心配があった方
	幼児遊びの 教室	野々市町保 健センター	5～7月6回 9～10月6回 1～3月6回	1歳6か月児健診で言葉や発達の遅れ、親 子関係等に心配のあった方、1～2歳児で 育児不安を持つ方(定員15組程)
	赤ちゃん相談	野々市町保 健センター	毎月第2・ 第4金曜日	乳児健診等で発育・発達面に経過観察が 必要な児、育児相談、栄養相談希望者 (1歳6か月まで)
	つくしんぼ教 室	野々市町保 健センター	年10回程度	幼児健診・相談等で発達や社会性などに 心配のある方、育児不安が強い方
野々市町教育委員会 学校教育課 電話 076-227-6162	なかよし教室	野々市町教 育センター	毎週土曜日 14:00～16:00	野々市町在住の知的、情緒面などに発達 の遅れがあると認められる12歳までの児 童等及び保護者
津幡町 健康推進課 〒929-0393 津幡町加賀爪二3 電話 076-288-7926	遊びの教室	津幡町福祉 センター	毎月 第1火曜日 9:30～11:00	1歳6か月児健診等で、言葉の遅れや育児 の心配をお持ちのお母さん
	幼児こころと 言葉の発達 相談	津幡町福祉 センター	毎月 第2木曜日 9:15～10:15 10:30～11:30	1歳6か月児健診等で、言葉の遅れや育児 の心配をお持ちのお母さん
内灘町 健康推進課 保健センター 〒920-0271 内灘町鶴ヶ丘2丁目161-1 電話 076-286-6101	幼児発達相 談	内灘町保健 センター	毎月 第2水曜日 9:00～12:00	乳幼児と保護者
	あいうえ教室	内灘町保健 センター	毎月 第4金曜日 10:00～12:00	幼児と保護者
	5歳児事後 相談	内灘町保健 センター	年3回 (不定期)	5歳児健診後、就学に向けて不安を抱え ている保護者

ねらい・内容	従事者	費用	申し込み
親と子の触れ合い、遊びを通して、母子の信頼関係を強め、 児の健やかな成長を促す。 また、保護者の交流の場として、育児不安・育児ストレスの 解消を図る。	保健師 保育士	無料	不要
保護者が気軽に相談できる場として、保護者の育児不安の 解消と乳幼児の健やかな成長を促す。	保健師 子育てサポーター	無料	不要
保護者が気軽に相談できる場として育児不安の解消と幼児 の健やかな成長を促す。 内容:身体計測、栄養相談、育児相談	栄養士 保育士 母子保健推進員	無料	申込み不要
言葉の遅れ等発達面について経過観察が必要と認められた 幼児とその保護者に対し、必要な療育の指導を行い、必要時 療育機関を紹介する。	保健師 臨床発達心理士	無料	予約制
親と子の遊びを通して、母子関係等の改善、養育上の悩み、 不安解消と幼児の健やかな成長を促す。	保健師 保育士 心理判定員 母子保健推進員	無料	対象者に個別連 絡
保護者が気軽に相談できる場として保護者の育児不安の解 消と乳児の健やかな成長を促す。 内容:身体計測、育児相談、栄養相談、母乳相談 お母さん方の交流	保健師 助産師 栄養士 母子保健推進員	無料	申込み不要
継続的な個別相談を行い、必要な療育上の指導を行うことで 健やかな育ちを支援し、保護者の育児不安の解消を図る。	保健師 臨床心理士	無料	予約制
学校での集団生活を行えるように学習会や遊び、課外活動な どを通じて指導訓練を行うとともに、児童等の保護者の養育 上の相談に対応し、不安の解消を図る。	専門相談員	無料	教育委員会に 問い合わせ
母と子が遊びを通して親子関係の改善や養育上の悩みを 解消する。保護者同士の交流を図ることで育児不安の軽減も 行う。 自由遊び・育児相談・リズム遊び	保健師 母子相談員 保育士	無料	予約制
幼児期における言語や発達の遅れについて心配な保護者の 相談に対して、個別に支援・指導を行う。 自由遊び・育児相談	保健師 母子相談員 保育士	無料	予約制 (1日2組)
乳幼児の言語、運動などの発達について心配や不安を持つ 保護者の相談に対して、指導・支援を行う。	小児科医師 言語聴覚士 保健師	無料	予約制 (保健センター に連絡)
発語の遅れなど、不安を抱える保護者と幼児に、遊びを通して 適切な指導や助言を行い、幼児の健全な発育、発達を促し、 良好な母子関係を図る。	言語聴覚士 保育士 保健師 看護師	無料	予約制 (保健センター に連絡)
軽度発達障害などの疑いを指摘された児の保護者に対して、 心理相談及び就学に向けての相談を行う。	臨床心理士 養護学校教諭 保健師	無料	予約制 (保健センター に連絡)

市町村・担当課	事業名	実施場所	実施日	対象
志賀町 健康福祉課 保健福祉センター 〒925-0141 志賀町高浜町カの1番 地1 電話 0767-32-0339	げんキッズ 広場	保健福祉セ ンター	毎週 火・金曜日 10:00～11:30	乳幼児と保護者
	ゆう遊クラブ	保健福祉セ ンター	毎月 第2火曜日	未入園児とその保護者
富来保健福 祉センター		毎月 第4火曜日		
宝達志水町 健康福祉課 〒929-1311 宝達志水町門前サ11-1 電話 0767-28-5526	幼児相談	宝達志水 町民センター アステラス	月1回 午前 保育所巡回 午後 個別相談	乳幼児健診等で運動や言語発達などに 心配のあった方
中能登町 保健環境課 保健センターすくすく 〒929-1704 鹿島郡中能登町 末坂2部57番地1 電話 0767-74-0797	すくすく相談	町内子育て 支援センター 6箇所	月1回 10:00～11:00	未入園の児とその保護者
	からだの教室	保健センター すくすく	月1回 (第1火曜日) 9:30～11:30	乳児健診で発達面で経過観察の児
	遊びの教室	保健センター すくすく	月1回 (第3水曜日) 9:30～11:30	1歳7か月児健診後の経過観察 1歳7か月児健診で児に言葉や発達の遅れ がある方や、育児不安等がある方
能登町 健康福祉課 〒927-0695 能登町字松波13-75 電話 0768-72-2504	母子健康相 談 (電話、訪問、 面接)	能登町 健康福祉課	平日 8:30～17:00 (相談の上 決定)	乳幼児と保護者

ねらい・内容	従事者	費用	申し込み
親同士・子ども同士の交流の場とし育児不安の軽減を図る。	保健師	無料	申込み不要
育児に関することや、親のリフレッシュのための講座	保健師 栄養士 保育士 母子保健推進員	無料	申込み不要
児と保護者に来所してもらい、その児が持っている問題解決に向けて、継続的に支援し、児に応じた発達を促す。	保健師 保育士 臨床心理士	無料	保健師を通して 連絡
保護者が気軽に相談できる場とし、育児不安の軽減と児の健やかな成長を促す。 内容:身体計測・栄養相談・育児相談	保健師 母子保健推進員	無料	申込み不要
個別相談を重視し、保健師が児の発達に応じた日常生活のアドバイスをを行い、乳児の健やかな成長を促す。	保健師 母子保健推進員	無料	申込み要予約
保護者が児の発達や特性をスタッフと一緒に確認し、日常生活で児に合わせた関わりが持てるよう、個別相談も行う。 内容:設定遊び・自由遊び・個別相談	相談支援専門員 保健師 保育士 母子保健推進員	無料	申込み要予約
子どもの健康、育児などについて、いつでも相談できる場とする。	保健師 栄養士	無料	お子さんの発達 や育児に関する お悩みがありましたら、健康福 祉課保健師まで ご連絡下さい。

(7) 金沢市こども総合相談センター

金沢市教育プラザ富樫こども総合相談センター

〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号 TEL(076)243-0874

【事業名】 専門相談、巡回専門相談

【場所】 教育プラザ富樫又は各学校、保育所、幼稚園等

【実施日】 専門相談は月17回、巡回専門相談は随時

【対象】 児童とその保護者、保育士、教員等

【ねらい】 専門家によるアドバイスを受ける。

【従事者】 医師・大学教授・臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士

【費用】 無料

【申込み】 予約制

幼児相談室（富樫・森山・八日市）

◆ 富樫幼児相談室 〒921-8171 金沢市富樫3-10-1（教育プラザ富樫内）
TEL(076)243-6415

◆ 森山幼児相談室 〒920-0842 金沢市元町1-7-7（森山保育所内）
TEL(076)251-1154

◆ 八日市幼児相談室 〒921-8064 金沢市八日市2-465（八日市保育所内）
TEL(076)280-1171

【理念・特徴】

発達に遅れや問題があると思われる子どもとその保護者を対象に「親子の遊び」を通して、子どもとの関わり方や育児方法などを指導助言することで、育児支援を行う。

【対象】 乳幼児とその保護者で、金沢市在住の方

【通室方法】

保護者と同伴で月2～4回通室。1回につき1～2時間程度（予約制）

【療育活動】

○乳幼児の心身の発達に関する相談

専門指導員による相談も受けられます。

○乳幼児とその保護者への通室による親子指導

親子のふれあいや遊びを通して、その子に合った関わり方を保護者と一緒に見つけ、アドバイスしています。また、小集団の中で友達とふれあい、社会性の芽が育つように支援しています。

○育児懇談会の開催

保護者への支援として、同じ悩みを持つ親同士のネットワークづくりができるように企画しています。

【手続き】

お近くの相談室に、直接又はお電話でご連絡ください。

(8) 在宅障害児等療育相談支援事業

在宅障害児(者)が地域生活を送るにあたって、身近な地域で療育指導、相談等が受けられます。

県が事業を実施し、県立施設以外では障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に委託しています。

各施設には在宅福祉を担当する職員(コーディネーター)がいて、家庭訪問・電話等で在宅療育に関する保護者の相談等に応じたり、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行っています。

幸徳園サポートセンターゆめのわ

〒922-0331 加賀市動橋町リー1 TEL(0761)74-6603 FAX(0761)74-6604

E-mail yume-s@mail2.kagacable.ne.jp

【支援及び相談体制等の内容】

地域で生活している障害児(者)の方々の生活をご支援するために、療育の指導や生活するうえで必要な相談を受けています。

【実施している療育支援】

○ポータージプログラム(予約制)

家庭で取り組みやすい課題を子どもの発達に応じて指導・支援していく個別プログラムです。

○ミュージックケア(予約制)

音楽を使用して情動の発達や選択する力、身体バランス・精神バランスの偏りへのアプローチを個別または小集団で行います。

○施設支援一般指導

お子さんの在籍している施設で関わり方や支援の仕方の指導・支援を行います。

【費用】

費用はかかりません

【開設日】

月～金曜日 9:00～17:00

【お申し込み】

まずは「サポートセンターゆめのわ」までお電話でお問い合わせ下さい。

小松療育園

〒923-0183 小松市瀬領町丁1番地2号 TEL(0761)46-1306 FAX(0761)46-1307

E-mail shien@komatsu.isg.or.jp

【支援内容】

○「にこにこタイム」(音楽療法)

未就学児の親子を対象に、音楽療法プログラムを中心とした療育支援を行っています。

【対象】 障害をもたれている児または発達が気になる児とその保護者

【活動日】 毎週金曜日（祝日はお休み） 14：00～15：15

【場所】 小松療育園

仏子園

〒924-0024 白山市北安田町 548 番地 2 TEL(076)275-0616 FAX(076)275-0689

E-mail bussien@po3.nsknet.or.jp

【特徴】

知的に障害のある子ども達が専門的支援を受けながら生活しています。一人ひとりの個性を大切に、生きる喜びが実感できる支援をおこなっています。

明和養護学校松任分校が隣接しており学校と連携しながら総合的な療育をめざしています。

海洋クラブ活動(ヨット、カヌー)、海外姉妹施設提携(ドミニカ共和国、台湾、アメリカ合衆国、ヨルダン)等特徴ある取り組みをおこなっています。

◆在宅障害児等療育相談支援事業

生まれた地域での「暮らし」を大切に、一人ひとりがいきいきと暮らせるようお手伝いします。

【主な内容】

- ・療育や生活についての相談、支援
- ・福祉サービスや制度についての情報提供
- ・社会的資源や行政との調整、連携
- ・各種事業所、団体との調整

【具体的な例】

- ・発達のおくれが気になる方
- ・集団になかなか参加できない方
- ・家庭での支援の仕方に悩んでいる方
- ・障害手帳の申請は？（療育手帳・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳）
- ・行政機関等への相談は？（市役所、役場、相談所、発達支援センター等）
- ・就学に向けて進路は？

【支援する方法・内容】

- ・コーディネーターがご相談をお受けし、必要に応じて訪問します。家庭や保育所幼稚園、また学校や就労先に訪問し、療育についての支援方法や連携等について支援します。
- ・一人ひとりにあった専門プログラムを提供します。（TEACCHプログラム、問題行動対応プログラム、スヌーズレン利用等）

【対象地域】

石川中央圏域…白山市、野々市町、金沢市、内灘町、かほく市、津幡町

【費用】

基本的には無料です。但し、利用されるサービスによって実費負担となることがあります。

【申し込み】 事前にご連絡下さい。

石川療育センター

〒920-1146 金沢市上中町イ67-2 TEL(076)229-3033 FAX(076)229-3043

URL <http://m-aiiku.jp/ryouiku>

発達が気になる子どもさんやそのご家族が、家庭や地域でしあわせに暮らせるよう、医療、福祉の関係スタッフが連携し、専門的な治療・療育・相談を行っています。必要に応じて他機関と連携し、よりよい支援を目指しています。

【内容】

○心理療法

生活しにくさや悩みがある子どもさんへの遊戯療法、ソーシャルスキルトレーニング、カウンセリングなど、子どもさんとご家族に合わせた方法でお手伝いをしています。

○ポーターゲ発達相談

ポーターゲプログラムに基づき、家庭で取り組める課題をご家族と考え、実施しています。

○グループ活動

小集団での活動を通して、学校や家庭で楽しく明るく生活していくためのお手伝いをしています。

○その他

関係機関の職員へのアドバイスなどを行っています。

【費用】

「在宅障害児等療育相談支援事業」については、ご利用の際の費用は無料になっています。

【申し込み】

ご予約が必要になります。まずはお電話にてお話をお伺いします。

サポートアメニティあらいふ

〒929-1343 羽咋郡宝達志水町小川式7-1

TEL(0767)28-8820 FAX(0767)28-8821 E-mail alive@shionkai.or.jp

【支援及び相談体制等の内容】

在宅で生活している障害児・者の方の地域における生活を支えるため、療育の指導や生活するうえで必要な相談を受けています。

【実施している療育】

○ポーターページ～早期教育プログラム～

一人ひとりのこどもの発達に応じて、家庭で取り組みやすい課題を指導していく個別プログラムです。

【費用】

費用はかかりません。

【申し込み】

直接、「サポート・アメニティあらいぶ」にお電話下さい。

石川県精育園

〒927-0021 鳳珠郡穴水町字七海6字50番

TEL(0768)52-0284 FAX(0768)52-3349

【内容】

○在宅支援訪問療育等指導事業

訪問により、保護者への子育て・療育相談を行う。

○在宅支援外来療育等支援事業（ポーターページ教室）

対 象：就学前児童

内 容：子育てにつまずきや不安を感じている保護者とその児童を対象に個別の支援方法について助言を行う。

出務者：日本ポーターページ協会 小坂正栄氏

平成20年度：月1回（4ケース、要予約）

会場：精育園 いこいの家

○施設支援一般指導事業

登録児童在籍施設での関わり方等の助言などを行う。

【費用】無料

【開催時期】月～金 8:30～17:00（土・日・祝除く）

(9) 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもと家庭に関するさまざまな相談に応じ、必要な助言や児童相談所等との連携、連絡調整を総合的に行っています。

ファミリーステーションいなみえん

〒922-0412 加賀市片山津温泉井6 TEL(0761)75-8889 FAX(0761)74-1461

児童に関する相談

児童の福祉に関する様々な問題について、児童や、その家庭、地域住民からの相談をお受けします。

必要に応じて臨床心理士（カウンセラー）の相談も受けられます。

まずは、お気軽にご連絡下さい。

【相談日時】

○一般相談（電話相談も受け付けます）

月～土 9時～17時

○心理相談

毎週金 9時～12時

毎週土 15時～18時

*心理相談は事前に予約が必要です。

【場所】 加賀市片山津温泉井6番地（片山津小学校近く）

【費用】 無料

【申し込み・問い合わせ】 ファミリーステーションいなみえん 0761-75-8889

こども家庭支援センター金沢

〒921-8105 金沢市平和町3丁目23番5号

TEL(076)243-8341 FAX(076)243-8343

【事業内容】

①各種相談

専門の相談職員（社会福祉士、臨床心理士）が子育てや家庭に関する相談に応じます。

・電話相談（24時間）

・一般相談（センターへの来所による相談）9:00～17:30（金曜日、祝日を除く）

・訪問相談（職員が訪問）

・心理相談（要予約）月・火 13:00～15:00／土 13:00～17:00

②子育て支援短期利用事業

契約市町（金沢市、白山市、野々市町）の委託を受けて、専用の施設にて実施しています。

・ショートステイ

保護者が病気や出産、研修や出張などのため、子ども（2歳以上）の養育が一時的に困難になった場合、短期間（7日以内）の宿泊を含めた預かりを行っています。

・トワイライトステイ

保護者が仕事の都合などで帰宅が遅くなる場合、夕方から21時迄の間の

夕食を含めた子ども(2歳以上)の預かりを行なっています。

【費用】

①相談事業は無料、②子育て支援短期利用事業は世帯の収入により異なります。

【申込】

①相談事業は直接、②子育て支援短期利用事業は各市町にお問い合わせ下さい。

あすなろ子育て広場

〒927-0035 鳳珠郡穴水町志ヶ浦 15 字 1 - 3

TEL(0768)52-4141 FAX(0768)52-4140 E-mail kosodate@sweet.ocn.ne.jp

児童家庭支援センターは児童福祉法に位置づけられた子どもと家族のための相談・支援機関です。あすなろ子育て広場では、スタッフ(相談員、臨床心理士)が、子どもと家族に関するあらゆる相談に応じています。

対象となるのは概ね 18 歳まで(児童福祉法に基づく)の子どもで、発達や療育に関する相談、支援については、以下のような事業を行っています。

【主な療育支援事業】

① 発達・療育相談(電話、メール、来所、訪問)

言葉のおくれなど子どもの発達・発育に関する心配事や悩み、障がいに関する相談をお受けします。相談の内容やご家族の希望によっては、他機関へのご紹介もします。

電話やメールの相談は随時受け付けていますが、来所や訪問での相談を希望される場合は、あらかじめ電話にてご連絡下さい。

また、相談日を設けて、能登北部管内の市町にスタッフが出向く市町訪問相談を行っています。実施日については、各市町担当課と調整をします。(月 1~2 回程度)

② 通所支援

上記の相談をお受けした上で、継続的な通所を提案することがあります。

基本的には親子同室で、遊戯療法を用いながら子どもの理解を深め、ご家族と一緒に支援のポイント等について考えていきます。

ご家族の希望に合わせて月 1~4 回、相談員と臨床心理士が対応します。

③ ポーター等療育教室(有料)

月に 1 回、ポーター等の療育プログラムを用いた個別支援教室を開いています。

日本ポーター協会認定指導員を講師としてお招きし、個別적으로ご提案を頂きます。

・毎月第 4 木曜日開催(1 日 4 ケース 予約制)

・費用:保護者負担 1 回 3,500 円

(10) 電話相談

名称	電話番号	相談内容	日時	実施機関等
子育てホットライン	泉野子育てホットライン 076-244-4500	妊娠、出産、育児に関する疑問や悩みについて、保健師、栄養士、小児科医などが相談に応じています。	月～金 8:30～17:00	金沢市 各福祉健康センター
	元町子育てホットライン 076-251-3500			
	駅西子育てホットライン 076-234-3500			
電話相談	076-243-0874	子どもの教育・発達・いじめなど子どもに関する相談全般を受けています。	年末年始を除く 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00	金沢市子ども総合相談センター(相談員)
こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	子どもからの相談専用ダイヤルです。	月～金14:00～21:00 土日祝 9:00～17:00	金沢市子ども総合相談センター(相談員)
いじめ相談	076-243-1019	いじめに関する相談を本人、家族、関係者などから受けています。	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00	金沢市子ども総合相談センター(相談員)
家庭教育電話相談	076-263-1188	家庭教育に関する相談	月～金 9:00～17:00	県教育委員会
家庭教育カウンセリング	076-263-1188	カウンセラーによる電話・面接相談を行っております。	毎月第3土曜日 (要予約)	県教育委員会
24時間いじめ相談 テレフォン	076-298-1699	いじめに関する問題を中心に、学校生活や子どもの養育など様々な事について子どもや保護者からの相談に応じています。	月～金 8:30～17:30 (指導主事)	県教育センター
			月～金17:30～ 8:30 (相談員)	土・日・祝日 終日 (相談員)
幼児何でも110番	076-243-0874	子育てについての不安や疑問など、ご相談下さい。	毎月第2・4水曜日 10:00～16:00	私立幼稚園協会 (園長・主任教諭)
白山市子ども相談室	076-276-1792	18歳未満の子どもの教育・発達・いじめなど子どもに関する相談全般を受けています。	月～金 8:30～17:30	白山市 (専門相談員)
障害者110番	076-264-1766	障害者、家族や支援者からの相談に応じ、自立し、安心した生活が送れるよう支援します。	10:00～17:00	県手をつなぐ育成会 (相談員)
こころの電話	076-261-7830	知的障害児(者)、発達障害児(者)などに関する本人や家族からの様々な相談に応じています。	月～金 9:00～16:00	金沢手をつなぐ親の会
金沢こころの電話	076-222-7556	くるしいとき、かなしいとき、ふあんなとき青少年から高齢者まで、ご本人やご家族のこころの悩みをお聞きし、解決に向けての援助をします。	月～金18:00～21:00 土 15:00～21:00 日・祝日・振休 9:00～21:00 第1土曜日 21:00～翌朝9:00	社団法人金沢こころの電話 (電話カウンセラー)
こども家庭相談	076-243-8341	18歳未満の子どもの教育・発達・いじめなど子どもに関する相談全般を受けています。	9:00～17:30 (金曜、祝日は除く)	こども家庭支援センター金沢(相談員)
子育て全般の相談	0761-75-8889	18歳未満の子どもの教育・発達・いじめなど子どもに関する相談全般を受けています。	9:00～17:00	ファミリーステーションいなみえん (相談員)
子育て全般の相談	0768-52-4141	18歳未満の子どもの教育・発達・いじめなど子どもに関する相談全般を受けています。	9:00～17:00	あすなろ子育て広場 (相談員)
育児相談	076-243-8008	子育てについての不安や疑問など、ご相談下さい。	月～金13:00～16:00	竜雲寺保育園(金沢市寺町) (園長・保育士)
発達・教育・就労相談	076-263-5552	発達・教育・就労相談について、本人や家族からの相談に応じています。	月～金 9:00～16:00	金沢大学附属特別支援学校
小学生から高校生までの教育相談・支援	076-243-1612	学校生活における全般的な相談を本人、家族、関係者などから受けています。	月～金 9:00～16:00	やすらぎ金沢教室 (金沢中央高校内)

第3章 教育機関

小学校に入る頃、就学時の健康診査で知的障害を伴わない発達障害の子が集団の場で不適応を示したりして、その特性に気づかれることがあります。また、入学後に仲間や担任等の教師から不適切な対応をとられることでストレスとなり、いじめを経験している子どもは少なくありません。小学校の段階で発達障害の特性がわかり、その子に合わせた支援ができるなら、そのような経験は少なくなり、適切な特別支援教育が受けられることとなります。

(1) 特別支援教育等について

① 就学指導委員会

障害のある子どもの実態や実状、特性等に応じて、特別支援学校、特別支援学級あるいは通常の学級のどの教育機関に就学することが適切であるかについて調査審議、助言等を行う委員会です。県と市町の教育委員会に設置されています。医師、教員、児童相談所職員、学識経験者などが主な構成メンバーです。

② 特別支援学級

軽度の障害のある児童生徒のために小・中学校に設置され、障害の状況に対応した特別な指導を行っています。設置するのは、市町教育委員会です。県内の特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害の学級があります。

(平成20年度現在)

③ 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、通常の学級で指導を行いながら、障害の状況等に応じた特別な指導を必要な時間だけ、自校ないし他校の通級指導教室で指導を受けることができます。

④ 特別支援学校

障害の程度が中度以上の幼児児童生徒のための学校です。特別な施設や教育課程のもと、一人一人の障害の状況に応じて、手厚く、きめ細かな指導を行っています。障害種別として、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱があり、複数の障害種別に対応した特別支援学校もあります。

⑤ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に就学している幼児児童生徒の保護者の経

済的負担を軽減するために、保護者の負担能力に応じて、学校への就学に必要な経費の全部又は一部が支給されます。教科書、給食費、通学・帰省に関する交通費及び付き添い費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費などが対象になります。

⑥ フリースクール・通信制高校

フリースクールは、学校の集団生活に不適應となった子が学ぶ場として出来たものですが、最近では、発達障害のある子どもや軽度の知的障害のある子どもも通っているようです。

自分のペースで学習し、通信制高校のサポート校として連携しているところやフリースクールに通いながら、通信制高校に籍を置き、高校卒業資格を取得する子もいます。フリースクール・通信制高校ともに、対象や運営方針、費用、高校卒業資格の取得が可能かどうか、発達障害の子の対応をしているかどうかなど、ニーズや希望に添ったところか確認して選択することが必要です。

⑦ 大学・短大・専門学校

大学や短期大学は、高度な知識の取得や専門性の向上のための教育機関、専門学校は職業につくための必要な資格等を取得する教育機関です。発達障害のある学生への特別な支援を行っている学校は、ごく僅かしかありません。

学校内に相談室や健康保健センターやスクールカウンセラーによる相談窓口を設置しているところもあり、事前に調べ確認しておくことが大切です。

受験をする前に、さまざまな障害のある学生への対応状況をHP等で調べましょう。全国障害学生センター (<http://www.nscsd.jp/>) から「大学案内200X障害者版」が毎年発行されています。年々発達障害に対応する学校が増えてきています。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所から発達障害のある学生をサポートするための

「発達障害のある学生支援ケースブック」－確かな学びと充実した生活をめざして－

「発達障害のある学生支援ケースブック」－支援の実際とポイント－
〔 http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_b/b-210/b-210_all.pdf 〕

がサポートブックとして発行されています。

(2) 石川県内の特別支援学校

石川県立盲学校

〒920-0942 金沢市小立野5-3-1 TEL(076)262-9181 FAX(076)222-0214

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~mouxxs/>

【障害種別】 視覚障害

【設置部等】

小・中・高（普通科・本科保健理療科）・専攻科（保健理療科・理療科）

【教育内容】

- ①一般の小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行っています。教科書は小・中・高等学校の各学校と同じ教科書を拡大したり、点字にしたりして学習しています。
- ②「自立活動」の時間では、障害に基づく困難を改善・克服し、自立する力を養っています。
- ③居住地や近隣校との交流及び共同学習を通じて社会性を養っています。
- ④理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を得るための職業教育を行っています。

【学校見学】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学・体験入舎】 あり（申込書または電話で予約ください）

【寄宿舍】 あり

【スクールバス】 あり

【備考】

- ・視覚障害教育のセンターとして、幼少時から、児童生徒、成人まで様々な視覚障害に関する相談や支援、情報提供を行っています。
- ・通級指導教室が設置され、通級による指導を実施しています。

石川県立ろう学校

〒921-8151 金沢市窪6-218 TEL(076)242-6218 FAX(076)243-4806

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~rouxxs/>

【障害種別】 聴覚障害

【設置部等】 幼・小・中・高・専攻科（情報デザイン科）

【教育内容】

- ①補聴器などを使って、保有する聴力を活用する指導を行っています。
- ②一人一人に応じて、口話や手話・指文字などを用いた豊かなコミュニケーションの力を育てています。
- ③教育内容は、幼稚園及び小・中・高等学校に準じた教育を行っています。
- ④高等部専攻科では、職業教育や進路指導に重点をおいています。

- ⑤ 幼児児童生徒それぞれの障害の実態に合わせた補聴器のフィッティングや発音指導、社会に出るための支援などを、きめ細かく行っています。
- ⑥ 幼・小・中学部では、居住する地域の幼・小・中学校との交流及び共同学習に配慮しています。
- ⑦ 幼・小・中・高等部では、近くの幼・小・中・高等学校と交流及び共同学習を行っています。

【学校見学】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学・体験入舎】 あり（申込書または電話で予約ください）

【寄宿舍】 あり

【スクールバス】 あり（幼稚部は利用できません）

【備考】

- ・ 幼稚部は付き添いが必要です。
- ・ 早期の教育相談（0歳－2歳）を実施しています。
- ・ 通級指導教室が設置され、通級による指導を実施しています。

石川県立総合養護学校

〒920-3116 金沢市南森本町リ1-1 TEL(076)258-1101 FAX(076)258-1102

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~sougos/>

【障害種別】 肢体不自由・知的障害

【設置部等】 小・中・高・訪問

【教育内容】

- ① 肢体不自由・知的障害のある児童生徒双方の特性に応じて、ともに学び生活をする学校として、施設の共用、合同の学習や学校行事、スクールバスの登下校、食堂での給食等に配慮し、児童生徒一人一人が安心して学ぶ学校づくりをすすめています。
- ② 一人一人のニーズに応じた指導の充実のために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて、保護者のねがいや子どもの特性に応じた授業づくりに努めています。
- ③ 保護者・関係医療機関との連携による健康管理や学校看護師による医療的ケア体制の充実を図り、健康面・安全面に配慮した指導を行っています。
- ④ 専任スタッフを配置した「自立活動部」を設けるとともに、隣接する金沢子ども医療福祉センターとの連携を図り、将来に向けての「自立活動」を重視した取り組みを行っています。
- ⑤ 小学部からのキャリア教育を導入し、中学部・高等部では一貫した作業学習や職場実習を実施するとともに、労働機関等と連携した職場開拓に努め、進路指導の充実をめざしています。

【支援及び相談体制】

- ①校舎から独立した地域支援棟に、専任スタッフを配置した地域支援部を設置し、特別支援教育の地域におけるセンター的機能の推進に努めています。
- ②障害(疑い)のある子どもとその保護者、教育関係者等の相談に応じています。来校相談だけでなく、電話での相談を受けているほか、教育関係者からの相談にはスタッフを派遣しています。
- ③地域の保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での研修会等に、講演や助言を行うスタッフの派遣を行っています。
- ④特別支援教育に係わる様々な情報の提供を行っています。

【教育相談】

あらかじめ電話でご連絡ください。地域支援部 直通(TEL)076-258-1715

【学校見学】 随時 (あらかじめ電話でご連絡ください)

【体験入学】 毎年8月下旬に小学部・中学部・高等部の体験入学を行っています。

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 あり

石川県立小松瀬領養護学校

〒923-0183 小松市瀬領町丁138-1 TEL(0761)46-1324 FAX(0761)46-1403

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~seryos/>

【障害種別】 肢体不自由

【設置部等】 小・中・高

【教育内容】

- ①重症心身障害児施設「小松療育園」に入園している児童生徒と、自宅から通学する児童生徒が在籍しています。
- ②障害の実態に応じた教育課程を編成し、個別対応のきめ細かな指導を行っています。
- ③隣接施設や福祉、医療機関等と連携し、「個別の指導計画」に基づいた自立活動の指導を重視しています。
- ④社会性を育てるために、近隣の小・中・高等学校及び居住地域の小・中学校との交流及び共同学習を行っています。

【学校見学及び教育相談】 随時 (あらかじめ電話で予約してください)

【体験入学】 あり (毎年10月下旬に実施しています)

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 あり

石川県立養護学校

〒921-8845 石川郡野々市町太平寺4-164 TEL(076)248-0661 FAX(076)294-2893
<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~yougos/>

【障害種別】 肢体不自由

【設置部等】 小・中・高

【教育内容】

- ①一人一人の能力、適性、障害に応じて、小・中・高等学校に準ずる教育など、5つのコースに分かれて学習します。
- ②自立活動は健康、日常生活動作、摂食、感覚・知覚、コミュニケーション、運動・動作、職能など幅広い分野で行っています。
- ③児童生徒の個性や、保護者のニーズを大切にした「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成して指導しています。
- ④児童生徒の出身地の小・中学校、学校間、地域との交流及び共同学習を実施しています。
- ⑤看護師が常駐し、医療的ケアの必要な児童生徒に対応しています。

【学校見学及び教育相談】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】 あり（11月に実施しています）

【寄宿舍】 あり

【スクールバス】 あり

石川県立錦城養護学校

〒922-0563 加賀市豊町イ120-1 TEL(0761)73-3101 FAX(0761)72-8156
<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~kinjos/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中・高・訪問・分教室

【教育内容】

- ①個々の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成し、小学部・中学部・高等部の一貫した指導を行います。
- ②コミュニケーション能力を養い、個々の状況に即した体力の向上を目指します。
- ③高等部では、在学中から卒業後の6年間を見通した「個別移行支援計画」を作成し、保護者・関係機関との連携を図り、進路指導の充実を図ります。
- ④地域との連携を深め、小学校・中学校及び高等学校や各種団体との交流及び共同学習を行います。

【本校の特色】

- ・部活動（スポーツ・太鼓・パソコン・よさこい・音楽：毎週水曜日、水泳：毎週金曜日）

・よさこいソーラン「錦城RUN舞」の取り組み

【学校見学及び教育相談】随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】あり（申込が必要です）

【寄宿舍】なし

【スクールバス】あり

【幼児教育相談】随時。就学前のお子さんが対象です。

石川県立小松養護学校

〒923-0153 小松市金平町丁76 TEL(0761)41-1215 FAX(0761)41-1105

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~komats/>

【障害種別】知的障害

【設置部等】小・中・高・訪問

【教育内容】

- ①小・中・高一貫教育の中で、明るく素直で、思いやりのある人間を育成します。
- ②社会人として必要な基本的な知識・技能・態度の習得を目指し、自立に向けて努力する人間を育成します。
- ③健康で安全な生活習慣を培い、自らの障害を乗り越え、豊かに生きる人間を育成します。
- ④交流及び共同学習を推進し、主体的に地域社会に参加する人間を育成します。

【学校見学及び教育相談】随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】あり（申込が必要です）

【寄宿舍】なし

【スクールバス】あり

【幼児教育相談】随時。就学前のお子さんが対象です。

石川県立明和養護学校

〒921-8834 石川郡野々市町中林4-70 TEL(076)246-1133 FAX(076)294-2879

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~meiwas/>

【障害種別】知的障害

【設置部等】小・中・高・訪問・分教室

【教育内容】

- ①小・中・高等部と一貫した教育実践の中で、日常生活に必要な知識・技能、態度を高めるとともに、望ましい対人関係を形成するために必要なコミュニケーション能力を培っています。
- ②中学部・高等部は「作業学習」を行い、就労に向けて多様な能力の向上を目

指しています。

③個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」を実施しています。

④障害のある子の早期教育相談を行っています。ことばの発達や養育上困っていることについて担当者が相談・指導を行い、保護者の方々と共に子育てについて考えます。

【学校見学及び教育相談】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】 10～11月

「体験入学の案内」を関係機関に配布します。希望日を申し込んでください。

【寄宿舍】 あり

【スクールバス】 あり

【幼児教育相談】 随時。就学前のお子さんが対象です。

石川県立明和養護学校松任分校

〒924-0024 白山市北安田町547 TEL(076)276-6899 FAX(076)276-6805

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~mattos/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中

【教育内容】

①一人一人に合わせた指導内容を考え、個別指導や集団指導を適宜取り入れています。

②小学部では「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」を中心に組みんでいます。

③中学部では「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」を中心に組みんでいます。

④小・中学部一緒に、毎日行う「体力づくり」に力を入れています。

⑤隣接の仏子園との連絡を密にしています。運動会などの行事を一緒に行っています。

【学校見学及び教育相談】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】 あり（申込書または電話で申し込んでください）

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 なし

石川県立七尾養護学校

〒926-8545 七尾市下町己部54 TEL(0767)57-1244 FAX(0767)57-2967

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~nanaos/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中・高・訪問・分教室

【教育内容】

- ①「みんな仲良く、よく遊び、よく学び、よく働く」を教育目標の基本として、児童生徒一人一人の能力・適性等に応じた教育を行っています。
- ②小学部では、身辺自立の確立をめざしながら、明るく楽しい集団活動ができるような教育を行っています。中学部では、基本的な生活習慣の定着を図る一方、可能な限り教科学習の深化・定着を図る教育を行っています。高等部では、生きていく上で必要な基礎的知識や技能を身につけるとともに、一般就労を目指して職業教育を推進しています。
- ③コンピュータを使った教育、地域との交流及び共同学習にも力を入れています。

【学校見学及び教育相談】 随時。電話で連絡してください。

【体験入学】 あり（日時については問い合わせてください。）

【寄宿舍】 あり

【スクールバス】 あり

【幼児教育相談】 随時。就学前のお子さんが対象です。

石川県立七尾養護学校輪島分校

〒927-2131 輪島市門前町平1-32 TEL(0768)42-3121 FAX(0768)42-3122

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~wajims/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中・高

【教育内容】

- ①小規模校である特長を生かし、小・中・高等部と一貫した教育実践の中で、児童生徒のニーズに応じた教育を行い、一人一人の生きる力を伸ばす教育を進めています。
- ②地域に支えられ、地域に学ぶことを学習活動に取り入れて教育実践しています。
- ③少人数を生かしたきめ細やかな指導と全校のつながりを生かした教育を行っています。

【学校見学及び教育相談】 随時。電話で連絡してください。

【体験入学】

あり(日時については問い合わせてください)

[体験入学の案内]は関係機関に配布

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 あり

石川県立七尾養護学校珠洲分校

〒927-1467 珠洲市三崎町本17部47番地 TEL(0768)82-5401 FAX(0768)82-5402
<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~suzubs/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中・高

【教育内容】

- ①「みんな仲良く、よく遊び、よく学び、よく働く」を教育目標の基本として、児童生徒一人一人の能力・適性等に応じた教育を行っています。
- ②小学部では、基本的な生活習慣の確立をめざしながら、元気に楽しく集団活動に参加できるような教育を進めています。
- ③中学部では、個性を大切に学習を通して、社会生活に必要な基礎的な知識や態度を育てるとともに、社会参加への意欲を高める教育を進めています。
- ④高等部では、作業学習等を通して、職業生活や社会生活に必要な知識・技能や態度を育てるとともに、社会的自立をめざす教育を進めています。
- ⑤学校行事や奉仕活動等を通して、地域の方々との交流にも力を入れています。

【学校見学及び教育相談】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】 9月（小・中・高等部）

「体験入学の案内」を関係機関に配布します。

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 あり

【幼児教育相談】

随時（あらかじめ電話で予約してください）。就学前のお子さんが対象です。

石川県立医王養護学校

〒920-0171 金沢市岩出町ホ1 TEL(076)257-0572 FAX(076)257-2417
<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~iouxxs/>

【障害種別】 病弱

【設置部等】 小・中・高・分教室・病院訪問教育

独立行政法人国立病院機構医王病院入院者が対象

【教育内容】

- ①小学部・中学部・高等部では小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行っています。重複障害児の教育も行っています。
- ②中学部では学習空白の対応として、国語・数学・英語等の授業に重点を置いて、個別指導の対応もしています。
- ③高等部の設置学科は普通科のみですが、選択科目を取り入れて、卒業後の就職・進学等の進路にあわせた学習を行っています。
- ④小学部・中学部・高等部は地域の小学校、中学校との交流及び共同学習を行

っています。

- ⑤各学部とも個々の病状や障害の状況、発達段階に応じた自立活動を行っています。
- ⑥分教室は医王病院の病棟で個々に応じて、ベットサイド学習を行っています。
- ⑦病院訪問教育は一般の病院に1ヶ月以上入院している小・中学生を対象として行っています。

【学校見学及び教育相談】 随時（あらかじめ電話で予約してください）

【体験入学】 あり（期間、2～3週間）

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 なし

【隣接病院】 独立行政法人国立病院機構医王病院

【備考】

- ・病気の治療を受けながら学ぶことができる学校です。病状が良くなれば元の学校にかえることができます。
- ・体験入学は医王病院に入院し、主治医から体験入学の依頼があった児童生徒に行っています。
- ・途中の転入・編入学にも対応しています。

石川県立医王養護学校小松みどり分校

〒923-0961 小松市向本折町へ14-1 TEL(0761)24-0103 FAX(0761)24-5098

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/~midors/>

【障害種別】 病弱

【設置部等】 小・中

【学校の特色】

- ①児童生徒一人一人の心身の状況に基づいて、小松市民病院と連携しながら、病気による困難の改善・克服を図ります。
- ②様々な体験的活動を通して、生き生きとした学校生活を送ることができるよう配慮します。

【教育内容】

- ①教育内容は、小・中学校に準じた内容で行います。
- ②健康回復、機能改善を図るために、個々の実態に応じた取り組みを行います。

【学校行事】

- ・春の遠足
- ・みどりの集い…保護者の方や卒業生の参加も多いミニ運動会です。
- ・ふれあい交流…外国人の方や、近隣の老人施設に入所されている方々と交流します。

・みどりフェスティバル…楽器の演奏、人形朗読劇の上演など様々な取り組みを發表します。

・もちつき大会

(上記以外にも様々な行事を行っています)

【学校見学及び教育相談】 随時 (あらかじめ電話で予約してください)

【体験入学】 あり

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】 なし

【備考】 隣接施設の小松市民病院と連絡しながら、入学や転入ができます。

金沢大学附属特別支援学校

〒920-0933 金沢市東兼六町 2-10 TEL(076)263-5551 FAX(076)264-2275

<http://partner.ed.kanazawa-u.ac.jp/futoku/>

【障害種別】 知的障害

【設置部等】 小・中・高

【教育内容】

一人一人の全面的な発達を促し、その子らしく精一杯生きる力を育てるため、小・中・高等部の実態に即した一貫性のある教育を行っています。

①小学部では、基本的な生活習慣を身につけ、見通しをもって学校生活がおくれるよう支援しています。

②中学部では、生活経験に広がりをもたせ、友だちやまわりの人や物とかかわりあう力を育み、自分を表現できるよう支援しています。

③高等部では、自己選択・自己決定する力を育み、働くこと・遊ぶこと・学ぶことの喜びをもたせ、望ましい社会生活や職業生活・家庭生活ができるように支援しています。

④全校的には、情操教育や集団学習に力を入れています。また、著しい発達の偏りに対しては、個別的な指導(自立活動)を行い、障害の改善に努めています。

【学校見学及び教育相談】 随時 (あらかじめ電話で予約してください)

【体験入学】 あり (問い合わせください。)

【寄宿舍】 なし

【スクールバス】

あり (市内中心部を回ります。下校バスは小学部のみ利用できます)

【備考】

随時、幼児発達相談を行っています。また、11月には入学選考を行います。

毎年2月に研究協議会を開催し、研究成果の発表と協議を行っています。

年間、数十名の教育実習生及び介護等体験実習生を受け入れています。

(3) 石川県特別支援学校一覧

(平成20年5月1日現在)

種別	学校名	所在地	設置学部	寄宿舎	訪問教育	スクールバス	備考
視覚障害	石川県立盲学校	〒920-0942 金沢市小立野5丁目3-1 TEL 076-262-9181 FAX 076-222-0214	小学部 中学部 高等部 専攻科	○		○	専攻科3年制 乳幼児教育相談室 通級指導教室
聴覚障害	石川県立ろう学校	〒921-8151 金沢市窪6丁目218 TEL 076-242-6218 FAX 076-243-4806	幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科	○		○	専攻科2年制 乳幼児教育相談室 通級指導教室
知的障害	石川県立総合養護学校	〒920-3116 金沢市南森本町1-1 TEL 076-258-1101 FAX 076-258-1102	小学部 中学部 高等部		○	○	隣接施設 「金沢こども医療 福祉センター」 幼児教育相談室 地域支援室
肢体不自由	石川県立小松瀬領養護学校	〒923-0183 小松市瀬領町138-1 TEL 0761-46-1324 FAX 0761-46-1403	小学部 中学部 高等部			○	隣接施設 「小松療育園」
	石川県立養護学校	〒921-8845 野々市町太平寺4丁目164 TEL 076-248-0661 FAX 076-294-2893	小学部 中学部 高等部	○		○	
知的障害	石川県立錦城養護学校	〒922-0563 加賀市豊町イ120-1 TEL 0761-73-3101 FAX 0761-72-8156	小学部 中学部 高等部		○	○	隣接施設「錦城学園」 幼児教育相談室
	石川病院分教室	〒922-0405 加賀市手塚町サ150 TEL 0761-74-8549	小学部 中学部 高等部				国立病院機構 「石川病院」内
	石川県立小松養護学校	〒923-0153 小松市金平町丁76 TEL 0761-41-1215 FAX 0761-41-1105	小学部 中学部 高等部		○	○	幼児教育相談室
	石川県立明和養護学校	〒921-8834 野々市町中林4丁目70 TEL 076-246-1133 FAX 076-294-2879	小学部 中学部 高等部	○	○	○	幼児教育相談室
	石川療育センター分教室	〒920-1146 金沢市上中町イ-67-2 TEL 076-229-3033	小学部 中学部 高等部				重症心身障害児施設 「石川療育センター」内
	松任分校	〒924-0024 白山市北安田町547 TEL 076-276-6899 FAX 076-276-6805	小学部 中学部				隣接施設「仏子園」
	石川県立七尾養護学校	〒926-8545 七尾市下町己部54 TEL 0767-57-1244 FAX 0767-57-2967	小学部 中学部 高等部	○	○	○	幼児教育相談室
	七尾病院分教室	〒926-0841 七尾市松百町ハ3-1 TEL 0767-53-1890(代)	小学部 中学部 高等部				国立病院機構 「七尾病院」内
	輪島分校	〒927-2131 輪島市門前町平1-32 TEL 0768-42-3121 FAX 0768-42-3122	小学部 中学部 高等部			○	
	珠洲分校	〒927-1467 珠洲市三崎町本17部47番地 TEL 0768-82-5401 FAX 0767-82-5402	小学部 中学部 高等部			○	幼児教育相談室 サテライト教室 (盲学校・ろう学校)
病弱	石川県立医王養護学校	〒920-0171 金沢市岩出町ホ1 TEL 076-257-0572 FAX 076-257-2417	小学部 中学部 高等部				隣接施設 「医王病院」
	医王病院分教室	〒920-0171 金沢市岩出町ニ73 TEL 076-257-0572	小学部 中学部 高等部				国立病院機構 「医王病院」内
	小松みどり分校	〒923-0961 小松市向本折町ハ14-1 TEL 0761-24-0103 FAX 0761-24-5098	小学部 中学部				隣接施設 「小松市民病院」
知的障害	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	〒920-0933 金沢市東兼六町2-10 TEL 076-263-5551 FAX 076-264-2275	小学部 中学部 高等部			○	

第4章 就労支援機関

学校を卒業して働くようになると、日中の生活が学校中心から、職場中心へと大きく変わります。環境の大きな変化に適応するためには、その移行のためのサポートが大切です。特別支援学校の高等部などに通う発達障害のある生徒の場合には、一人一人のニーズに合わせて具体的な移行のための支援計画である「個別移行支援計画」が作成され、就労に向けた支援等が行われています。また、高等学校などに通学している発達障害の生徒については、今後、支援体制の整備が求められます。卒業前に職業の適性を知り、就労に向けて関係機関や学校と相談することが大切です。

また、就職しても職場に適応できず失職してしまったり、なかなか就労に結びつかない場合は、下記の機関に相談をすると、障害の特性を踏まえた様々な支援を受けることができます。

(1) 石川県内の就労支援機関

① ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、地域の総合的雇用サービス機関として、仕事をお探しの方に対して、以下のサービスを行っています。県内に9カ所あり、サービスはすべて無料です。

ア 窓口での職業相談・職業紹介

ハローワークの窓口では、どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する多様な相談をお受けするとともに、これらに関する無料のセミナーも多数用意しています。申し込まれた求人はもちろん、全国の求人の中から職員と相談しながら一緒に求人を探すこともできます。

また、地域の求人については、求人検索パソコンや職種ごとにまとめたファイル等による公開もしており、さらに詳しい個々の求人内容や条件等について窓口にて情報提供しています。応募したい求人が決まった場合には、その会社にご紹介するとともに、応募書類や面接等に不安がある場合は、具体的なご相談にも応じています。

イ 雇用保険の給付

失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口で職業相談、職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給するほか、自発的に能力開発に取り組む場合等に必要な給付を行います。

ウ その他のサービス

障害を有する方の職業相談・紹介や事業主の積極的に障害者雇用の職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談も受けています。

ハローワーク金沢 〒920 - 8609 金沢市鳴和 1 - 18 - 42
TEL(076)253-3030(代) FAX(076)253-8109

ハローワーク津幡 〒929 - 0326 河北郡津幡町字清水ア 66 - 4
TEL(076)289-2530 FAX(076)289-2543

ハローワーク白山 〒924 - 0871 白山市西新町 235
TEL(076)275-8533 FAX(076)275-8047

ハローワーク小松 〒923 - 8609 小松市日の出町 1 - 120
TEL(0761)24-8609 FAX(0761)22-8580

ハローワーク加賀 〒922 - 8609 加賀市大聖寺菅生イ 78 - 3
TEL(0761)72-8609 FAX(0761)72-8619

ハローワーク七尾 〒926 - 8609 七尾市小島町西部 2
TEL(0767)52-3255～6 FAX(0767)53-7106

ハローワーク羽咋 〒925 - 8609 羽咋市南中央町キ 105 - 6
TEL(0767)22-1241～2 FAX(0767)22-0942

ハローワーク輪島 〒928 - 0079 輪島市鳳至町畠田 99 - 3
TEL(0768)22-0325 FAX(0768)22-1394

ハローワーク能登 〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3 - 2 - 2
TEL(0768)62-1242 FAX(0768)62-1243

② 石川障害者職業センター【独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

〒920-0856 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階
TEL(076)225-5011 FAX(076)225-5017 E-mail ishikawa-ctr@jeed.or.jp

障害を持つ方々や事業主の方などに対し、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談から就職後のフォローアップまで一連の業務を行っています。次のような相談、指導、助言を行っています。

【内容】

- ア 職業相談：仕事につくための相談
- イ 職業評価：仕事を決めるために作業能力や職業適性などの評価を行います。
- ウ 職業講習：職業生活に必要な知識や技能を身につけ、仕事の幅を広げるための講習（OA講習等）を行います。
- エ 職業準備訓練（石川ワークトレーニング社）：職場のルールや仕事への意欲、体力協調性などの基本的な労働習慣を身につけるための訓練を行います。
- オ 職場適応指導：ジョブコーチが一定期間、職場を訪問し、職場定着を図るための支援を行います。
- カ 職場復帰支援：うつ病など精神疾患により会社を休職中の方に対し、円滑に職場復帰できるよう支援します。
- キ 事業主の方に：障害者の採用、配置、職場適応、作業環境、作業補助具の改善などについての相談を行います。

URL <http://www.jeed.or.jp>

③ 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。

【内容】

- ・離職した障害のある方について就業に関する相談及び日常の生活相談
- ・ハローワーク・事業主との調整による求職活動についての支援

- ・職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてのあっせん
- ・就職後の障害のある方及び事業主への助言
- ・情報の収集及び提供
- ・関係機関との連絡会議 などです。

<問い合わせ先>

ア 金沢障害者就業・生活支援センター

〒920-0864 金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内
(社会福祉法人金沢市社会福祉協議会) TEL(076)231-3571

【実施区域】

金沢市・白山市・かほく市・野々市町・津幡町・内灘町 (3市3町)

イ こまつ障害者就業・生活支援センター

〒923-0942 小松市桜木町96-2(社会福祉法人こまつ育成会)
TEL(0761)21-8553

【実施区域】

小松市・加賀市・能美市・川北町 (3市1町)

- ★ 平成23年度に能登中部圏域に障害者就業・生活支援センターが開設予定です。

④ いしかわ若者サポートステーション

〒920-0962 金沢市広坂2-1-1 TEL(076)235-3060 FAX(076)235-4523

ニート状態にある若者を対象にカウンセリングやグループワーク等を通じ、職業的自立に向けた支援を行っています。

- ・開設日時 月～金曜日 9時～16時30分
- ・相談体制 産業カウンセラー 1名
臨床心理士(週1回) 1名
相談員: 1名

⑤ 金沢産業技術専門校

〒920-0352 金沢市観音堂町チ9番地 TEL(076)267-2221 FAX(076)267-2295
発達障害者を対象とした訓練コースが新設されます。

ワークサポート科(仮称)

【訓練内容】

ア 訓練科目: PC訓練、物流管理、コミュニケーションスキル・ソーシャルスキル、CAD・モノづくり分野ほか

イ 定員: 10名

ウ 訓練機関: 9ヶ月

エ 訓練開始: 平成21年10月(予定)

発達障害者が苦手なコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの訓練を含むPC訓練、物流管理、CAD・モノづくりなどの訓練を行い、発達障害者の就職を目指します。

⑥ 石川障害者職業能力開発校

〒921-8836 石川郡野々市町末松2-245 TEL(076)248-2235 FAX(076)248-2236

各人の能力に応じた職種の基礎的な知識や技能を身につけるための職業能力開発を行う施設です。

【訓練科目】

- ア 機械製図科：定員10名
- イ 電子機器科：定員10名
- ウ 製版科：定員10名
- エ 陶磁器製造科：定員10名
- オ 一般事務科：定員20名
- カ 生産実務科：定員20名

【応募手続】

最寄りの公共職業安定所にご相談下さい。当校においても訓練の見学や相談を行っていますので、ご来校ください。

- ・授業料は無料です。教科書代は自己負担となります。
- ・公共職業安定所長の受講指示を受けた人は、訓練手当又は雇用保険金が支給されます。

⑦ 就労移行支援事業所 【障害者自立支援法における訓練等給付】**【内容】**

就労を希望する65歳未満の障害者の方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方

【窓口】 居住地の市町 障害福祉担当課

⑧ 就労継続支援A型事業所【障害者自立支援法における訓練等給付】**【内容】**

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により、雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方

- (ア) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (イ) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方

- (ウ) 企業等を離職した方等就労支援のある方で、現に雇用関係がない方

【窓口】 居住地の市町の障害福祉担当課

⑨ 就労継続支援B型事業所 【障害者自立支援法における訓練等給付】

【内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者の方であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労支援移行によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難になった方々につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が対象です。

具体的には、

- (ア) 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (イ) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- (ウ) (ア)(イ)に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給の方
- (エ) (ア)(イ)(ウ)に該当しない方で、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく、雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と市町村が判断した方

【窓口】 居住地の市町の障害福祉担当課

(2) 雇用を援助する制度等

援護サービス	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
障害者雇用率制度	<p>国及び地方公共団体など並びに一定規模以上の民間事業主に対し、一定率以上の障害者を雇用する義務を課す</p> <p>国・地方公共団体 2.1 % 地方公営企業等 2.1 % 一定の特殊法人 2.1 % 都道府県教育委員会 2.0 % 民間の事業主 1.8 %</p>		公共職業安定所	障害者の雇用の促進等に関する法律
公共職業訓練	就職に先立ち障害者の能力に適合した職業訓練を行い就職の促進を図る	<p>訓練生への支給（日額）</p> <p>基本手当 3,930円 （地域により 3,530円） 受講手当 500円 通所手当 上限あり</p>	〃	職業能力開発促進法
職場適応訓練	障害者の雇用を前提に都道府県知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した職種について6ヶ月から1年以内の実地訓練を行う	<p>事業主への支給（月額）</p> <p>訓練生1人につき 25,000円（重度） 24,000円（その他）</p> <p>訓練生への支給（日額）</p> <p>基本手当 3,930円 （地域により 3,530円） 受講手当 500円 通所手当 上限あり</p>	〃	雇用対策法 雇用保険法
石川県障害者職場実習	障害者に実際に従事する仕事を体験させ、作業環境に適応できるよう1ヶ月以内の職場実習を行うことで、円滑な就職促進を図る	<p>事業主への支給（月額）</p> <p>実習生1人につき 18,000円</p> <p>実習生への支給（日額）</p> <p>実習手当 4,430円 通所手当 500円まで</p>	〃	石川県障害者職場実習実施要領
トライアル雇用（試行雇用事業）	障害者雇用に不安がある事業主が障害者を短期間（原則3ヶ月以内）受け入れ、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけ作りを進めるとともに、常用雇用への移行を促進する	<p>事業主への支給（月額）</p> <p>障害者1人につき 40,000円 （1ヶ月に満たない雇用期間は日割り計算）</p>	〃	雇用保険法

援護サービス	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
特定求職者雇用 開 発 助 成 金	<p>障害者の雇用機会の増大を図るため、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成する（職場適応訓練修了者は対象外）</p> <p>※ 平成21年2月6日以降の雇入の場合</p>	<p>重度障害者等を一般保険者として雇入（雇入後2年（大企業は1年6ヶ月間））</p> <p>中小企業1/2 （ ※240万円 ）</p> <p>大企業は1/3 （ ※100万円 ）</p>	公共職業安定所	雇用対策法 雇用保険法
		<p>重度障害者等以外を一般保険者として雇入（雇入後1年6ヶ月間（大企業は1年間））</p> <p>中小企業1/3 （ ※135万円 ）</p> <p>大企業は1/4 （ ※50万円 ）</p>		
		<p>短期被保険者として雇入（雇入後1年6ヶ月間（大企業は1年間））</p> <p>中小企業1/3 （ ※90万円 ）</p> <p>大企業は1/4 （ ※30万円 ）</p>		
石川県心身障害者 就 業 資 金 制 度	<p>公共職業安定所の紹介により、常用労働者として就職し、又は自ら事業を開始した身体障害者（1～4級）及び知的障害者に、就業資金を貸与する</p>	<p>就職支度金（5万円以内）を貸与</p> <p>1回限り</p> <p>1年以上の勤務で返還を免除</p>	〃	石川県心身 障害者就業資金 貸 与 条 例
障害者作業施設 設 置 等 助 成 金	<p>障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるように配慮した施設または設備の設置・整備を行う場合（あるいはそれらを賃借する場合）に、それに要する費用の一部を助成する</p> <p>（第1種）施設等の設置・整備 （第2種）施設等の賃借</p>	<p>第1種</p> <p>施設等の設置・整備費用の2/3</p> <p><限度>障害者1人につき450万円（設備は150万円）</p>	<p>（社）石川県 雇用支援協会 障 害 事 業 部</p> <p>金沢市鞍月5-181 AUBE5F</p> <p>TEL 076-239-3691</p>	<p>障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 する 法 律</p> <p>「障害者雇用 納付金制度」</p>
		<p>第2種</p> <p>施設等の賃借費用の2/3</p> <p><限度>障害者1人につき月13万円（設備の場合は5万円）</p> <p><支給期間>3年間</p>		

援護サービス	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
障害者福祉施設設置等助成金	障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設を設置・整備する場合に費用の一部を助成する	施設等の設備・整備費用の1/3 <限度>障害者1人につき225万円で、同一事業所で同一年度につき2,250万円	(社)石川県雇用支援協会 障害事業部 金沢市鞍月5-181 AUBE5F TEL 076-239-3691	障害者の雇用の促進等に関する法律 「障害者雇用納付金制度」
障害者介助等助成金 (8種類)	就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成する	(I) 重度中途障害者等職場適応助成金 (II) 職場介助者の配置又は委嘱助成金 (III) 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 (IV) 手話通訳担当者の委嘱助成 (V) 健康相談医師の委嘱助成 (VI) 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成 (VII) 業務遂行援助者の配置助成 (VIII) 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金	〃	〃
職場適応援助者助成金	以下のいずれかに該当する社会福祉法人等又は事業主に対して、費用の一部を助成する (1) 職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等 (2) 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う事業主	第1号 ①援助事業実施に係る費用②雇用前支援における協力事業主の受け入れにかかる費用③養成研修受講にかかる旅費 第2号 支給対象費用の3/4 <限度>援助者1名につき月15万円 支給期間6ヶ月まで	〃	〃
障害者雇用支援センター助成金	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人が、自立支援事業を一貫して行う場合の施設・設備の整備等に要する費用や、その自立支援業務の運営に要する費用の一部を助成する	第1種 (施設設置費) 支給対象費用の4/5 <限度>1支援センターにつき2億円 第2種 (運営費) 支給対象費用の見込み額の3/4 <限度>あり	〃	〃

援護サービス	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
<p>重度障害者等 通勤対策助成金 (9 種類)</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成する</p>	<p>(I) 重度障害者等用住宅の新築等助成金 (II) 重度障害者等用住宅の賃借助成金 (III) 指導員の配置助成金 (IV) 住宅手当の支払助成金 (V) 通勤用バスの購入助成金 (VI) 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 (VII) 通勤援助者の委嘱助成金 (VIII) 駐車場の賃借助成金 (IX) 通勤用自動車の購入助成金</p>	<p>(社) 石川県 雇用支援協会 障害事業部 金沢市鞍月5-181 AUBE5F TEL 076-239-3691</p>	<p>障 害 者 の 雇用の促進等に 関する法律 「障害者雇用 納付金制度」</p>
<p>重度障害者多数 雇用事業所施設 設置等助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができるかと認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成する</p>	<p>第1種 支給対象費用の2/3 <限度>1億5千万円 (雇入数10人以上は2億円)</p> <p>第2種 支給対象費用の2/3 <限度>5000万円</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>障 害 者 能 力 開 発 助 成 金</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業主等 に対して費用の一部を助成する</p> <p>(1) 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主またはその団体、社会福祉法人等が能力開発訓練事業を運営する場合または障害者である労働者を雇用する事業主が、障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合</p> <p>(2) 一定の数以上の支給対象障害者の受け入れを行う事業主の事業所で就労することを通じていずれかの事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための障害者の雇用の促進等にかんする法律施行規則第22条の3第1項第4号に規定する教育訓練を行う場合</p>	<p>(I) 第1種(施設設置費)助成金 (II) 第2種(運営費)助成金 (III) 第3種(受講費)助成金 (IV) 第4種(グループ就労訓練請負型)助成金 (V) 第4種(グループ就労訓練雇用型)助成金 (VI) 第4種(グループ就労訓練派遣型)助成金 (VII) 第4種(グループ就労訓練実習型)助成金</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

第5章 親の会

親の会などの自助グループは、会からの情報やサービスだけではなく、会の仲間として協力し支え合う活動の他、さまざまな活動を通して発達障害児や者が生き生きとした生活を実現するための環境改善などの活動にも取り組んでいます。

親の会によって発足の経緯や活動内容も様々であります。同じような悩みや困難を持ち、親が集まって安心して話せる場としてスタートしているところが多いようです。

定期的に会を開き、レクレーションや勉強会などを通して親睦を深め、療育や進路開拓、就労支援、自立支援など幅広い活動を行い、社会への啓発活動、行政への要請活動や他の親の会との連携なども行われています。

どのような活動をしているかは、各会に問い合わせたり、参加して入会をしてはどうでしょうか。親の会は、当事者の団体であり、サービス機関ではありません。

アスぺの会石川（特定非営利活動法人）

— 高機能広汎性発達障害者の発達援助システム —

【沿革】

平成10年春、金沢大学教授の主宰した臨床研究のための自助会に参加した子どもの保護者が、子どもたちの生涯にわたる発達支援システムの確立を目的に、組織の財政と運営の責任を担い、共通理解を持てる支援者を募り、平成14年に「金沢アスぺの会」を設立。その後、平成17年2月に法人化し、現在に至る。

【目的】

高機能広汎性発達障害児(者)とその家族、関係者及び地域社会に対して、適切な療育、正しい意識の啓蒙、幸せな社会生活の場の提供に関する事業を行い、もって高機能広汎性発達障害児(者)のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

【構成員】

正会員・賛助会員（法人会員）

ディレクター・サブディレクター（専門家、理解者）

シニアサポーター・サポーター（専門家、理解者、支援者、ボランティア）

事務員（事務局）

【運営】

正会員・賛助会員の会費で財政を賄い、理事会、役員会、実行委員会を組織し運営。

【内容】

・小中学生、高校生、青年の年層別に定例活動や合宿を行い、子ども達や青年達には等身大で集える場（余暇支援的な空間）として、また、社会的スキル、コミュニケーション・スキル、自己理解と受容を支援する場として、サポーターには実際に関わりを持ち、理解と支援の実現を図る場として提

供しています。(発達支援事業)

- ・青年達の、経済的自立を目指し就労を実現するための方策を、様々な角度から検討し働きかけをしています。(就労・生活支援事業)
- ・希望があれば、個別の相談や家庭訪問・学校訪問・職場訪問、外出サポートなども行います。(家族支援・相談事業)
- ・セミナー、事例検討会や勉強会、サポーター育成講座などを行います。(啓発事業)
- ・高機能広汎性発達障害に関する行政事業には積極的に参加します。(調査研究事業)
- ・その他、内部向け会報創りや保護者懇親会を行います。

【入会案内請求・お問い合わせ】

当会に関する案内請求やお問い合わせは、以下を明記の上事務局にメールか郵送にてご連絡下さい。

- ・氏名
- ・連絡先〔住所／電話番号／アドレス〕
- ・内容〔正会員入会案内請求、賛助会員入会案内請求、サポーター申込、相談申込 など〕

< Eメール >

アスペの会石川 ホームページ <http://aspe.vis.ne.jp/>

アスペの会石川 事務局 kanazawa-asupe@mth.biglobe.ne.jp

< 郵 送 先 >

〒920-0866 金沢市中央通町 20-25 特定非営利活動法人アスペの会石川
※郵送で入会案内請求をする場合は、90円切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

■お断り

お電話や直接のご訪問による案内請求・お問い合わせは受け付けておりませんのでご了承願います。

石川県学習障害児・者親の会「PAL」

【連絡先】

のぞみ小児科医院 〒921-8064 金沢市八日市 4-373 TEL(076)269-8585

【会の目的】

石川県に住む軽度発達障害〔学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)・高機能自閉症・アスペルガー症候群・広範囲性発達障害 等〕児・者が、一人一人に適した教育を受け、自立した社会生活を送れるよう援助することを目的に、親同士が力を出し合い活動しています。

【対象】

石川県に住む学習障害児及び軽度発達障害児・者

【活動内容】

- ・全国LD親の会、北陸ブロック会に参加して、会報をはじめとする情報を交換し、ネットワークを強めています。
- ・教育、医療、福祉、労働、行政などの関係機関に広く理解を求め、軽度発達障害児・者の待遇改善のための活動をしています。
- ・親の勉強会を行っています。(専門家を招いての講演会等)

- ・会報、文集等の発行を行っています。
- ・社会性を育てるためのコミュニケーション活動を企画・開催しています。
 - 小・中学生グループ・・・路線バスの乗り方、買い物、クッキング等
 - 高校生以上グループ・・・調理、ボーリング、カラオケ、学習会等
- ・親睦活動
- ・その他、必要と認める活動をしています。

【会費】 6,000円

【ホームページ】

<http://palishikawa.fc2web.com/framepage.html>

石川県自閉症協会（社団法人日本自閉症協会団体会員）

【代表者】 宮下浩二

【連絡先】

〒920-0202 金沢市木越1丁目374番地

TEL/FAX(076)257-1327 E-mail: zish200906ko@yahoo.co.jp

【目的】

この会は自閉症児・者やそれに近い障害をもち、その子供たちが未来に希望を失わないよう、それを支えあう親たちの会です。本会は自閉症児・者が自閉症に係わる専門家及び関係機関の協力を得て、人としてふさわしい生活が保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【活動内容】

①療育事業

- ・親子ドライブ
- ・海水浴・散策合宿
- ・クリスマスパーティ
- ・スキー合宿

②通信指導事業

治療・教育に関する参考図書を購入して配布するとともに、発達障害に関する図書を広く会員等に紹介する。

③調査・相談事業

個別相談（パース等の協力得）を実施し、相談の内容に応じては医療・保育・教育・就労・福祉などに関係する施設や機関に紹介します。また、日本自閉症協会では臨床心理士による電話・面接相談を行っています。（会員は無料）

④研修事業

本部役員・学識経験者・施設関係者等を講師として年に数回講演会・学習会等を開催する。

【販売図書】

- ①日本自閉症協会発行の機関誌年6回発行される「いとしご」と「かがやき」

の購読料は年会費に含まれています。(いとしご1部・6回：100円　かがやき1部：500円)

②日本自閉症協会発行の自閉症ガイドブック・自閉症の手引き等

【年会費】年4,500円・別に賛助会費あり

【ホームページ】<http://www2.spacelan.ne.jp/~miyashita/index.html>

石川県手をつなぐ育成会

【連絡先】

〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

TEL(076)264-1717 FAX(076)264-2434

E-mail ikuseikai@p2222.nsk.ne.jp

【代表者】小杉正気

【会の目的・特徴】

知的障害児・者を守り、この人たちに対する理解と保護者育成の念を一般社会に啓発することにより、この人たち及びその家族の福祉増進に寄与し、併せて「全国手をつなぐ育成会」を連合体とし、県内19地区(市町村)で地区の会が結成され福祉社会の実現を目指している。

【活動内容】

①親子療育キャンプ事業

- ・対象：各地区の知的障害児・者
- ・目的：地区の会主催により知的障害児・者とその保護者が1泊又は2泊による宿泊訓練を行い、この中で日常生活における療育技術の研修及び向上を図り、併せて保護者間の連携を深める。
- ・内容：県内外へ出かけ、軽ハイキング、川遊び、海水浴、ゲーム、カラオケ、バーベキュー、キャンプファイヤー、保護者研修など行う
- ・スタッフ：会員、医師、看護師、教師、施設指導員、ボランティア
- ・費用：実費(一部補助有り)
- ・申し込み：各地区手をつなぐ育成会事務局

②わいわい活動事業

③ふれあい登山

④絵画教室

⑤「障害者110番」相談事業 TEL(076)264-1766

- ・内容：障害者および、その家族や支援者から寄せられる、さまざまな相談に応じ、障害者が地域社会において自立し、安心した生活が送れるように人権を擁護し福祉の向上を図ります。

【販売図書】

全日本手をつなぐ育成会発行の機関誌「手をつなぐ」(年間購読料3,600円)

全日本手をつなぐ育成会発行の機関誌参考書、本人向け書籍・新聞

【年会費】正会費 年3,000円・別に賛助会費有り

【ホームページ】<http://w2222.nsk.ne.jp/ikuseikai/>

いちごの会

【代表】山崎 理華 (ヤマザキ リカ)

【連絡先】

NPO法人 わくわくネットはくい
〒925-0027 羽咋市鶴田町亀田17
TEL(0767)22-0909 (わくわくネットはくい)

*わくわくネットはくいより、代表へ連絡が行きます。

【目的】 皆が安心して話せる場、情報交換できる場をめざしています。

【対象】

診断あるなし、関係なく参加可能。
保護者、おじいちゃん、おばあちゃん大歓迎。
支援者（教育関係、病院関係）参加お待ちしております。

【活動内容】

月1回、お話会を開催。（お菓子飲み物持参）
都合により開催できない月もありますので、お問い合わせください。
個別にお話したい方もご相談ください。

【会の成り立ち】

発達障害を持つ親が、安心して話せる場所が欲しいと同じ思いを持つ保護者が1人、2人と集まり出来た会です。
障害の種に関係なく、診断の有る無しに関係なく、お互いの不安や悩み時には愚痴も安心して話せる場を目指しています。
まだ会を作り上げている段階なので、一緒に会を育ててくれる方募集中です。

笑の会

【代表者】 山崎 紀江

【連絡先】 〒926-0045 七尾市袖ヶ江町2 TEL(0767)53-2880

【目的】

発達の遅れや障害を持つ子と親の会です。
何時も明るく、楽しく笑って子どもと共に生きていくことを目指しています。

【活動内容】

第1月曜日 10時～12時
能登中部保健福祉センターにて、子どもの近況や悩みを話し合っています。

Angel Kids**【連絡先】**

〒929-1125 かほく市宇野気ニ 71 番地 2 (ほのぼの健康館内)
TEL(076)283-1117 母子保健担当保健師(竹田)

【代表者】 秦 美由紀 (代表は毎年変わります)

【活動の概要】

子どもの発達に不安のある親が集い、心配事や現状を話し合いストレス発散や子どもへの関わり方などの情報交換や勉強会を毎月(第2火曜日午後2時～)ほのぼの健康館にて実施。入会していない方でもご自由に参加ください。

【費用】 不要です。

おじゃmamaどれみの会

障害を持つ子どもの親の会です。話し合い等行っています。

【日時】毎月第3土曜日 午後1時30分～4時

【場所】津幡町福祉センター

【問合せ先】津幡町健康福祉課健康推進係 TEL(076)288-7926

親の会 クローバー

【目的】

同じ障害児をもつ親同士が集まり、情報交換や育児不安の軽減を図ることを目的とします。

【内容】

①月に一度定例会を設けています。(午前10時～)

②年に数回の学習会や交流会を開催しています。

【対象】

就学児前後のADHD、LDなどの子どもを持つ保護者(現在大人20名・子ども40名)

【会費】

無料 ただし、お菓子袋ひとつ持ち寄り

【場所】

津幡町福祉センター 1階 保養室

【発足年月日】

2005年9月22日(木)

【申し込み】

津幡町社会福祉協議会 親子サロン クローバー事務局

〒929-0393 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地

TEL:(076)288-6276 Fax:(076)288-6748

E-mail: oyakosaron@po4.nsk.ne.jp

<http://oyakosaron.boon.jp/>

加賀市知的に障害のある子と親の会・さざんかの会

【連絡先】〒922-0825 加賀市直下町イ23 TEL・FAX(0761)73-5856

【代表者】針田初枝(代表は毎年変わります)

【会の目的・特徴】

知的に障害のある子供の健全な育成をはかり、親子同士の親睦を深めます。障害のある子供たちが地域社会の中で正しく理解され差別なく普通の生活ができる社会環境作りを目指して活動しています。

【対象】障害のある子供とその家族

【活動内容】

①知的障害児校外活動クラブ・学童クラブ「あいあいランド」では放課後、養護学校や障害児学級の児童生徒が集まり遊びや活動の中で社会性を身につけています。

②おもちゃ図書館・・障害のある子とそうでない子が一緒に交流し発達や地域とのコミュニケーションを深めます。

開館日 毎月第2・第4水曜日（午後1時～4時）

第2日曜（午前10時～12時）

③クラブ活動や行事・・トランポリン、水泳、リトミック等の各教室・誕生会、クリスマス会、スキー、ハイキング、登山、親子合宿等の行事

④子どもと親の相談窓口の運営・子どもの将来に向けての活動

平成13年小規模作業所「グリーンファームもぐ」を開設しました。

【会費】月1,000円

金沢エルデの会

【連絡先】〒921-7511金沢市高尾町ヌ30 TEL(076)298-7511

【代表者】山口 智世

【会の目的・特徴】

- ・金沢エルデの会は、専門家によって学習障害（LD）と診断をされた児童、学童、青年等(当事者)とその親、さらに専門家(ディレクター・サブディレクター・アドバイザー)、ボランティアの学生支援者等で組織、構成をする会です。
- ・親の集まりだけではなく、直接当事者に支援をするために活動をしています。彼らの居場所を作り仲間作りの場を提供して成長を助けると共に、ケース検討会等により個々の障害理解・支援を探って行き、将来の自立を目指しています。
- ・活動を通してスタッフを育成していきます。
- ・彼らの成長とともにわかる学習障害児、者への支援を今後の社会における発達障害支援に役に立てるような視点をも持ち合わせて活動をしています。他の親の会、関係機関と連携、協力をし、啓発、情報発信をしています。
- ・親はこれらの活動を支えるために財政運営における母体となることにより、責任とリスクを背負っています。

【活動】

①小集団活動（毎月第2土曜日、第4日曜日 午前10時30分～午後3時）
仲間作りや、コミュニケーションの練習や社会性を育てることを目的とした活動です。子どもたち自身で話し合っ活動内容を決め、計画を立て、役割分担をし、実行します。主な活動は、合宿やクリスマス会、街中探検などです。その中で、バスや電車に乗ったり、学校や家ではできない体験をしたり、責任のある役目を担うなどの実践を積みます。支援者が一緒に活動しています。

②（毎週火曜日 午後6時30分～8時30分）

子どもたちが、やり遂げる達成感を味わう、またいろいろな学習・学習方法に出会うことなどを目的に課題にとりくみながら、長期的な視点で、自立への導きをします。

ディレクターの指導の下、サブディレクターと学生支援者が一緒に活動しています。子どもたち一人一人が興味のあることを中心に課題を持ち、

主体的に取り組めるような働きかけをしています。

③ケース検討会(2ヶ月に1回 第4日曜日 正午～3時)

毎回、一人の子どもにスポットを当て、親、学校の担任、エルデの会の支援者等、子どもと関わりを持つ人たちが集まり、エピソードやビデオ記録を持ち寄り、検討します。

その子の障害について理解を深め、ひいてはその子どもの理解を深め、支援の方向を探ります。多くの大人の目で多角的に検討することで、それぞれの子ども達の考え方や課題解決の方略がみえてきます。

*日時に変更あり

【会費】月謝 10,000円 年会費 24,000円

【ホームページ】<http://elde.kanazawa.st/>

【問い合わせ先】info@elde.kanazawa.st

金沢つながりの会

【連絡先】

〒921-8106 金沢市十一屋町4-34 ひまわり教室内 TEL(076)243-6786

代表者 高和世

【会の目的】

「障害」を持った人と持たない人がいっしょに生きていける社会の実現をめざして、さまざまな活動を行います。互いに支え合いながら、いっしょに生きていけるように会員相互のつながりを深めていきます。

【活動内容】

障害児・者の人権と暮らしの保障をめざす活動

障害児・者とその家族、および会の趣旨に賛同する一般市民が参加しています。

- ①例会：毎月一回第4土曜日夜7時30分より行っています。学校の先生方から学級での子どもの様子を聞いたり、子どもの近況を話し合ったり、悩みを出し合ったりしています。
- ②行事：合宿、ハイキング、施設見学（作業所など）、講演会などを行事として行っています。
- ③行政への要望活動を年に数回行っています。
- ④機関誌を毎月発行しています。

【年会費】3,000円

【申し込み】

事務局（ひまわり教室）に電話でしてください。なお、入会していない人でも参加は可能です。

かほく市手をつなぐ育成会

【連絡先】

〒929-1125 かほく市宇野気ニ71番地2 事務長 寺嶋立弥

TEL(076)283-4098

【活動の概要】

かほく市内に在住する知的障害児（者）の保護者の会です。

【活動内容】

- ①療育キャンプ年2回（8月、9月）：親子で一泊し意見交換します。
- ②ふれあいバザー（11月）：文化祭に参加し、一般の人に会をPRします。
- ③ふれあい登山（4～10月）月1回：親子で参加し、体力づくりと交流をします。

くれよんの会

【連絡先】

〒920-0271 河北郡内灘町鶴ヶ丘2-161-1
社会福祉法人内灘町社会福祉協議会（担当：藤田）
TEL(076)286-6953 FAX(076)286-6951

【目的・特徴】

この会は、肢体、知的、視覚、発達障害…と障がいの様々な子ども達と、その保護者によって構成されています。

障がいは違っても、目指すものには共通したものがあると考え、彼らの地域社会への参加と、生きる喜びを見いだすことを目的としています。

一人で悩み、落ち込むのではなく、どんな些細なことでも話し合える仲間がいることを知って頂き、共に元気になって行きたいと思っています。「個々の問題」で終わってしまう事柄を「会の問題として」皆で考え、必要に応じて行政側と話し合い、行政側と会（親）との考えの差はどこにあるのか、どうすればその差は無くなるのかを、双方で解決の糸口を探し、歩み寄り協力をして子ども達の住み良い環境を目指しての努力をしていきたいと考えています。

【対象】

内灘町在住で障がい児とその家族が対象ですが、他の地区の方でも希望があれば受け付けます。

【活動内容】

- ・定例会を開き、会員同士の交流や情報交換を行う。（1～2ヶ月に1回程度）
- ・宿泊体験、親子クッキング、親睦会などを、会員の希望に応じて行う。
- ・町内の障がい者団体で構成する「内灘町障害児・者団体連絡協議会」に参加し、障がい者を取りまく問題について共に考える。
- ・その他、同じように悩みを持つ方々の相談の窓口的な役割も行っていきたいと考えています。

【費用】年会費 1,000円

くれよんめいと ～自閉症を含む発達障がい児を持つ親の会～

【事務局】〒922-0242 加賀市山代温泉 12-41

【代表者】佐藤 淑子 TEL(090)1392-2694

【E-mail】kureyon-0812@softbank.ne.jp

【目的】

自閉症を含む発達障がい児とその親の会です。同じ悩みを持つ親同士が集まり、育児についての悩み、相談事等を話し合い、親だけでは解らない

事などは、各学校の先生をはじめ福祉関係機関の方々などに協力して頂きながら、色々な事を学びたいと考えています。

そして、子育てを楽しみながら発達障害を持つ子ども達が住みよい社会となるよう、また多くの支援の道が開かれて行くよう、活動して行きたいと考えています。

【対象】

加賀市に在住する自閉症・発達障がい児とその親が対象ですが、この活動に参加してみたい方なら、どなたでも参加できます。

【活動内容】

- ・毎月第三金曜日に定例会を行っています。
- ・必要に応じて支援ツール作成を行っています。
- ・親の勉強会（講師の先生を招いて）を行っています。
- ・各関係機関の方々に支援の必要性を理解していただくため、参加を呼びかける活動を行っています。
- ・他の親の会との交流をはかり、情報交換をし、ネットワークを広げる活動をしています。

【費用】 参加費 1回につき 500円

げんきの会(石川県自閉症協会)

【代表者】 山岸 由美子

【事務局】 〒920-0202 金沢市木越1丁目374番地 TEL(076)257-1327

【E-mail】 zish200906ko@yahoo.co.jp

【理念】

この会は、自閉症に対する理解を深め、会員同士の親睦を図ることを目的としています。

【対象】 石川県自閉症協会に入会している幼児、学齢児と保護者。

【活動内容】

レクリエーション活動や学習会の開催、会報（げんきの会だより）の発行
毎月1回の例会は津幡町の「はぎの郷・トルル」にて行っています。

【費用】 年会費 1,000円 その他、集まり毎に参加費 200円程度

すろーすてっぷ

【代表者】 源 和枝・石浦 利江

【連絡先】 E-mail slowstep_noto@yahoo.co.jp

【目的】

発達に遅れや偏りのある子を持つ保護者が、一人で悩まず、相談したり、情報交換をしたりする場があったらいいな…との思いで集まるようになりました。

【対象】

おおむね乳幼児期から学童期の障害児とその保護者

【場所】

ラピア鹿島

〒929-1721 鹿島郡中能登町井田に部 50番地 TEL(0767)76-1900

【活動内容】

会員の交流、情報交換（月1回）

【費用】 年会費 1,000円**つみきの会****【連絡先】**

〒924-0865 白山市倉光3-100 健康センター白山

TEL(076)274-2155 FAX(076)274-2158

E-mail hakusan_tsumiki@yahoo.co.jp

【会の目的・特徴】

子供の発達について同じような悩みを抱える親同士が話し合うことで、親自身の意識・意欲を向上させることを目的としています。

【対象】

会の趣旨に賛同し、希望する者は誰でも会員になれます。

【活動内容】

- ①月1回の定例会
- ②会報「つみきメール」の発行
- ③講演会、勉強会の開催

【年会費】 1,000円**【ホームページ】**

http://www.geocities.jp/tsumiki_pre_ishikawa/

【その他】 入会希望の方は、一度定例会にご参加ください。**どんぐりの会****【連絡先】**

〒923-0053 小松市河田町カ62番地

TEL(090)9763-8881

honoka-momoka-asuka-donguri@ezweb.ne.jp

asuka.0719@live.jp

【代表者】 谷公子**【会の目的】** 発達障がい児を持つ親の会**【対象】** 発達障がい児の親・興味関心のある方、医療・福祉・教育関係者**【活動内容】**

月1回の定例会（小松市小寺町：小松市NPO交流センター内）

講演会

勉強会

懇親会

【費用】 一回参加につき300円（お茶・資料代）**【その他】** 養護学校・教育機関の専門の先生も参加しております。

お気軽にメール・お電話下さい。

七尾鹿島手をつなぐ育成会（七尾市・中能登町）**【代表者】** 会長 赤坂 哲夫

【連絡先】 〒929-0021 七尾市本府中町レ部 19-3 TEL(0767)52-6879

【目的】 育成会の諸活動を通じて親・保護者の連携を深め、本人の自立を助けて、よりよい地域作りに努力をします。

【対象】 知的障害児（者）・保護者

【活動内容】

(1)会員の研修と質の向上

①大会・集会・講演会・関係行事への参加

②親と子の親睦として

・親子療育キャンプと懇親会

・新年の集い、成人式

(2)つくし青年学級（対象：学齢児～成人）

①つくしサークル（第2、4日曜日）

・花見、ボウリング、運動会、料理教室、キャンプ、野外活動（旅行・ふれあい登山）等

・クラブ活動 スポーツ活動（毎週水曜日）

・編み物指導と各種相談（第2、4土曜日）

【会費】 会員会費 年1,000円 賛助会費 年1,000円

療育キャンプ・旅行等 自己負担有り

ポップコーンの会

【連絡先】

〒929-1171 かほく市木津ハ 87 番地 1

室谷直美 TEL(076)285-0913

【活動の概要】

様々な障害を持つ子供とその保護者の会です。

【会の目的・特徴】

情報交換と親睦を深めることを目的としています。できるだけみんなが集まれるよう、毎回集まった時に次回集まる日を決めるというアットホームな会です。

【活動内容】

年に3回程、会を開いています。情報交換やクッキングなどをして親睦を図っています。

ほのほのクラブ

【連絡先】

〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番 4

能登北部保健福祉センター地域支援課

TEL(0768)22-4149 FAX(0768)22-5550

【代表者】 上野加代子

【活動の概要】

主に能登町に在住する障害児とその保護者の会ですが、他の地域の方でも希望があれば参加可能です。のんびりした雰囲気の集まりです。

【活動内容】

①定例会 毎月第3（木）10:30～12:00 能登町こどもみらいセンター

- ②施設見学
【会費】無料

めばえの会

【連絡先】

〒920-0014 金沢市諸江町28-1 県住4-3 TEL(076)232-1626

【代表者】北島 里佳

(代表者は毎年変わります。連絡先を書いたチラシを幼児相談室などに提示させてもらっています。)

【会の目的・特徴】

発達、言語の遅れやコミュニケーションに何らかの問題や障害のある、主に就学前のお子さんをお持ちの保護者の会です。

様々な悩みや不安を皆で分かち合い、ストレス発散や多くの情報交換、広い交流の場としていきたいと考えています。

【活動】

- ①定例会：毎月一回（主に教育プラザ富樫）集まっています。
心配事や現状を話したり情報交換や勉強会をしています。
- ②年度の初めに学校見学（特別支援学級、養護学校など）をしています。
- ③教育委員会の方を講師に招いたり、先輩お母さんとの懇談会
- ④茶話会、昼食会、子供と一緒にのお楽しみ会など

【年会費】年間 2,000円

【申し込み】

代表者宅に電話してください。なお入会していない人でも見学は可能です。

わははの会

【事務局】

〒925-0141 志賀町高浜町カの1番地 志賀町保健福祉センター
TEL(0767)32-0339 FAX(0767)32-4171

【目的】

発達障害児を持つ親が集まり、情報交換や親同士の交流を図っています。

【活動内容】

定例会として 原則奇数月の第3水曜日 午前10時から正午

輪島市門前育成会

【事務局・連絡先等】

〒927-2164 輪島市門前町道下 24-44-4 菊地 良緒
電話・FAX 0768-42-2745

【代表者】菊地 良緒

【対象者】障害の種別は問いません（児・者ともに対象）

【会の目的・特徴】

障害者が将来も安心して地域で生活を送ることができることを目指し、会員同士の交流や地域の人との交流をはかり、障害に対する理解を深めて貰うよう活動しています。

【活動内容】

- ① 月例会（第1火曜日 諸岡公民館）※都合により変更になる場合があります。
- ② 夏休み交遊会（小、中、高生を対象とした長期休暇時の居場所作り）
- ③ リトミック（音楽療法）
- ④ 親子レクリエーション
- ⑤ 市内知的障害者授産施設と地域の人との交流会
- ⑥ 親子療育キャンプ（夏期1泊2日）
- ⑦ 2ヶ月に1回、輪島地区の親の会（あいあいクラブ）と共に、「輪島市療育を考える会」を開催。行政、福祉施設等の関係機関と保護者が参加し、テーマに沿っての意見交換や、日頃の生活における相談、情報交換、視察研修、学習会を行っている。

【年会費・費用】

正会員 5,000円 賛助会員 1,000円～ その他 イベントの参加費

親の会 未楽来～みらくる～

【連絡先】

〒927-0035 鳳珠郡穴水町志ヶ浦 15字 1-3
児童家庭支援センターあすなろ子育て広場
TEL0768-52-4141 FAX0768-52-4140

または

〒927-0027 鳳珠郡穴水町川島タ 38 穴水町保健センター 母子保健係
TEL0768-52-3589 FAX0768-52-3320

【代表者】福光 ひとみ

【対象】

発達のおくれやつまずきをもつ子どもとその家族、および活動に賛同する関係機関等。

穴水町に在住する子どもたちとその家族の会ですが、他の地域の方の参加も歓迎します。

【会の目的】

発達、発育のおくれやつまずきをかかえる子どもとその家族が集まり、子どもたちが、生まれ育った地域の中で健やかに育ってくれることを願いながら活動をしています。会員相互の親睦を深める一方で、一人でも多くの人たちに子どもたちの素晴らしさを伝えていきたいと思っています。

【活動内容】

- ① 定例会 毎月第2木曜日 10:00～12:00 児童家庭支援センター
(会員相互の親睦・情報交換等)
- ② 学習会 (施設見学、講師を招いての勉強会等)
- ③ 親子行事 (節分、夏休み宿泊体験、クリスマス会等)
- ④ 地域への啓発活動 (活動の紹介、リーフレット作成等)

【会費】 年 2,000 円

カンガルーの会

【連絡先】

〒927-1222 珠洲市宝立町 加護まり子 TEL&FAX0768-84-1125

または

〒927-1223 珠洲市宝立町鶴島ハ 124 能登北部保健福祉センター珠洲
地域センター TEL0768-84-1511 FAX0768-84-1515

【会の目的】

発達に遅れのあると思われる子達を持つ私達は、今まで子育てで悩んだり苦しんだりしてきました。周囲に相談したり、悩みを分かち合う仲間がいませんでした。他にも一人で悩んでいる方がいるに違いない、その方と一緒に情報交換ができたらと会を発足し、会員相互の親睦と知識の交換を行っています。

【活動内容】

会員相互の相談及び親睦

第6章 公共施設・イベント・支援団体等

(1) 公共施設

いしかわ子ども交流センター

〒921-8101 金沢市法島町11番8号 TEL(076)243-6501 FAX(076)243-6774

いしかわ子ども交流センター 小松館

〒923-0302 小松市符津町念佛3-1 TEL(0761)43-1075 FAX(0761)43-1076

いしかわ子ども交流センター 七尾館

〒926-0024 七尾市古屋敷町カ10-3 TEL(0767)53-3396 FAX(0767)53-3397

【機能】

子ども達が楽しみながら科学や芸術・工芸に親しんだり、家族や友達同士で遊具を使って遊ぶことができます。クラブ活動やサークル活動、さまざまなイベント、行事などに参加して多くの人たちと交流を深めることもできます。

いしかわ子ども交流センターには、星空を楽しむ空間「プラネタリウム」があり、小松館には、旧尾小屋鉄道に使用されていた車両が「なかよし鉄道」として運転されています。

七尾館は、3館の中で一番おもちゃをたくさんそろえています。

【休館日】

毎週月曜日（国民の祝日にあたる場合はその翌日）、第3日曜日、国民の祝日の翌日（土・日・月曜日は除く）、年末年始（12月28日～1月4日）

おもちゃ図書館あいあい・らんど

〒922-0831 加賀市寺町2-104 TEL(0761)73-5856

【目的】

心身に障害をもつ子ども達が、おもちゃで遊び、おもちゃを通してたくさんの人と出会う機会をつくる。

【内容】第2、第4水曜日午後 第2日曜日午前

【従事者】ボランティア

親子ふれあいランド あい・あい・あい

〒926-0046 七尾市神明町1番地 「ミナ・クル」3階（JR七尾駅前）
TEL(0767)52-1476

【目的】

親子がおもちゃや絵本で親しみ、ふれあいの場として提供しています。また、子育て相談を行っています。日頃気になることなど、ご相談ください。

【対象】

乳幼児及び小学生（親子同伴）。障害をお持ちのお子さんは18歳まで親子同伴で利用が可能です。

【内容】 年末年始を除く毎日 10:00～17:00 開いています。

★ 乳幼児の一時保育（有料で 9:00～17:00）や保育ママ派遣事業、子育てサークルの支援親子交流広場などの事業なども行っています。一時保育などの利用の際には前日までに申し込みが必要です。

★ おもちゃ図書館 「こあら」が併設されています。

親子でおもちゃで遊んだり、手作りおもちゃ教室を開催したりしています。ボランティアグループ（ぼっかぼか）の皆さんがお待ちしております。

*平成21年4月より月に1回程度、発達障害児ら親子の相談を受け、自立のための療育を行ないます。対象は能登中部圏域（七尾・鹿島・羽咋市・郡）にお住まいの方です。詳細は電話で問い合わせください。

小松おもちゃ図書館サン・アビ

〒923-0302 小松市符津町念仏ヶ2-7 TEL(0761)44-4411 FAX(0761)44-4411

【理念・特徴】

心身に障害があったり、発達に遅れがあると思われる子ども達が、たくさんの良いおもちゃと出会い、多くの人とふれあうことで豊かな遊びを体験してもらおう。

【対象児】 乳幼児及び小学生（保護者同伴です）

【内容】

水曜日、土曜日の午前10時～12時、午後1時～3時まで開館しています。

親子で遊びに来ていただくところです。ハンディをもつ子ども達が親子で来ておもちゃでゆっくり遊び、他の子ども達とも遊んでいます。ボランティアが見守っています。

【従事者】 ボランティアグループ “つくしんぼ”

輪島わくわくおもちゃの図書館

〒928-0001 輪島市河井町2部287-1 輪島市ふれあい健康センター 2F

輪島市子育て支援センター・輪島市児童センター内

TEL・FAX(0768)22-8031

【理念・特徴】

心身に障がいのある子ども達も障がいのない子ども達も、たくさんの良いおもちゃと出会い、一緒に遊びあうことで子ども達の発育をうながす機会となれ

ばよい。

また、ボランティアによる「手作り布製おもちゃ」も貸し出している。

【対象児】

乳幼児（保護者同伴）

【開催日時】

センター開館時

毎週 火曜日～金曜日 8時30分～17時00分

土曜日・日曜日 8時30分～16時00分

（休館日：毎週月曜日、祝日、年末年始）

【従事者】

ボランティア、センター職員

金沢市障害者高齢者体育館（駅西むつみ体育館）

〒920-0025 金沢市駅西本町 2-3-27 TEL(076)221-9065

【対象者】

障害をお持ちの方（小学校1年生以上）

【内容】

① リズム体操

（石川県リクリエーション協会より指導員派遣）

② フライングディスク・卓球教室

（石川県フライングディスク協会より指導員派遣）

【実施日時】

土曜日開催

（毎週ではありません。スケジュールは当館にご確認ください）

① 15：00～16：30

② 16：30～18：00

【費用】 無料

【申込み】 駅西むつみ体育館 TEL (076)221-9065

【注意事項】

- ・障害をお持ちの方がご利用の際は、介助者の同伴をお願いいたします。
- ・不明な点がありましたらお電話ください。

（２）イベント

石川県障害者スポーツ大会

障害者のスポーツの普及・発展を図るとともに、県民の障害者に対する理解と

認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としています。平成20年度は6月1日、選手1,260人を含む約5,200人の方々が参加しました。なお、全国障害者スポーツ大会の選考も兼ねています。

【お問い合わせ】 県障害保健福祉課 TEL(076)225-1428

石川県障害者ふれあいフェスティバル

障害者の自立と社会参加への意欲、並びに県民の障害のある人に対する理解と認識をより一層高めることを目的として、障害のある人もない人も共にふれあう機会となっています。

障害のある人自身による演奏会や作品の展示をはじめ、車いす・手話・点字体験、製作品の販売等、平成20年度は9月21日に開催しました。

【お問い合わせ】 県障害保健福祉課 TEL(076)225-1428

スペシャルオリンピックス日本・石川

知的発達障害のある人たちに、日常的なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。これらのスポーツ活動に参加する知的発達障害のある人たちを「アスリート」とよび、多くのボランティアやアスリートのファミリーと一緒に活動を支えています。

平成20年9月14日に第1回スペシャルオリンピックス日本・石川夏季地区大会が開催されました。

【お問い合わせ】 スペシャル・オリンピックス日本・石川事務局

TEL(076)292-7980

(3) 支援団体等

石川ひまわり号

【事務局】 〒921-8161 金沢市有松2丁目4-32 ふれあいタウンビル内

石川ひまわり号事務局 TEL・FAX(076)245-0878

【事務局長】 山崎 浩二

【理念】

「列車に乗ってみたい」「旅をしたい」という障害者の切実な願いを実現させようというのが、この運動の始まりです。障害をもつ人ももたない人も共に旅をする中で、誰もが安心して利用できる交通機関と心ふれあうやさしい街に発展することを目指して活動しています。

【内容】 年に1～2回 40名前後の募集で旅行に出ています。

【従事者】 様々な職業の人達がボランティアとして事務局を構成しています。

【費用】 旅行参加費が必要です。

【ホームページ】

<http://www16.ocn.ne.jp/~sun5/>

特定非営利活動法人ケーネット知楽市

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目3番地 鉄工会館3階

障害者や高齢者を含む情報技術弱者に対して、情報技術活用能力向上に関する支援事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的に支援活動を行っています。

発達障害者支援センターパースと協働で、いしかわの発達障害者支援ネットワークSNS「パースウェブネットクラブ」を運営しています。

E-mail info@chirakuichi.com

URL <http://www.chirakuichi.com>

NPO法人日本ポーテージ協会 石川湖南支部 ポーテージ おひさまの会

〒920-0021 金沢市七ツ屋町二34-A TEL・FAX(076)264-1077

代表 小坂正栄 E-mail poomaa@eagle.ocn.ne.jp

【理念・特徴】

ポーテージ・プログラムは、アメリカ・ウィスコンシン州、ポーテージ市で誕生した発達教育プログラムです。34ヶ国の言語に翻案され、90ヶ国近くの国で使用されています。

さまざまな発達に遅れや問題のある子供達の為の家庭中心のプログラムをそれぞれのニーズに合わせて行っています。成長と自己実現、日々の生活の安定と広がり求めて具体的提案を行っています。

【対象】

0歳～学齢期（主に）

ご相談の内容によっては青年期のご相談も承っております。

【療育活動】

- ① 乳幼児からの療育を行っています。
- ② ポーテージ・プログラムや自閉症の方には、TEACCHプログラムのアイディア等を用いて、具体的な個別指導計画を立て、個々の家庭における子どもへの援助の方法を行動分析します。
- ③ 保護者と話し合い、社会性、言語、身辺自立、認知、運動、家庭生活や社会生活上のさまざまな問題行動の対応の仕方など、日常生活での工夫や指導

の仕方を提案します。

- ④ プログラムの実施における調整を出来るだけ細かく行い、継続的に子育てを応援します。
- ⑤ 親の会「おひさまの会」の活動を行っています。勉強会・親睦会など

【従事者】

日本ポーター協会認定指導員及び指導員

【費用】

家庭訪問 1回4,000円、教室 1回3,000円、年会費3,000円（遠方の場合交通費別途）、電話・FAX・メール相談も承ります。学校訪問支援も致しております（料金別途）。

【手続き】

電話及びFAX（人数に限りがあります。）できればEメールでお問い合わせ下さい。

【ホームページ】

http://ohisamanokai.web.fc2.com/whats_ohisama/index.html

子育て生活応援団「げんき倶楽部」

【連絡先】

〒920-0964 金沢市本多町1丁目15-26 TEL・FAX(076)224-7010

E-mail aiko124@io.ocn.ne.jp

【代表者】 山本実千代

【会の目的・特徴】

障害のあるなしに限らず、多様な年齢の子ども達を対象とし様々なネットワークグループと連携を図りながら日常生活に根付き自立につながる子育て支援・生活支援に取り組む。

「心と体の小さなお手伝い」を合言葉に、子どもも大人も多くの人の中で守られているという安心感や支え合うことを目指している。

【対象】 幼児～大人になりきれない青少年達

【活動内容】

- 幼児期・学齢期・思春期・大人になりきれない青少年達の自立につながる子育て支援・生活支援のサポートや託児・一時預かり、障害児に関する相談
- ・金沢市教育プラザ富樫「子育てひろば・こあら」での応援団のティールーム（毎週日曜日開催）
- ・年間を通しての各種イベントの開催など（お花見・バーベキュー・海水浴・お泊まり会・クリスマス会・富樫教育プラザ「わいわいバザール」など）

【年会費】 子育て生活応援団会員は無料 会員以外は、年間2,000円

日常生活支援「サポートハウス」

【連絡先】

〒920-0964 金沢市本多町1丁目15-26 TEL・FAX(076)224-7010

E-mail aikol24@io.ocn.ne.jp

【代表者】山本実千代

【会の目的・特徴】

障害のあるなしに関わらず、子ども達の日常生活自立に向けた支援を目的とし、人と人とのコミュニケーションを大切にお互いへの思いやりと仲間づくりを目指す。民間の子育て支援団体との交流活動などにも積極的に参加し、イベントなどを一緒に行い、地域の中で「子育て」が出来るよう多様な子ども達の生活支援・子育て支援を行う。

【対象】

- ・ 2歳以上ならどなたでも
- ・ 社会的自立が出来にくい20歳以上の人
- ・ 障害児（者）・健常児は問わず
- ・ 不登校児など

【活動内容】

- ・ 託児 一時預かり
- ・ 子育てひろばでのボランティア活動（週・2回～3回）
- ・ 宿泊 寄宿生活
- ・ 学校以外の遊び場、居場所として
- ・ 地域に関係なく、学童保育の場として
- ・ 年間を通じて様々なイベントや合宿など
- ・ 自然体験活動・野外活動など

【年会費】正会員10,000円 助っ人会員3,000円

【その他】

子育て中の親への支援として

- ・ 家庭・家族相談
- ・ 虐待やDVに関する相談
- ・ 学校及び学校教育に関する相談
- ・ 障害児（者）に関する相談

福祉の店 「夢や」

〒923-0957 小松市本折町14番地 TEL(0761)23-6532

【目的】

障害のある方の文化・交流活動を振興するため、

- ① 支援相談員が常駐し、各種相談に応じます。
- ② 芸術・文化講座を開催
- ③ 「福祉の店」を設置し、市内の障害福祉サービス事業所で作った物品を

販売・展示しています。

喫茶コーナーも設置し、地域や障害者団体相互の交流を図っています。

④ 障害がある方本人や、保護者の方の交流スペース

※ 20年度から障害のあるお子さんを連れて親子が安心して集えるように2階の交流スペースを整備しました。

【実施日】日曜日を除き、午前9時30分から午後6時まで

AACで話そう け・せら・せら

【AACで話そう け・せら・せら とは・・・】

この会は、話し言葉の理解と表出に問題をもつ子どもが※AACを用いてコミュニケーションスキルを高め、社会に参加する機会をふやすことを目的に、共に考え支援する会です。

もちろん対象は子どもだけでなく周囲にいる大人（親、教育者）もふくまれます。

当会は、保護者が主導となって、支援者・ボランティアの皆さんの力をお借りして、企画・運営しています。

※AACとは・・・

Augmentative&Alternative Communication の略で、補助・代替コミュニケーションや拡大・代替コミュニケーションと訳されています。これは話し言葉の理解と表出に困難を抱える人に、音声言語にこだわらず、残された能力と補助的な手段によって、コミュニケーションを成立させようとする考え方です。

AACの手段には、サイン言語、身振り動作、シンボル、写真・絵カード、実物、文字盤、VOCAなどがあります。

【会の目的】

話し言葉の理解や表出に問題をもつ人たちは、自分の音声以外の伝達手段を活用することで、周りの人々とのコミュニケーションを大きく広げるチャンスをもつことができます。

しかし、サイン言語を教えたから、絵カードやVOCAを用意したからといって、そのチャンスを十分に生かせるとは限りません。その人にあった手段を整え、コミュニケーション環境にうまく組み込んでいくための工夫が必要となります。この会は、AACを実践しようとする保護者が、子どものニーズや特徴をよく理解し、AACの効果をあげられるように、ともに学びあい支援しあうための場をめざしています。また、地域社会に広くAACを行き渡らせるための啓発や普及にもつとめます。

○ 講演会等の開催

- サポートブックや、絵カードの製作
- 会員の取り組みについての情報交換 などなど

【活動】 AAC を使っての子どもの小集団活動 (月 1 回)

【検討会】

AAC の実践場面をビデオ撮影し、そのビデオを資料とした検討会 (不定期)

【入会資格】 AAC を実践したい方ならどなたでも・・・

【入会金・会費について】

入会金 3,000 円 年会費 20,000 円 (活動費別途徴収)

【問い合わせ先】

〒920-0942 金沢市小立野 2-39-8

AAC で話そう け・せら・せら

【代表】

橋爪 ゆかり

E-mail hashizume@m3.spacelan.ne.jp

HP <http://keserakerakanazawa.fc2web.com/>

INREAL 金沢

【会の目的・特徴】

子どもとのコミュニケーションを見直したい方へ。子どもとの相互理解を図りたい方へ。子どもの学習を助けてみたい方へ。

INREAL 金沢は 1991 年から活動しています。親や教師が子どもとのコミュニケーションを通して学習や相互理解をはかるお手伝いを続けてきました。

あなたのお手伝いをする人 (トレーナー) が、遊びや生活、授業などの場面のビデオを詳しく分析し、コミュニケーションの本当の姿をみつけていきます。

分析のポイントは、次のことを大人がよく理解することです。

「子どもは大人に何を伝えようとしているか?」「大人はどう子どもを理解しているか?」「大人は子どもに何を伝えようとしているか?」「子どもは大人をどう理解しているか?」

コミュニケーションの実際の姿が見えてくると、次から子どもと話すときにどうすればよいか、その道筋が自然に浮かび上がってきます。

○ 誰に効果があるのか?

発達に障害のある子ども (知的障害や自閉症、アスペルガー障害、学習障害など)。先生や親にとって気になる子ども (行動問題、不登校など)。こうした子どもたちと共に過ごす大人 (家族、担任など)。教え方や育て方を見直してみたい人。

○ どんな効果があるのか?

子どもとつきあうのが楽しくなる。子どもの本当の考えを理解し育児や教

育に生かせる。子どもが自分の考えをうまく大人に伝えられるようになる。
大人が自分の考えをうまく子どもに伝えられるようになる。子どもの基本的な障害を理解できる。子どもの行動問題が改善する。

【分析を受けたい方へ】

- ① 分析を希望する人（トレイニー）は、トレーナーのどなたかに直接申し出て、協議してください。特に希望のトレーナーがいない場合は、事務局の方で調整いたします。
- ② 本来の分析は3回が1セットになりますが、分析のお試し体験（1回限り）も受付けています。
- ③ トレーナーは1対1の個別で分析する場合も、グループで行う場合もあります。
- ④ トレイニーは原則として実践報告書をトレーナーに提出してください。
- ⑤ 自分は分析を受けないが、分析場面に参加したい人（オブザーバー）は直接トレーナーに申し出て、トレーナー、トレイニーの同意を得て参加してください。

【会費】

各種サービスを利用する際の基本資格を得るため、会員登録してください。

登録料 2,000円 分析料 3,000円

【問い合わせ先】

INREAL 金沢 事務局・橋爪ゆかり

E-mail kanazawa_inreal_kenkyukai@yahoo.co.jp

H P <http://inrealkana.fc2web.com>

参加可能な分析グループその他各種催しの案内はホームページに掲載します。

第7章 暮らしの制度

(1) 幼稚園・保育所・放課後児童クラブ

① 幼稚園

3歳児以上の幼児を対象に2年または3年間、幼稚園教諭とともに安定した集団生活を送れるようにいろいろなことが計画されています。クラス全員で何かを作ったり、遊んだりすることが決まっている幼稚園と、お子さんの遊びたいことや興味を中心に活動する幼稚園があります。

発達障害の子どもは集団場面と家庭では違う姿を見せることがあり、入園後に気づく場合があります。特別な支援が必要な子どもにはサポート役として加配の先生をつけたり、個別に課題を与えたり、さまざまな工夫をしてくれたり、子どもにあった支援をする幼稚園もあります。担任をされる先生と話し合いを重ねながら、子どもにあった工夫を一緒に考えていくことが大切です。しかし、特別な支援を必要とする子どもの受け入れを断っている幼稚園もありますので確認が必要です。

入園については、各市町の教育委員会または幼稚園に直接問い合わせして下さい。

② 保育所

働きながら子育てをする親のために、乳児期より就学をするまで保育をします。長時間保育が可能な保育所もあります。保育所では、保育士がトイレトレーニングや着替えなど基本的な生活習慣をつけたり、自由遊びで自主性をつけたりします。

集団の場に入り、初めて発達障害があることに気づいたりすることがあります。特別な支援が必要な場合には、保育所でも障害児保育として加配の保育士をつけたりすることができます。子育て支援センターを附置されている保育所があり、地域の子育て家庭への支援を行っています。子育てに困難を感じている場合や何らかのサポートを求める場合には、だれでも相談を受けることができます。

入所については、各市町の児童福祉担当課または保育所に問い合わせして下さい。

③ 放課後児童クラブ

夫婦共働き家庭など保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生（おおむね10歳未満）に対し、放課後や夏休みなどの期間に、家庭に代わる生活

の場を確保し、適切な遊びや指導を行います。

運営主体は市町、社会福祉法人、NPO、保護者会など地域によって運営形態はさまざまです。石川県内に226カ所あり、発達障害等の障害児の受け入れは、拡大してきてはいるものの、未だに受け入れを限定しているクラブもあります。

今後は専門機関が巡回支援をしていく中で、受け入れを促進していくことが望まれています。問い合わせは、各市町児童福祉担当課または放課後児童クラブです。

(2) 児童福祉施設

① 知的障害児通園施設

知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

小松市立和光学園

〒923-0977 小松市額見町ら2-4 TEL(0761)44-2595 FAX(0761)43-0025

【理念・特徴】

発達の遅れがあると思われる就学前の子ども達が通っています。ひとり、ひとりの個性をうけとめ、子どもの思いを共有し、信頼関係をつくり、生きていく為の底力をつけることを目的としています。保育所との併用も可能です。

【定員】

通園30名

【療育活動】

- ① バス送迎（自家用車も可）
- ② 療育時間 月曜～金曜 AM10:00～PM3:00
- ③ 個別指導（月に2回、1回につき約60分）通園している子どもと親を対象にしています。他、小集団指導、音楽療法なども行っています。
- ④ 月に1～2日行事があります。親同士のふれあい、意見交換の場にもなっています。

なかよしはうす

〒920-3114金沢市吉原町口6番地2 TEL(076)257-3311 FAX(076)257-3394

金沢こども医療福祉センターの心身障害児総合通園センター部門の1つで、肢体不自由児を対象としたくれよんはうすとは別に、未就学の知的に障がいを持つ子ども達を対象に、小集団、個別指導、自発活動を通じて、整形外科・小児科・精神科・リハビリテーション科等と連携を図りながら、運動、言語、感覚機能、日常生活などの総合的な療育を行っています。

定員は30名です。

発達障害のお子さんに関する相談を、金沢こども医療福祉センターの外来で受ける件数は年々増加してきています。そうした中で、なかよしはうすの利用を希望される場合には、療育手帳の有無にかかわらず、管轄の児童相談所で利用の適否に関する判定を受ける必要があります。お子さんの状態にあわせた施設利用を考え、地域の保育所との併用利用の形も可能です。

② 知的障害児施設

知的障害のある児童を入所させて、保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

石川県立錦城学園

〒922-0562 加賀市高尾町ヌ1-甲 TEL(0761)72-0069 FAX(0761)72-6868

【理念・特徴】

知的障害児を入所させ、保護するとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得してもらいます。

【定員】

入所10名

【療育活動】

① 入所

平成21年1月現在、6名が入園し、通学、生活訓練、作業訓練を行っています。入園希望の方は、直接学園または児童相談所にご相談ください。

② 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。期間は市町にご相談ください。

【手続き】市町福祉担当課

仏子園

〒924-0024 白山市北安田町548番地 TEL(076)275-0616 FAX(076)275-0689

【理念・特徴】

知的障害を持つ、子ども達の命や健康生活を守り育てると共に生活学習・労働学習及び障害に応じた様々な取り組みを通して障害を軽減し、人間的発達を援助することを目的としています。明和養護学校松任分校が隣接しており、学校と連携しながら総合的な療育をめざしています。

海洋クラブ活動（ヨット、カヌー）、海外姉妹施設提携（ドミニカ共和国、台湾、アメリカ合衆国、ヨルダン）等特徴ある取り組みを行っています。

【定員】 入所50名

【療育活動】

① 入所

平成21年1月現在、41名が入園しています。入園希望の方は、直接園または児童相談所にご相談ください。

② 児童短期入所事業

障害児（者）およびその保護者の疾病その他の理由によって、当該障害児（者）が一時的に支援を必要とする場合に、他施設等に保護する制度です。利用期間は7日以内とされていますが、やむを得ない理由があるときは延長が認められます。

【手続き】 市町福祉担当課

希望ヶ丘

〒920-0162 金沢市小池町九40番地

TEL(076)257-5211 FAX(076)257-2108

E-mail kibougaoka@p2223.nsk.ne.jp

障害を持つ人の「自立」と「共生」を基本理念に、知的障害児施設（知的障害者更生施設も併設）での日常生活支援を行うとともに、短期入所、日中一時支援などの事業も実施しています。

また、敷地内に地域活動支援センター「カッコー」を設置し、森本地区に5つのケアホーム・グループホームを持つなど、知的障害者の地域生活支援活動を積極的に進めています。

発達障害児・者の方のうち、療育手帳を所持している方、または医師により知的障害の診断を受けていらっしゃる方に対しては、本人の現状や施設支援体制などを総合的に判断した上で、上記支援利用の適否を判断します。

(3) 児童デイサービス

【サービスの内容】

障害児を知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童

(4) 医療機関への受診について

発達障害への対応は、小児科、精神科、神経科、心療内科、クリニックなど多くの病院や医院が対応をしています。また、総合病院や大学の附属病院、療育センターなどでは発達障害に特化した外来窓口も増えてきました。

しかし、担当している医師の専門領域によるところも大きく、発達障害の専門医、医療機関が大幅に不足しているというのが現実です。医療機関を受診する際には、発達障害（高機能広汎性発達障害、ADHD、LD等）の診断および発達支援を行うことができる医療機関かどうか調べてから受診しましょう。

発達障害の相談を受けているセンターや相談機関などに問い合わせながら受診先を紹介してもらうことも一つの方法です。

受診の際には、保険証や医療券などを忘れないようにすることはもちろんですが、「そだちの手帳」（石川県発達障害支援センター平成20年3月作成<http://www.pref.ishikawa.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/sodati-zentai.pdf>）にこれまでの育ちの状況を記載整理して持参すると問診の時に役に立ちます。短時間での受診で、本人に聞かせたくないエピソードなどがある時には、別々に受診を希望したり、一緒に受診することがよいか相談してから受診することも一つの方法です。

(5) 障害者手帳（発達障害に関係するもの）

① 療育手帳

療育手帳は知的障害のある人（知的障害が概ね18歳までにあらわれた人）に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けやすくすることを目的に交付されるものです。

知的障害者に対する援助措置には、

(ア) 特別児童扶養手当、(イ) 心身障害者扶養共済、(ウ) 国税、地方税の諸控除及び減免税、(エ) 公営住宅の優先入居、(オ) N H K受信料の免除、(カ) J Rやのと鉄道など旅客運賃の割引、(キ) 生活保護の障害者加算、(ク) 生活福祉資金の貸付、(ケ) N T Tの無料番号案内、(コ) 携帯電話使用料の割引、(サ) 公共施設の利用料割引などがあります。

詳細については、市町福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。

② 精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定することで、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神に障害を持つ人の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されるものです。

精神障害者に対する援助措置には、

(ア) 国税、地方税の諸控除及び減免税、(イ) 心身障害者扶養共済、(ウ) 公営住宅の優先入居、(エ) 生活保護の障害者加算、(オ) 生活福祉資金の貸付、(カ) N T Tの無料番号案内、(キ) 携帯電話使用料の割引、(ク) 公共施設の利用料割引や公共交通機関の運賃の割引などがあります。

詳細については、市町福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。

③ 発達障害への対応

療育手帳は、知的障害を対象とした手帳で、発達障害そのものを対象としたものではありません。そのため、発達障害があっても、IQが高い場合は取得が難しい場合があります。発達障害のある人で、IQが高いために療育手帳の取得が難しい場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得する人もいます。取得可能かどうかは、精神科の医師などに相談されることが適切と思われます。

④ 利用のヒント

最近では、障害者手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳・身体障害者手帳）

がなくても利用できる支援サービスが増えつつありますが、手帳を取得するのとししないのとでは利用範囲がかなり異なります。

また、一定規模以上の会社は障害者を一定の割合で雇用することが、法律で義務づけられており、手帳を取得していると、就労しやすいため、就労期になって手帳を取得するケースも多くみられます。

障害者手帳を取得すると、税の控除が受けられたり、各種の割引が使えたり、支援サービスを利用することができたりするという優遇措置を受けることができます。

一方、障害者手帳を取得することで、直接不利益を受けることはありませんが、本人も保護者も障害を認めるという点で、踏み込む必要があり、保護者も本人も決断が難しいケースもあります。

また、IQが高い場合などは、就労や社会生活で困難があっても、療育手帳の取得が困難です。

このような場合でも、作業能力なども含めた基準により、障害者職業センターで雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定を受ける制度があります。

(6) 税制度

種 類	内 容		金 額 等	取 扱
所 得 税 (国 税)	障害者控除 ・本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者（身障手帳 3 級～6 級、療育手帳 B、精神保健福祉手帳 2・3 級）の場合		所得控除 27 万円	税 務 署
	特別障害者控除 ・上記の障害者が重度（身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級）の場合		〃 40 万円	
	同居特別障害者扶養控除等 ・控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障害者の場合		〃 73 万円	
住 民 税	障害者控除 ・本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者（身障手帳 3 級～6 級、療育手帳 B、精神保健福祉手帳 2・3 級）の場合		所得控除 26 万円	市 町 村 役 場
	特別障害者控除 ・上記の障害者が重度（身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級）の場合		〃 30 万円	
	同居特別障害者扶養控除等 ・控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障害者の場合		〃 56 万円 加算	
	前年の合計所得が 125 万円以下の障害者		非課税	
自 動 車 税・自 動 車 取 得 税 (県 税) ・ 軽 自 動 車 税 (市 町 村 税)	手帳の 種類	減免の対 象となる 障害の範 囲	内 容	取 扱
	療育手帳	A	本人運転 ●障害者等が取得又は所有する自動車で、専らその者が運転するもの。 家族運転 ●障害者等が取得又は所有する自動車で、障害者等と生計を一にする者が当該障害者の通学、通院、通所、通勤又は生業のために運転するもの。	
	精神障害 者保健福 祉手帳	1 級	介護者運転 ●知的障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が取得又は所有する自動車で、当該障害者等と生計を一にする者が専ら当該障害者等の通学、通院、通所、通勤又は生業のために運転するもの。 ●障害者のみで構成される世帯の障害者等が所有する自動車で、専ら当該障害者等の通院等のために常時介護する者が運転するもの。 ※軽自動車税の減免の対象範囲は上記の表と若干異なる。	
種 類	内 容		金 額 等	取 扱
相 続 税 (国 税)	法定相続人である障害者が相続により財産を取得した場合		税額控除 [70 歳に達するまでの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円) を乗じた金額]	税 務 署
贈 与 税 (国 税)	親が特別障害者の子のために、財産を信託銀行に特定贈与信託した場合		6,000 万円を 上限に非課 税	税 務 署

(7) 運賃等割引制度

項目	対象者等	割引	申込み	備考
J R 旅客（鉄道）運賃	第1種身体障害者及び知的障害者	本人 50%	乗車券販売窓口	単独で乗車する場合は、片道 100 km を超える場合のみ適用
		付添人 50%		
	第2種身体障害者及び知的障害者	本人 50%		片道 100 km を超える場合のみ適用
急行券・回数乗車券の発行は第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合 定期乗車券の発行は第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合、第2種の12歳未満の児童が介護者と乗車する場合（介護者も割引）				
のと鉄道(株)旅客運賃	第1種身体障害者及び知的障害者	本人 50%	各 駅	※初乗り運賃よりは安くならない
	その他の身体障害者及び知的障害者	介護者 50%		
北陸鉄道(株)旅客運賃	身体障害者手帳、療育手帳所持者	本人 50%	車内で手帳呈示	介護者の割引については係員が必要とみなしたとき
		介護者 50%		
乗合バス旅客運賃	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	本人 50%	車内で手帳呈示	介護者の割引については係員が必要とみなしたとき
		介護者 50%		
タクシー運賃	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※範囲は市町により異なる	基本的に初乗り運賃を助成する	市町窓口 (福祉タクシー利用助成券交付申請を行う)	※年間あたりの交付枚数に制限あり
航空運賃	第1種身体障害者及び知的障害者（12歳以上）	各航空会社により異なる	航空券販売窓口にて手帳を呈示 (療育手帳の方は事前に、割引対象である旨の押印を市町村役場で受ける)	本人と介護者1名に対して割引
	第2種身体障害者及び知的障害者（12歳以上）			本人のみ割引
有料道路通行料金	身体障害者手帳、療育手帳の所持者（自ら運転する場合）	50%	料金所で、身障手帳又は療育手帳を提示（事前に割引対象である旨の押印を市町役場で受ける。）	※ETCについても割引あり
	1種の身体障害者手帳、療育手帳Aの所持者（介護者運転の場合）			上記の車がない場合は、日常的介護者が所有するものに限る。

項目	対象者等	割引	申込み	備考
各施設入場料等	障害者手帳の所持者 ※範囲は各施設により異なる	本人 ※各施設により異なる 介護者 ※各施設により異なる	手帳の呈示等	
NHK放送受信料の免除	身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、かつ、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合	全額免除	放送局	町長又は福祉事務所長の証明が必要
	視聴覚障害者、重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主	半額免除		
NTT番号案内料（ふれあい案内）	視覚障害（1～6級）や肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1・2級）の身体障害者 知的障害者 精神障害者保健福祉手帳を有している者	全額免除	NTT支店・営業所、又はフリーダイヤル（0120-104174）	申込により登録が必要

(8) 障害基礎年金

① サービスの概要

国民年金等の加入者が、障害者になった場合に受けられる年金です。知的障害のように20歳になる前から障害がある場合は、20歳になった時点で対象となります。

年金の支給額は、平成21年3月現在、1級障害で年額990,100円、2級障害で年額792,100円ですが、支給対象になると保険料の支払いが免除されます。

障害基礎年金の受給のためには、社会保険事務所か市町の窓口で障害給付裁定請求書、診断書などの必要書類をもらい、医師の診断を受けて提出します。

年金の支払いは、年6回（2，4，6，8，10，12月）、各2ヶ月分ずつ口座振込で支給されます。

② 発達障害者への対応

現行の制度では発達障害というだけでは、受給要件である一定の障害には該当しません。しかし、身体障害、知的障害、精神障害に該当する場合等は、対象となる場合があります。発達障害者支援センターや市町などの窓口で相談をしてみましょう。

③ 利用のヒント

障害基礎年金の支給判定には、医師の診断書が必要です。この診断書の中に、日常生活能力の判定として、「身の自立や清潔保持」「金銭管理や買物」「通院と服薬」「意思伝達や対人関係」などの項目があり、「自発的にできる」「自発的にできるが援助が必要」「自発的にはできないが援助があればできる」「できない」の4段階で判定されます。

発達障害や知的障害の場合は、身体に障害がある場合と違い、一人で「できる」と思われがちです。しかし、同居の家族など周囲の人たちからの援助や支援や配慮が不可欠となっている場合が少なくありません。実際の判定では、本人が、一人暮らしをした場合を想定し、一人で「できる」か、できなければ、どのような福祉サービスが必要とされているのか、自立の観点から生活能力を見ていくことが大切です。

裁定請求する場合に、わからない点などあれば、お近くの発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターなどに相談をしてみましょう。

④ その他の留意点

20歳前になると、国民年金の加入通知書が届きますが、障害基礎年金の裁定請求を行っている間は、支払が猶予されます。詳しくは市町の窓口にご相談してみてください。

また障害基礎年金を受給している場合、就労しているという理由で支給停止となることはありませんが、本人の所得が一定額以上あると半額停止または全額停止となります。この基準金額は年度ごとに見直しが行われます。詳細は市町の窓口でご確認ください。

⑤ 所得保障制度（ 石川社会保険事務局 ）

	国民年金（障害基礎年金）	厚生年金保険（障害厚生年金）
支給要件	<p>☆ 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある障害者</p> <p>☆ 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、又は20歳に達した後に障害の状態となったとき</p>	<p>☆ 加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること</p>
障害認定時	<p>☆ 初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヶ月経過したときに、障害の程度が2級以上の状態であるとき。（例外：人工透析などは診療後3ヶ月で認定）</p> <p>※ 障害認定時に障害程度が2級未満であっても、その後障害程度が上がった場合、請求によって支給認定を受けることができる。ただし、請求は満65歳になる誕生日の2日前までに行う必要あり。</p>	
年金額 (H20年度)	<p>(1級) 990,100円+子の加算</p> <p>(2級) 792,100円+子の加算</p> <p>子(※)の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子、第2子各227,900円 ・第3子以降 各75,900円 <p>※ 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、あるいは20歳未満で障害等級1級または2級の障害者に限る</p>	<p>①総報酬制導入前の ②総報酬制導入以後 被保険者期間分 + の被保険者期間分</p> <p>① $\left[\frac{\text{平均標準報酬月額}}{1000} \times \frac{7.50}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \right]$ (平成15年3月まで)</p> <p>② $\left[\frac{\text{平均標準報酬月額}}{1000} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \right]$ (平成15年4月以降)</p> <p>× 1.031 × 0.985</p> <p>(1級) {(①+②) × 1.25} + 配偶者の加算(227,900円)</p> <p>(2級) (①+②) + 配偶者の加算(227,900円)</p> <p>(3級) (①+②) (最低保障額594,200円)</p> <p>被保険者期間300月未満の場合は、300月とみなす。</p>
備考	市町村役場	社会保険事務所

特別障害給付金制度（平成17年4月1日施行）	
支給要件	<p>国民年金の任意加入対象とされていた</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昭和61年3月以前の被用者年金制度に加入していた方の配偶者等 ② 平成3年3月以前の学生 <p>であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外</p>
支給額	<p>障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額5万円（毎年度の物価変動に合わせて改定）</p> <p>障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額4万円（毎年度の物価変動に合わせて改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金は請求日が属する月の翌月分から支給
備考	市町村役場（窓口）・社会保険事務所（事務管轄）

(9) 障害者自立支援法

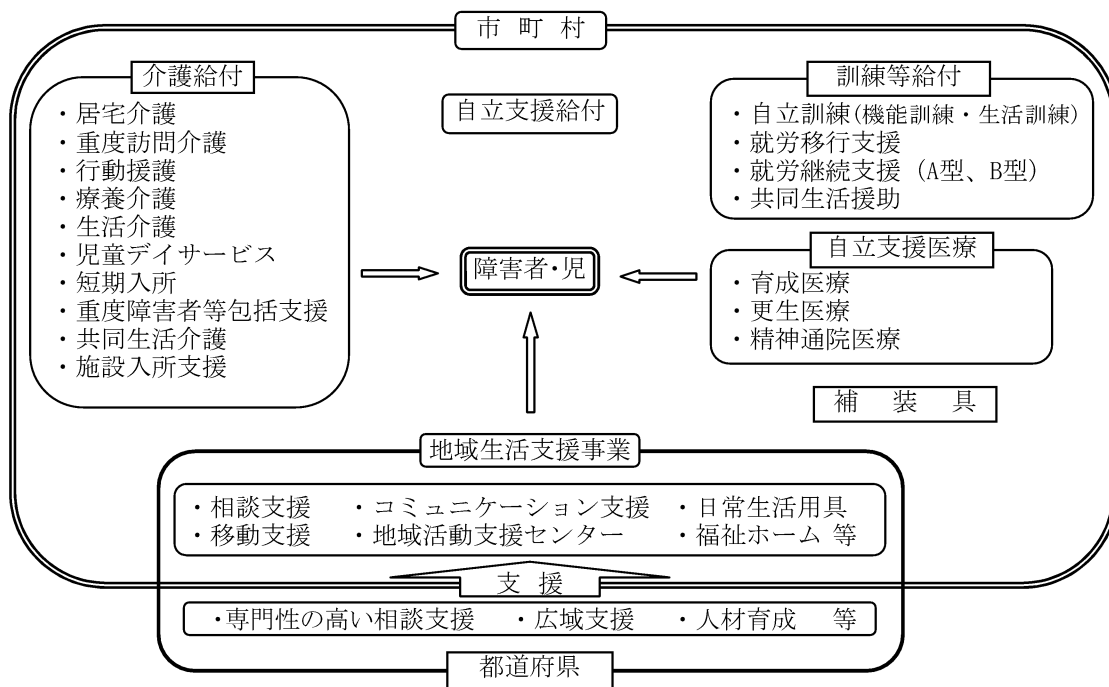
① サービスの概要

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成18年10月に施行された法律であり、障害者に対する支援サービスの利用について一元的に定めています。

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編して、身近な市町が責任をもって一元的にサービスを提供することを目指しています。

個別に支給決定が行われる障害福祉サービスや障害にかかる公費負担医療や補装具の給付などの「自立支援給付」と、各自治体がその地域の実情に応じて柔軟にサービス提供を行う「地域生活支援事業」からなっています。

《自立支援システムの全体図》



② 発達障害への対応

この法律は、従来はバラバラであった、三障害（身体障害・知的障害・精神障害）に対する制度を一元化したことが一つの特徴です。発達障害者は、知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となり得ます。

③ 利用のヒント

「自立支援給付」のうち、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。それぞれ、利用の際の手続きが異なりますが、利用の相談、申請は市町の窓口等で行います。「介護給付」の場合は支給決定にあたり、介護給付の必要度を表す「障害程度区分」の認定を受ける必要があります。

また、自立支援法は、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、必

要なサービスを利用する人も利用に際して原則として1割の自己負担を定めています。（各種の減免措置があります）。

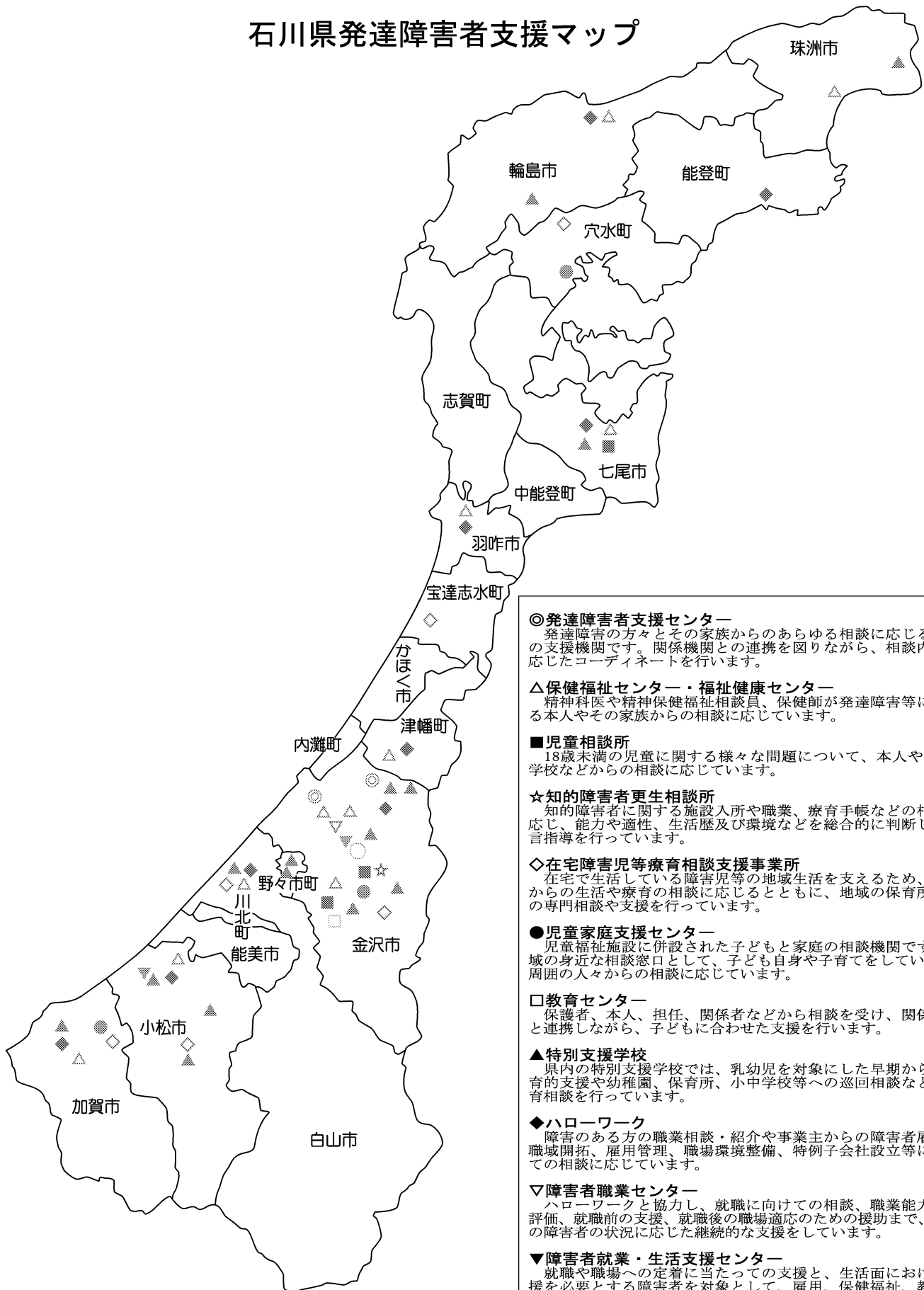
④ その他（法律の見直しについて）

障害者自立支援法は、障害の種別を超えて制度を一元化し、障害のある人の自立と社会参加を目指した法律です。一方、利用者は一律でコストを負担するという「1割の応益負担」については、従来の制度から負担が増える人が多かったこともあり、反対の声が上がりました。また、「障害程度区分」についても、知的障害や精神障害の人の特性を反映していないという指摘があります。

障害者自立支援法は、見直しが予定されており、その中で発達障害の位置づけの明確化、利用者負担のあり方、障害程度区分などについて検討されています。

[参 考 资 料]

石川県発達障害者支援マップ



- ◎**発達障害者支援センター**
 発達障害の方々とその家族からのあらゆる相談に応じる専門の支援機関です。関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じたコーディネートを行います。
- △**保健福祉センター・福祉健康センター**
 精神科医や精神保健福祉相談員、保健師が発達障害等に関する本人やその家族からの相談に応じています。
- 児童相談所**
 18歳未満の児童に関する様々な問題について、本人や家族、学校などからの相談に応じています。
- ☆**知的障害者更生相談所**
 知的障害者に関する施設入所や職業、療育手帳などの相談に応じ、能力や適性、生活歴及び環境などを総合的に判断し、助言指導を行っています。
- ◇**在宅障害児等療育相談支援事業所**
 在宅で生活している障害児等の地域生活を支えるため、家族からの生活や療育の相談に応じるとともに、地域の保育所等への専門相談や支援を行っています。
- 児童家庭支援センター**
 児童福祉施設に併設された子どもと家庭の相談機関です。地域の身近な相談窓口として、子ども自身や子育てをしている人、周囲の人々からの相談に応じています。
- 教育センター**
 保護者、本人、担任、関係者などから相談を受け、関係機関と連携しながら、子どもに合わせた支援を行います。
- ▲**特別支援学校**
 県内の特別支援学校では、乳幼児を対象にした早期からの教育的支援や幼稚園、保育所、小中学校等への巡回相談などの教育相談を行っています。
- ◆**ハローワーク**
 障害のある方の職業相談・紹介や事業主からの障害者雇用の職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談に応じています。
- ▽**障害者職業センター**
 ハローワークと協力し、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的な支援をしています。
- ▼**障害者就業・生活支援センター**
 就職や職場への定着に当たっての支援と、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を行いながら、就業や日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。
- いしかわ若者サポートステーション**
 臨床心理士、産業カウンセラーが各種相談やカウンセリングに応じ、若者一人ひとりの状況に応じてその職業的・社会的自立に向けた継続的な支援を行います。

発達障害者相談支援機関一覧

①発達障害者支援センター

名 称	住 所	電話番号
石川県発達障害支援センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5557
発達障害者支援センターパース	金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F	076-257-5551

②児童相談所

名 称	住 所	電話番号
石川県中央児童相談所	金沢市本多町3丁目1番10号	076-223-9553
石川県七尾児童相談所	七尾市古府町そ部8番地	0767-53-0811
金沢市教育プラザ富樫こども総合相談センター	金沢市富樫3丁目10番1号	[教育相談] 076-243-1038 [金沢市児童相談所] 076-243-4158

③知的障害者更生相談所

名 称	住 所	電話番号
石川県知的障害者更生相談所	金沢市本多町3丁目1番10号	076-223-9554

④在宅障害児等療育相談支援事業所

名 称	住 所	電話番号
サポートセンターゆめのわ	加賀市動橋町リ-1	0761-74-6603
小松療育園	小松市瀬領町丁1-2	0761-46-1306
仏子園	白山市北安田町548番地2	076-275-0616
石川療育センター	金沢市上中町イ67番地2	076-229-3033
サポートアメニティあらいぶ	宝達志水町小川式7-1	0767-28-8820
石川県精育園	穴水町字七海6-50	0768-52-0284

⑤保健福祉センター・福祉健康センター

名 称	住 所	電話番号
南加賀保健福祉センター	小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796
南加賀保健福祉センター加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1	0761-76-4300
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250
石川中央保健福祉センター河北地域センター	津幡町字中橋口1-1	076-289-2177
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	0767-53-2482
能登中部保健福祉センター羽咋地域センター	羽咋市旭町ユ20番地	0767-22-1170
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4	0768-22-2011
能登北部保健福祉センター珠洲地域センター	珠洲市宝立町鶴島ハ124	0768-84-1511
金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6-15-5	076-242-1131
金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1-12-12	076-251-0200
金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3-4-25	076-234-5103

⑥児童家庭支援センター

名 称	住 所	電話番号
ファミリーステーションいなみえん	加賀市片山津温泉井6番地	0761-75-8889
こども家庭支援センター金沢	金沢市平和町3丁目23番5号	076-243-8341
あすなろ子育て広場	穴水町志ヶ浦15字1番地-3	0768-52-4141

⑦教育センター

名 称	住 所	電話番号
石川県教育センター	金沢市高尾町ウ31番地1	076-298-1729

⑧特別支援学校

学 校 名	住 所	電話番号
石川県立盲学校	金沢市小立野5-3-1	076-262-9181
石川県立ろう学校	金沢市窪6-218	076-242-6218
石川県立総合養護学校	金沢市南森本町1-1	076-258-1715
石川県立小松瀬領養護学校	小松市瀬領町丁138-1	0761-46-1324
石川県立養護学校	野々市町太平寺4-164	076-248-0661
石川県立錦城養護学校	加賀市豊町イ120-1	0761-73-3101
石川県立小松養護学校	小松市金平町丁76	0761-41-1215
石川県立明和養護学校	野々市町中林4-70	076-246-1133
石川県立明和養護学校 松任分校	白山市北安田町547	076-276-6899
石川県立七尾養護学校	七尾市下町己部54	0767-57-1244
石川県立七尾養護学校 輪島分校	輪島市門前町平1-32	0768-42-3121
石川県立七尾養護学校 珠洲分校	珠洲市三崎町本17-47	0768-82-5401
石川県立医王養護学校	金沢市岩出町ホ1	076-257-0572
石川県立医王養護学校 小松みどり分校	小松市向本折町へ14-1	0761-24-0103
金沢大学附属特別支援学校	金沢市東兼六町2-10	076-263-5552

⑨ハローワーク

名 称	住 所	電話番号
ハローワーク金沢	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030(代)
ハローワーク津幡	津幡町字清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク白山	白山市西新町235	076-275-8533
ハローワーク小松	小松市日の出町1-120	0761-24-8609
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部2	0767-52-3255~6
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241~2
ハローワーク輪島	輪島市鳳至町畠田99-3	0768-22-0325
ハローワーク能登	能登町宇出津新港3-2-2	0768-62-1242

⑩障害者職業センター

名 称	住 所	電話番号
石川障害者職業センター	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-225-5011

⑪障害者就業・生活支援センター

名 称	住 所	電話番号
金沢障害者就業・生活支援センター (金沢市社会福祉協議会)	金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
こまつ障害者就業・生活支援センター (こまつ育成会)	小松市桜木町96-2	0761-21-8553

⑫いしかわ若者サポートステーション

名 称	住 所	電話番号
いしかわ若者サポートステーション	金沢市広坂2-1-1	076-235-3060

市町障害福祉・母子保健・児童福祉担当課一覧

	市町	障害福祉担当		母子保健担当課		児童福祉担当課	
		課名等	電話番号	課名等	電話番号	課名等	電話番号
1	金沢市	障害福祉課	076-220-2289	泉野福祉健康センター	076-242-1131	こども福祉課	076-220-2299
				元町福祉健康センター	076-251-0200	福祉総務課	076-220-2278
				駅西福祉健康センター	076-234-5103	子ども総合相談センター	076-243-1038
2	七尾市	福祉課	0767-53-8464	健康推進課	0767-53-3623	子育て支援課	0767-53-8419
3	小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8052	すこやかセンター	0761-21-8118	児童家庭課	0761-24-8054
4	輪島市	福祉課	0768-23-1161	健康推進課	0768-23-1136	福祉課	0768-23-1161
5	珠洲市	福祉課	0768-82-7748	健康増進センター	0768-82-7742	福祉課	0768-82-7747
6	加賀市	福祉保険課	0761-72-7852	健康課	0761-72-7866	こども課	0761-72-7855
7	羽咋市	健康福祉課	0767-22-1048	健康福祉課(健康推進係)	0767-22-1115	健康福祉課(子育て支援係)	0767-22-1114
8	白山市	障害福祉課	076-274-9526	健康推進課(健康センター松任内)	076-274-2155	子育て支援課	076-274-9527
9	かほく市	健康福祉課	076-283-7120	健康福祉課	076-283-7120	子育て支援課	076-283-7155
10	能美市	福祉課	0761-52-8002	健康推進課	0761-52-8004	福祉課	0761-52-8002
11	川北町	福祉課	076-277-1111	福祉課	076-277-8388	住民課	076-277-1111
12	野々市町	しあわせ支援課	076-227-6063	保健センター	076-248-3511	子育てあんしん課	076-227-6077
13	津幡町	健康福祉課	076-288-7926	健康福祉課	076-288-7926	町民児童課	076-288-6726
14	内灘町	介護福祉課	076-286-6703	保健センター	076-286-6101	町民生活課	076-286-6701
						子育て支援センター(カンガルー内蔵)	076-238-3233
15	志賀町	健康福祉課	0767-32-9131	保健福祉センター	0767-32-0339	子育て支援課	0767-32-9122
				富来保健福祉センター	0767-42-0031		
16	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	健康福祉課	0767-28-5506	住民課	0767-29-8120
17	中能登町	福祉課	0767-72-3135	保健環境課	0767-72-3129	福祉課	0767-72-3134
18	穴水町	健康福祉課	0768-52-3650	保健センター	0768-52-3589	健康福祉課	0768-52-3650
19	能登町	健康福祉課	0768-72-2503	健康福祉課	0768-72-2504	健康福祉課(児童福祉係)	0768-72-2512

児童デイサービス事業所一覧

	事業所名称	運営主体	所在地	電話	定員
1	児童デイサービスセンターたんぽぽ	うめの木学園	小松市金平町148番地	0761-41-1301	10
2	サービスセンターさくら	こまつ育成会	小松市桜木町96番地2	0761-21-8982	5
3	サービスセンターおおぞら	こまつ育成会	小松市埴田町78番地1	0761-47-2214	10
4	児童デイサービスセンタードレミ	松寿園	小松市向本折町7205番地	0761-22-5120	5
5	キッズデイサービスゆめのわ	幸徳園	加賀市動橋町1-1	0761-74-1609	10
6	デイサービスセンター楽	南陽園	加賀市潮津町59番地1	0761-74-4040	10
7	生活支援ネットBe星が岡ステーション児童デイサービス	佛子園	能美市和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
8	児童デイサービスわくわく	サポートステーションWakuWaku	金沢市長土堀3丁目8番41号	076-262-0988	10
9	国立病院機構医王病院	国立病院機構医王病院	金沢市岩出町ニ73番地	076-258-1180	10
10	金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市	金沢市十一屋町4番34号	076-243-6786	20
11	エイブルベランダBe	佛子園	金沢市三馬1丁目369番地	076-241-1200	15
12	キッズ・ベランダBe	佛子園	金沢市高尾1丁目27番地1	076-296-3663	10
13	ハッピータウンクオレ	愛里巣福社会	金沢市伏見台1丁目6番13号	076-244-8081	10
14	センチュリー児童デイサービスきよかわまち	ヒロコ・サブライ	金沢市清川町3番7号吉田ビル	076-241-1145	10
15	生活支援ネットBe仏子園ステーション児童デイサービス	佛子園	白山市北安田町548番地	076-275-0616	10
16	知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	藤乃会	野々市町太平寺2丁目258番地3号	076-246-2778	10
17	ほ〜だ	アシスト	野々市町稲荷4丁目96	076-213-5547	10
18	児童デイサービスセンターみのりの里	みのり会	七尾市国分町セ部18番地	0767-53-7266	10
19	生活支援ネットBe日本海倶楽部ステーション	佛子園	能登町字立壁92番地	0768-72-8180	10

知的障害者関連施設

NO	事業所名称	圏域	郵便番号	所在地 〔1〕	所在地 〔2〕	電話番号	FAX	定員		運営主体 〔区分〕	運営主体 〔名称〕	代表者名	設置 年月日
								入所	通所				
1	石川県立錦城学園	南加賀	922-0562	加賀市高尾町ヌ1-甲		0761-72-0069	0761-72-6868	90	-	石川県石川県		谷本正憲	S55.4.1
2	星が岡牧場	南加賀	923-1224	能美市和気町ヤ4-5		0761-51-6553	0761-51-6156	30	30	社会福祉法人	佛子園	雄谷良成	H7.4.1
3	アカシヤの里	石川中央	920-0226	金沢市栗崎町5丁目3番1号		076-237-0294	076-237-0295	50	-	社会福祉法人	アカシヤの里	松田輝次	S59.8.1
4	希望が丘	石川中央	920-0162	金沢市小池町九-40番地		076-257-5211	076-257-2108	68	-	社会福祉法人	希望が丘	嵯峨元	S50.4.1
5	愛育学園	石川中央	920-1135	金沢市北袋町イ101番地		076-235-8800	076-235-8801	80	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	H13.4.1
6	ふじのき寮	石川中央	920-1146	金沢市上中町ト7番地1		076-229-1464	076-229-1479	90	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	S49.6.1
7	ハビリポート若葉	石川中央	920-1341	金沢市別所町クの10番		076-247-6787	076-247-6768	210	-	社会福祉法人	陽風園	奥清	S39.4.1
8	たけまた友愛の家	石川中央	920-0131	金沢市東原町フ14番地2		076-257-7830	076-257-7840	-	35	社会福祉法人	金沢手をつなぐ親の会	寺田外喜男	H5.4.1
9	たけまた友愛の家分揚鈴見台虹の家	石川中央	920-1161	金沢市錦見台5-7-13		076-261-7870	076-261-7870	-	19	社会福祉法人	金沢手をつなぐ親の会	寺田外喜男	H9.7.1
10	青い鳥更生施設	石川中央	920-2364	白山市杉森町へ1-1		076-254-8181	076-254-8188	30	-	社会福祉法人	鳥越福祉会	前川専一	H10.11.1
11	はぎの郷	石川中央	929-0443	津幡町別所への1		076-288-0339	076-288-0340	50	-	社会福祉法人	つくしの会	緩詰潔	H元.6.1
12	ハイネス	能登中部	929-1717	中能登町長川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	30	-	社会福祉法人	つばさの会	今井武司	H16.4.1
13	石川県立精学園	能登北部	927-0027	穴水町字七海6字50番地		0768-52-0284	0768-52-3349	145	-	石川県石川県		谷本正憲	S38.8.5
小計								873	84	13施設			
1	うめの木学園	南加賀	923-0153	小松市金平町リ148番地		0761-41-1301	0761-41-1648	50	40	社会福祉法人	うめの木学園	木下文雄	S50.10.1
2	ドレミ	南加賀	923-0961	小松市向本折町ワ205		0761-22-5120	0761-22-5120	-	20	社会福祉法人	松寿園	伊藤貞之	H13.4.1
3	カナン学園	南加賀	922-0265	加賀市水田丸町ワ2番地2		0761-77-1500	0761-77-1531	50	-	社会福祉法人	珠明会	鹿野秀朔	S60.4.1
4	アグリ加賀	南加賀	922-0271	加賀市尾俣町33番地		0761-77-2622	0761-76-3988	-	30	社会福祉法人	花友会	宮本一夫	H16.6.1
5	幸徳園	南加賀	922-0331	加賀市動橋町リ-1		0761-74-1609	0761-74-1022	-	40	社会福祉法人	幸徳園	三部忍	H57.4.1

NO	事業所名称	区域	郵便番号	所在地(1)	所在地(2)	電話番号	FAX	定員		運営主体(区分)	運営主体(名称)	代表者名	設置年月日
								入所	通所				
6	夢うさぎ	南加賀	922-0404	加賀市源平町84番地		0761-74-6969		-	20	社会福祉法人南陽園		表修司	H15.5.1
7	ワークセンター星が岡	南加賀	923-1224	能美市和気町ヤ4-5		0761-51-6553	0761-51-6156	-	20	社会福祉法人佛子園		雄谷良成	H16.11.1
8	ワークショップひなげし	石川中央	921-8111	金沢市若草町12番7号		076-243-0326	076-243-0327	-	20	社会福祉法人ひろびろ福祉会		野間比南子	H16.4.1
9	若草福祉作業所	石川中央	921-8106	金沢市十一屋町4番34号		076-244-7731	076-244-7754	-	55	社会福祉法人むつみ会		寺西博	S51.2.1
10	若草福祉作業所分場コスモス	石川中央	920-0934	金沢市宝町8-1		076-224-6933	076-224-6933	-	10	社会福祉法人むつみ会		寺西博	H6.4.1
11	やちぐさ作業所	石川中央	920-0827	金沢市牧町子71番地		076-251-5139	076-251-7750	-	37	社会福祉法人やちぐさ会		浅田平七	S62.4.1
12	彦三のぞみ苑	石川中央	920-0901	金沢市彦三町2丁目12番12号		076-221-5800	076-221-5899	-	35	社会福祉法人金沢手をつなぐ観の会		寺田外喜男	H18.4.1
13	夢工房	石川中央	920-0373	金沢市みどり3丁目130番地		076-269-0680	076-269-1707	-	33	社会福祉法人清風会		小林富彦	H12.4.1
14	聖ヨゼフ苑作業所	石川中央	920-0377	金沢市打木町東155番地		076-240-6221	076-240-2001	-	60	社会福祉法人聖ヨゼフ苑		野村純一	H3.4.1
15	あけぼの作業所	石川中央	920-0944	金沢市三口新町1丁目8番1号		076-263-7101	076-260-0635	-	40	社会福祉法人陽風園		奥清	H8.4.1
16	セルブあさがお	石川中央	924-0063	白山市笠間町156-1		076-274-9177	076-274-9178	-	30	社会福祉法人松の実福祉会		西井外志久	H9.4.1
17	松の美園	石川中央	924-0804	白山市徳丸町625-1		076-276-6452	076-274-2360	-	30	社会福祉法人松の実福祉会		西井外志久	S61.4.1
18	青い鳥授産施設	石川中央	920-2364	白山市杉森町へ1-1		076-254-8182	076-254-8189	-	20	社会福祉法人鳥越福祉会		前川専一	H10.11.1
19	けやき野苑	石川中央	921-8834	野々市町中林1-1-1		076-248-4871	076-248-4893	-	40	社会福祉法人富明会		岩田廣美	H4.4.1
20	はばたき	石川中央	929-0325	津幡町加賀爪へ120番地		076-289-2277	076-289-2281	-	40	社会福祉法人やまびこ		島三郎	S60.4.1
21	みのり園	能登中部	926-0821	七尾市国分町七部18番地		0767-53-7266	0767-52-9028	-	40	社会福祉法人みのり会		松浦正武	S61.4.1
22	あおぞら	能登中部	925-0014	羽咋市釜屋町中81-3		0767-22-2918	0767-22-9037	-	35	社会福祉法人はくい福祉会		中江循	H16.4.1
23	今浜苑	能登中部	929-1344	宝達志水町今浜新耕128-1		0767-28-2900	0767-28-2928	50	-	社会福祉法人四恩会		真田穰治	H2.4.1
24	ウイング	能登中部	929-1717	中能登町良川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	-	30	社会福祉法人つばさの会		今井武司	H16.4.1
25	アドニス	能登中部	929-1717	中能登町良川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	30	-	社会福祉法人つばさの会		今井武司	H16.4.1
26	ふれあい工房あざし	能登北部	927-2353	輪島市門前町是清イの1番地		0768-43-1991	0768-43-1999	50	15	社会福祉法人門前町福祉会		山口秀雄	H11.4.1

知的障害者
授産施設

種別 【小区分】	NO	事業所名称	圏域	郵便 番号	所在地 【1】	所在地 【2】	電話番号	FAX	定員		運営主体 【区分】	運営主体 【名称】	代表者名	設置 年月日
									入所	通所				
知的障害者 授産施設	27	日本海倶楽部	能登北部	927-0605	能登町	字立壁92番地	0768-72-8180	0768-72-8282	50	16	社会福祉法人	佛子園	雄谷良成	H16.4.1
	小計									280	756			
知的障害者 通所	1	愛育通所寮	石川中央	920-0966	金沢市	城南1丁目8番20号	076-262-2262	076-262-2291	25	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	S59.5.1
	小計									25	1			
旧法的 施設合計	41施設									1,178	840			

精神障害者関連施設

種別 【小区分】	NO	事業所名称	圏域	郵便 番号	所在地 【1】	所在地 【2】	電話番号	FAX	定員		運営主体 【区分】	運営主体 【名称】	代表者名	設置 年月日
									入所	通所				
精神障害者 福祉ホーム B型	1	いこい	石川中央	920-0205	金沢市	大浦町ホ25-1	076-239-0211	076-239-0295	20		医療法人社団	青樹会青和病院	青木 劔一郎	H15.4.1
	2	すまいる	石川中央	921-8834	野々市町	小林4-120	076-248-6646	076-248-6567	20		社会福祉法人	金沢市民生協会	小竹 弘文	H14.4.1
小計									40	0				
精神障害者 授産施設	1	ライフワーク金沢就労センター	石川中央	920-0205	金沢市	大浦町ホ24-1	076-238-3355	076-238-1621	27		医療法人社団	青樹会青和病院	青木 劔一郎	H11.4.1
	小計									27	0			
精神社 復合計	3施設									67	0			

発達障害者支援法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条—第十三条）
- 第三章 発達障害者支援センター等（第十四条—第十九条）
- 第四章 補則（第二十条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必

要な措置を講じるものとする。

- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措

置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実にを行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

索引項目

あ

アスペの会石川	56
アスペルガー症候群	1、2
いしかわ子ども交流センター	69
いしかわ子ども交流センター小松館	69
いしかわ子ども交流センター七尾館	69
いしかわ若者サポートステーション	49
石川県学習障害児・者親の会「PAL」	57
石川県自閉症協会	58
石川県障害者スポーツ大会	71
石川県障害者ふれあいフェスティバル	72
石川県精育園	30
石川県知的障害者更生相談所	14
石川県手をつなぐ育成会	59
石川県特別支援学校一覧	46
石川県内の特別支援学校	36
石川県発達障害支援センター	10
石川県保健福祉センター	15
石川県立医王養護学校	43
石川県立医王養護学校小松みどり分校	44
石川県立錦城養護学校	39
石川県立小松瀬領養護学校	38
石川県立小松養護学校	40
石川県立七尾養護学校	41
石川県立七尾養護学校珠洲分校	43
石川県立七尾養護学校輪島分校	42
石川県立明和養護学校	40
石川県立明和養護学校松任分校	41
石川県立盲学校	36
石川県立養護学校	39
石川県立ろう学校	36
石川障害者職業センター	48
石川障害者職業能力開発校	49
石川ひまわり号	72
石川療育センター	29
泉野福祉健康センター	17

いちごの会	59
医療機関への受診について	83
INREAL 金沢	77
内灘町健康推進課 保健センター	22
運賃等割引制度	87
AACで話そう け・せら・せら	76
駅西福祉健康センター	17
NPO法人日本ポーター協会	
石川湖南支部 ポーター おひさまの会	73
笑の会	60
Angel Kids	60
おじゃ mama どれみの会	61
おもちゃ図書館あいあい・らんど	69
親子ふれあいランド あい・あい・あい	69
親の会	56
親の会 クローバー	61
か	
加賀市健康課	20
加賀市知的に障害のある子と親の会・さざんかの会	61
学習障害	1、3
金沢エルデの会	62
金沢産業技術専門校	49
金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター	26
金沢市こども総合相談センター	26
金沢市児童相談所	14
金沢市障害者高齢者体育館（駅西むつみ体育館）	71
金沢市福祉健康センター	16
金沢障害者就業・生活支援センター	49
金沢大学附属特別支援学校	45
金沢つながりの会	63
かほく市健康福祉課	20
かほく市手をつなぐ育成会	63
川北町福祉課 保健センター	22
希望ヶ丘	82
教育機関	34
錦城学園	81

くれよんの会	64
くれよんめいと	64
げんきの会（石川県自閉症協会）	65
幸徳園サポートセンターゆめのわ	27
広汎性発達障害	1
こころの健康相談	16
子育て生活応援団「げんき倶楽部」	74
小松おもちゃ図書館サン・アビ	70
小松市いきいき健康課 すこやかセンター	18
こまつ障害者就業・生活支援センター	49
小松市立和光学園	80
小松療育園	27
雇用を援助する制度等	52
さ	
在宅障害児等療育相談支援事業	27
サポートアメニティあらいぶ	29
志賀町健康福祉課 保健福祉センター	24
市町障害福祉・母子保健・児童福祉担当課一覧	100
市町における発育・発達支援事業	18
児童相談所	12
児童デイサービス	83
児童デイサービス事業所一覧	101
自閉症	1、2
就学指導委員会	34
就労移行支援事業所	50
就労継続支援A型事業所	50
就労継続支援B型事業所	50
就労支援機関	47
障害基礎年金	89
障害者就業・生活支援センター	48
障害者自立支援法	92
障害者手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳）	84
所得保障制度	91
心身障害児在宅療育総合支援事業	15
珠洲市福祉課 健康増進センター	18
スペシャルオリンピックス日本・石川	72

すろーすてっぷ	65
精神障害者関連施設	104
税制度	86

た

大学・短大・専門学校	35
知的障害者関連施設	102
注意欠陥多動性障害（ADHD）	1、3
中央児童相談所	12
通級指導教室	34
通信制高校	35
つみきの会	66
でんでんむしの会（ひきこもり親の会）	16
電話相談	33
特定非営利活動法人ケーネット知楽市	73
特別支援学級	34
特別支援学校	34
特別支援教育就学奨励費	34
特別支援教育等について	34
どんぐりの会	66

な

中能登町保健環境課 保健センターすくすく	24
なかよしはうす	81
七尾鹿島手をつなぐ育成会	66
七尾市健康推進課 保健センター	18
七尾児童相談所	13
日常生活支援「サポートハウス」	75
能登町健康福祉課	24
野々市町教育委員会学校教育課	22
野々市町保健センター	22
能美市健康推進課	20

は

白山市健康増進課 健康センター松任	20
パースウェブネットクラブ	12
発達障害者支援センター パース	11

発達障害者支援法	105
発達障害者支援マップ	95
発達障害者相談支援機関一覧	96
ハローワーク（公共職業安定所）	47
福祉の店「夢や」	75
仏子園	28、82
フリースクール	35
保育所	79
放課後児童クラブ	79
宝達志水町健康福祉課	24
ポップコーンの会	67
ほのぼのクラブ	67
ま	
めばえの会	68
元町福祉健康センター	17
や	
幼児精神発達相談	15
幼稚園	79
わ	
輪島市健康推進課	18
輪島わくわくおもちゃの図書館	70
わははの会	68

Q & A 困っているのですが…

1 Q : 発達障害と言われたのですが…?

A : 第1章の「発達障害の理解と支援」(P1~)を参考にして下さい。

2 Q : どのだれに相談をしたらいいの?

A : 第2章に相談支援機関を紹介しております。ライフステージに沿った支援機関に相談しましょう。

3 Q : 発達障害と診断され、しつけの問題でないとわかったのですが、これからどのように育てたらいいのか心配です。

A : これからの対応が大切だと思います。困ったときには一人で抱え込まず、相談機関の助言を受けながら親子共に成長していきましょう。

4 Q : 近くの相談機関はどこにあるのか知りたいのですが?

A : 付図として相談支援機関のマップ(P95)が出ています。近くの機関を探してみましょう。

5 Q : 親子で遊びに行けるようなところがありますか? 集団への参加経験がないので、気軽に行ける所はないでしょうか?

A : 第2章の市町における発育・発達支援事業、第5章の親の会、第6章の公共施設などを参考にして、お出かけ下さい。

6 Q : 外に出かけることが苦手です。電話だけで相談をすることはできますか?

A : 発達障害の相談支援をしている機関では電話での相談も受けています。また、電話相談(P33)も参考にして下さい。

7 Q : 親同士、同じような悩みが分かち合える仲間がほしいけど…。

A : 第5章に親の会を紹介しています。参考にされ近くの会に出かけてみてはどうでしょうか。

8 Q : 先々のことが常々心配です。

A : 将来についてのイメージが見えてこない不安を持たれることがあります。ライフステージに対応した支援(P9)を参考にして下さい。それぞれの年代での相談機関が紹介されています。

- 9 Q：就学を前にして学校生活が心配です。
A：第3章の教育機関を参考にして下さい。就学前に市町への巡回相談等も行われています。
- 10 Q：高校受験を前にして集団の中でのテストに不安が大きいです…。
A：申請により、別室受験などの特別措置を受けることができます。在籍する中学校に相談を試みましょう。
- 11 Q：どのような仕事が合っているのか相談したい…。
A：特別支援学校高等部では、働く力を育てるために職場実習を行っています。
第4章の就労支援機関も参考にして下さい。
- 12 Q：病院を受診したいけど…。
A：発達障害の診断をしている様々な病院やクリニックで外来があります。「医療機関への受診について（P83）」も参考にして受診して下さい。
また、病気や怪我で発達障害の人が受診するときに、診療行為が困難な場合も少なくありません。受診の際には、医師や看護師等のスタッフに、「そだちの手帳」など本人の状況を理解してもらえる、わかりやすい資料を持参すると良いでしょう。
- 13 Q：障害者手帳をもらった方が良いのでしょうか？
A：取得することでサービスの利用範囲が広がります。就労にも有利です。第7章の暮らしの制度を参考して下さい。（P84）参照
- 14 Q：大学に入ったけれど、授業の選択等、学生生活に戸惑っているようなのですが…。
A：大学や短大などで学生相談室や健康保健センターに相談窓口を設置している所もあります。（P35）参照
- 15 Q：障害者自立支援法は障害の区別がないと聞いたのですが、発達障害は含んでいますか？
A：障害者自立支援法は、身体・知的・精神の三障害が対象ですが、発達障害についても、知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となり得ます。障害者自立支援法は今後見直しが予定され、発達障害の位置づけの明確化等についても検討される見込みです。（P92）参照

平成21年4月発行

石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

TEL 076-225-1427

FAX 076-225-1429

E-mail:shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp